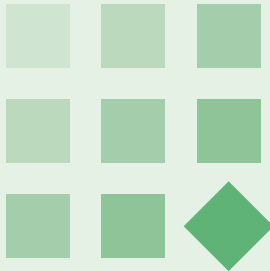


やっかん

ご契約のしおり・約款

医療保険に付加する特約

〈女性疾病入院特約〉〈通院特約〉〈総合先進医療特約〉
〈入院一時金特約〉〈女性特定手術特約〉〈三大疾病一時金特約〉
〈三大疾病無制限型長期入院特約〉〈介護一時金特約〉
〈認知症介護一時金特約〉〈就労所得保障一時金特約〉
〈精神疾患保障一時金特約〉〈ケガの特約〉〈終身特約〉



この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。
また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

はじめに

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手順などをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。



目次

ご契約のしおり

特約を中途付加できる主契約について

- 特約を中途付加できる主契約について…………… 6

各種特約のお支払について

- 「女性疾病入院特約」について…………… 7
- 「通院特約」について…………… 9
- 「総合先進医療特約」について…………… 12
- 「入院一時金特約」について…………… 15
- 「女性特定手術特約」について…………… 17
- 「三大疾病一時金特約」について…………… 19
- 「三大疾病無制限型長期入院特約」について…………… 23
- お支払の対象となる「三大疾病」について…………… 27
- 「介護一時金特約」について…………… 28
- 「認知症介護一時金特約」について…………… 31
- 「就労所得保障一時金特約」について…………… 33
- 「精神疾患保障一時金特約」について…………… 37
- 「ケガの特約」について…………… 40
- 「終身特約」について…………… 48
- 「リビング・ニーズ特約」について…………… 50
- 主契約における「1回の入院」について…………… 52
- 保険料の払込免除について…………… 53
- 特約の更新について…………… 55
- 対象となる不慮の事故について…………… 57

お支払いできない場合について

- お支払いできない場合について…………… 58

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

- お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の
具体的事例…………… 61

お申込にあたって

- 生命保険募集人について…………… 62
- クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）… 63
- 告知と告知義務について…………… 64
- 告知が事実と相違する場合…………… 65
- 特約を中途付加した場合の付加日および保険期間について… 67
- 特約保険料の払込について…………… 69
- 保障の開始について…………… 70

保険料のお払込について

- 主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料について…………… 72

ご契約後について

- 解約払戻金について…………… 73
- 「指定代理請求特約」について …… 74

その他生命保険に関するお知らせ

- 個人情報の取扱いについて…………… 77
- 特定個人情報等の取扱いについて…………… 78
- 「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について…………… 79

約款・特約条項

約款・特約条項

女性疾病入院特約〔2013〕	84
通院特約〔2013〕	94
総合先進医療特約〔2012〕	107
入院一時金特約	116
女性特定手術特約	125
三大疾病一時金特約	135
三大疾病無制限型長期入院特約	146
介護一時金特約	162
認知症介護一時金特約	171
就労所得保障一時金特約	179
精神疾患保障一時金特約	187
傷害特約〔医療保険〕	194
終身特約〔低解約払戻金〕	204
リビング・ニーズ特約	215
指定代理請求特約	222
保険料口座振替特約	225
保険料クレジットカード支払特約	230

別表

別表	234
----	-----

目的別目次

つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

ご契約に際して

① 特約のしくみや保障
内容を知りたい

「女性疾病入院特約」	P7
「通院特約」	P9
「総合先進医療特約」	P12
「入院一時金特約」	P15
「女性特定手術特約」	P17
「三大疾病一時金特約」	P19
「三大疾病無制限 型長期入院特約」	P23
「介護一時金特約」	P28
「認知症介護 一時金特約」	P31
「就労所得保障 一時金特約」	P33
「精神疾患保障 一時金特約」	P37
「ケガの特約」	P40
「終身特約」	P48

② 申込を撤回したい

クーリング・オフ制度 P63

③ 健康状態などの告知
について知りたい

告知と告知義務に
ついて P64

④ いつから保障が開始
するのか知りたい

保障の開始 P70

ご契約後について

⑤ 給付金などが受取れないケースについて知りたい

お支払いできない場合について P58

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例 P61

⑥ 受取人が請求できない場合の給付金などの受取りについて知りたい

「指定代理請求特約」について P74

⑦ 保険を解約したい

解約払戻金について P73

特約を中途付加できる主契約 について

- ・特約中途付加の対象となる主契約は以下のとおりです。

正式名称	販売名称
疾病入院保険	「一生いっしょの医療保険 EVER」(※)
医療保険(2005)	「将来、保険料が半額になる医療保険 EVER HALF」
	「もらえる頼れる医療保険 EVER ボーナス」
	「将来、保険料がゼロになる医療保険 EVER 払済タイプ」
医療保険(2009)	「もっと頼れる医療保険 新EVER」
医療保険(無解約払戻金)	「ちゃんと応える医療保険 EVER」

※短期入院追加特則および低解約払戻金特則が付加された疾病入院保険のうち、保険金不担保特則が付加されていないものも含まれます。

各種特約のお支払について

「女性疾病入院特約」について

- ・「女性疾病入院特約」の正式名称は、「女性疾病入院特約〔2013〕」です。

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
女性疾病入院給付金	女性特定疾病によって1日以上入院をしたとき	女性疾病入院給付金日額 × 入院日数	<ul style="list-style-type: none"> ・60日型の場合 1回の入院について60日 (通算1,095日) ・120日型の場合 1回の入院について120日 (通算1,095日) 	被保険者

● 支払限度の「1回の入院」について

- ・「1回の入院」の女性疾病入院給付金支払限度には、60日型と120日型があります。ただし、女性疾病入院給付金の支払限度は、主契約の入院給付金支払限度に連動します。
- ・支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、入院の原因が同一かまたは医学上重要な関係にあるときには、「1回の入院」とみなして、60日あるいは120日の支払限度を適用します。ただし、女性疾病入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始された入院は、新たな入院となります。

●「女性特定疾病」について

- ・お支払の対象となる「女性特定疾病」とはつぎのとおりです。

対象となる女性特定疾病	疾病の例と注意事項
乳房・女性性器の悪性新生物、 良性新生物、上皮内新生物	乳がん、子宮がん、卵巣がん、 子宮筋腫など ※乳房にできた皮膚がんなど は含まれません。
卵巣機能障害	エストロゲン過剰、エストロ ゲン減少など卵巣のホルモン 機能の障害
関節リウマチ	関節リウマチ ※若年性関節炎（若年性関節リ ウマチなど）は含まれませ ん。
乳房および女性性器の疾患と 障害	子宮内膜症、乳腺症、チョコ レートのお胞など
妊娠、分娩および産じょくの合 併症	流産、妊娠中毒症（妊娠高血圧 症候群）、子宮外妊娠など



詳細については、巻末の別表42をご覧ください。

●特約の消滅前に、「女性特定疾病」による入院を開始したときの取扱

- ・主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、「女性疾病入院特約」の支払事由に該当する入院中につきのいずれかの事由によりこの特約が消滅したときは、消滅したときを含んで継続している入院については、この特約の保障期間中の入院とみなして取扱います。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

2. 特約の消滅について

- ・女性疾病入院給付金の通算支払限度に達したときに、「女性疾病入院特約」は消滅します。

「通院特約」について

- ・「通院特約」の正式名称は、「通院特約〔2013〕」です。

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
疾病通院給付金	主契約の疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった病気の治療を目的として、つぎの①および②を合わせた期間（疾病通院期間）に、通院をしたとき ①入院開始日の前日から遡って60日以内の期間 ②退院日の翌日から120日以内の期間	通院1日あたり、特約給付金額	疾病通院期間中の通院について30日（通算1,095日）	被保険者
災害通院給付金	主契約（※1）の災害入院給付金が支払われる入院の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的として、つぎの①および②を合わせた期間（災害通院期間）に、通院をしたとき ①入院開始日の前日から遡って60日以内の期間 ②退院日の翌日から120日以内の期間	通院1日あたり、特約給付金額	災害通院期間中の通院について30日（通算1,095日）	

- ※1 主契約が「疾病入院保険」の場合は、「主契約に付加されている災害入院特約」とします。

- ・主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合、災害通院保障期間は満90歳に達した後に到来する最初の主契約（※2）の年単位の契約応当日の前日までとなります。

- ※2 「医療保険〔2005〕（指定年齢後保険料半額特則付）への変更に関する特約」が付加されている場合、「主契約」は「変更前契約」のことをいいます。

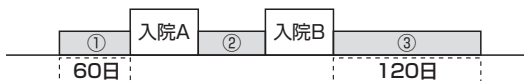
● お支払に関する取扱の補足

- 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、つぎのいずれかの事由が生じたときを含んで継続している疾病（災害）通院期間中に、支払事由に該当する通院をしたときは、この特約の保障期間中の通院とみなして取扱います。
 - ①災害通院給付金の災害通院保障期間が満了したとき
 - ②主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき

2. 複数回入院をした場合で、主契約によってそれらの入院が「1回の入院」とみなされるとき疾病(災害)通院期間について

- 疾病(災害)通院期間は、つぎの①、②および③の期間です。
 - ①最初の入院の入院開始日の前日から遡って60日間
 - ②最初の入院の退院日の翌日から、最終の入院の入院開始日の前日までの期間
 - ③最終の入院の退院日の翌日から120日間

(例)入院Aと入院Bが「1回の入院」とみなされるとき通院期間



- 「1回の入院」については、『主契約における「1回の入院」について』の項をご覧ください。

3. 免責事由について

- ・ つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由

- (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 被保険者の薬物依存
- (8) 原因のいかに問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- (9) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

4. 複数の支払事由に該当したときの取扱について

- ・ 主契約または「災害入院特約」の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる日については、疾病通院給付金・災害通院給付金をお支払いしません。
- ・ 疾病通院給付金と災害通院給付金の両方の支払事由に該当する場合には、災害通院給付金をお支払いします。

5. 特約の消滅について

- ・ つぎのいずれかに該当した場合、「通院特約」は消滅します。
 - ① 疾病通院給付金・災害通院給付金のすべての通算支払限度に達したとき
 - ② 主契約および「災害入院特約」の疾病入院給付金・災害入院給付金のすべての通算支払限度に達したとき
 - ③ 主契約が「疾病入院保険」の場合、「災害入院特約」が解約等の理由で消滅したとき

「総合先進医療特約」について

- 「総合先進医療特約」の正式名称は、「総合先進医療特約〔2012〕」です。

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
先進医療給付金	病気・ケガによって「先進医療」を受けたとき	「先進医療」にかかる技術料のうち被保険者が負担した費用と同額	すべての保険期間を通算して2,000万円	被保険者

● 「先進医療」について

- お支払の対象となる「先進医療」とは、公的医療保険の給付対象となっていない高度の医療技術を用いた療養のうち、厚生労働大臣が認める医療技術をいいます。医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状等）および実施する医療機関（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所）が限定されています。
- 先進医療の対象となる医療技術やその適応症、実施している医療機関は、随時見直しされます。したがって、公的医療保険の給付対象となっている場合や、承認取消しなどのために先進医療ではなくなっている場合には、先進医療給付金のお支払はできません。
- 先進医療に該当するか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

2. 免責事由について

- ・ つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由

- (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 被保険者の薬物依存
- (8) 原因のいかに問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- (9) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

3. 特約の付加に関する制限について

- ・ 当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約(※)は、被保険者お1人につき1特約のみご契約いただけます。
※「がん高度先進医療特約」は除きます。

4. 特約の消滅について

- ・ 先進医療給付金の通算支払限度に達したときに、「総合先進医療特約」は消滅します。

5. 「総合先進医療特約」から「総合先進医療特約〔2012〕」への変更について

- ・「総合先進医療特約」から「総合先進医療特約〔2012〕」へ変更した場合、以下のとおり取扱います。

● 新しい保障の開始

- ・「総合先進医療特約〔2012〕」への変更日を新しい保障の開始日とします。

① 変更日から1年以内に先進医療を受けた場合の取扱

- ・変更日より前に医師の診療を受けていた疾病または傷害を原因として先進医療を受けた場合は、変更前特約における先進医療給付金の支払事由の範囲内で給付金をお支払いします。

なお、変更日から1年を経過した日を挟んで複数回にわたる1つの先進医療を受けた場合も、同様です。

- #### ② 変更日を挟んで複数回にわたる1つの先進医療を受けた場合、特約給付金を重複してお支払できません。この場合、変更前特約の支払事由に該当したものとします。

● 給付金の支払限度について

- ・変更前の特約の保険期間と変更後の特約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、変更前の特約で既に支払われた給付金を通算します。

「入院一時金特約」について

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	受取人
入院一時金	主契約または「災害入院特約」の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	入院1回につき、特約給付金額	被保険者

- ・複数回入院をした場合で、主契約または「災害入院特約」によってそれらの入院が「1回の入院」とみなされるときは、入院一時金を1回分のみお支払いします。「1回の入院」については、『主契約における「1回の入院」について』の項をご覧ください。
- ・主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合、災害による入院一時金の保障期間は満90歳に達した後に到来する最初の主契約（※）の年単位の契約応当日の前日までとなります。
※「医療保険〔2005〕（指定年齢後保険料半額特則付）」への変更に関する特約が付加されている場合、「主契約」は「変更前契約」のことをいいます。

2. 免責事由について

- ・ つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由

- (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 被保険者の薬物依存
- (8) 原因のいかに問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- (9) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

3. 特約の消滅について

- ・ つぎのいずれかに該当した場合、「入院一時金特約」は消滅します。
 - ①主契約および「災害入院特約」の疾病入院給付金・災害入院給付金のすべての通算支払限度に達したとき
 - ②主契約が「疾病入院保険」の場合、「災害入院特約」が解約等の理由で消滅したとき

「女性特定手術特約」について

- ・乳房観血切除術による女性特定手術給付金・乳房再建給付金のお支払には、保障の開始まで3か月の待期間があります。（詳細は「保障の開始」をご確認ください。）

1. 給付金のお支払について

〈女性特定手術給付金〉

名称	支払事由	手術の概要	支払額
女性特定手術給付金	病気・ケガによりつぎの手術を受けたとき ①乳房観血切除術 ②子宮全摘出術 ③卵巣全摘出術	①乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切開し、病変部の乳腺組織を摘出する手術（乳腺腫瘍摘出術を含む） 診断および生検等の検査のための手術を除く	20万円
		②子宮の全部を摘出する観血手術	
		③片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する観血手術	

受取人	被保険者
支払限度	乳房観血切除術 1乳房につき1回ずつ
	子宮全摘出術 1回
	卵巣全摘出術 1卵巣につき1回ずつ

〈乳房再建給付金〉

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術(※)を受けたとき	50万円	1乳房につき1回ずつ	被保険者

※「乳房再建術」とは、乳房観血切除術により喪失された乳房の形態を筋皮弁（皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。）または再建用の人工物を用いて正常に近い乳房の形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。単なる薬物・組織の穿刺注入の場合は除きます。

2. 同時に複数の手術を受けた場合の取扱について

● 女性特定手術給付金について

- ・両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合には、給付金は重複してお支払いしません。
- ・乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。

● 乳房再建給付金について

- ・両側の乳房再建術を同時に受けた場合には、給付金は重複してお支払いしません。
- ・女性特定手術給付金と乳房再建給付金の支払事由に該当する手術を同時に受けた場合には、それぞれの給付金をお支払いします。

3. 特約の消滅について

- ・つぎのいずれかに該当した場合、「女性特定手術特約」は消滅します。
 - ①女性特定手術給付金・乳房再建給付金のすべての支払限度に達したとき
 - ②お支払の対象となる部位(乳房、子宮および卵巣)のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき

ただし、②の場合には、当社に通知をしてください。

「三大疾病一時金特約」について

- ・がん（悪性新生物）による三大疾病一時金のお支払には、保障の開始まで3か月の待期間があります。

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
三大疾病一時金	①初回 つぎのいずれかに該当したとき (ア)初めてがんと診断確定されたとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術を受けたとき (ウ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、継続20日以上 の入院をしたとき	特約給付金額	無制限	被保険者
	②2回目以降 前回の特約給付金のお支払から2年以上経過後に、つぎのいずれかに該当したとき (ア)つぎのいずれかに該当したとき (a)初めてがんと診断確定された場合 がんと診断確定されたとき (b)上記(a)以外の場合 がんと診断確定されていて、治療を直接の目的として入院をしているとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術を受けたとき (ウ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、継続20日以上 の入院をしたとき			

●「手術」について

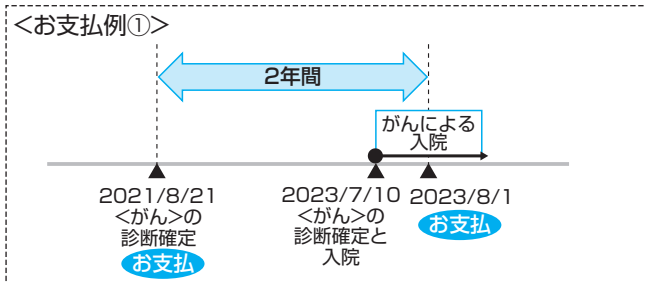
- ・ 支払事由の「手術」とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為です。

●「入院」について

- ・ 特約給付金のお支払が2回目以降の場合で、支払基準日（※）に急性心筋梗塞または脳卒中により入院しているときは、支払事由の「継続20日以上入院」に、支払基準日前から継続している入院を含みます。

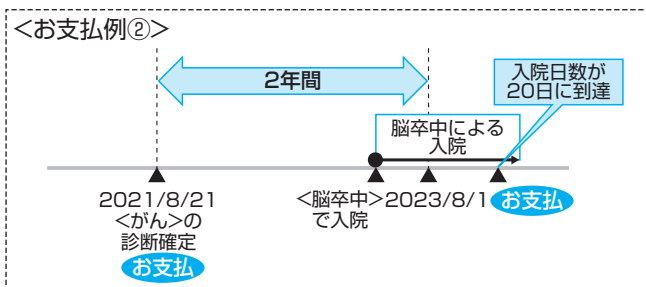
※「支払基準日」とは、前回の特約給付金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて2年を経過した日の翌日をいいます。

- ・ 急性心筋梗塞または脳卒中により入院をし、継続して20日を経過するまでに急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因として死亡した場合には、その死亡日に入院日数が継続して20日に達したものとみなして、特約給付金をお支払いします。
- ・ 脳卒中を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳卒中の再発に対する予防的措置等が行われているだけで、脳卒中の治療が行われていないため「脳卒中の治療を直接の目的とする入院」には該当しません。脳卒中を原因とする一般病床などにおける入院はお支払の対象となります。



◆解説◆

2023/7/10時点では、初回のお支払から2年以内のため、お支払の対象とはなりません。初回のお支払から2年経過した支払基準日(上記の例では、2023/8/1)時点で、お支払の対象となります。



◆解説◆

脳卒中により継続して入院している場合、支払事由に定める「継続20日以上入院」には、支払基準日(上記の例では、2023/8/1)より前から継続している入院を含みます。

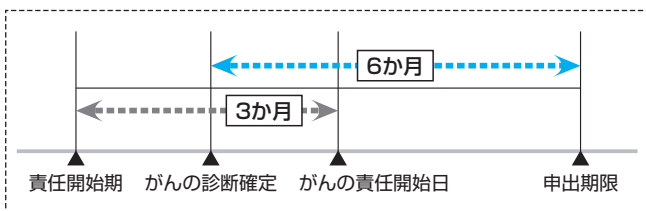
● 特約の消滅前に、急性心筋梗塞または脳卒中で入院を開始したときの取扱

- 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、急性心筋梗塞または脳卒中により入院を開始した日からその日を含めて20日を経過する前に、つぎのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその入院が継続して20日に達したときは、三大疾病一時金をお支払いします。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

2. がんの責任開始日より前にかんと診断確定されていた場合のお取扱について

- 被保険者が、がんの責任開始日より前にかんと診断確定されていた場合で、診断確定の日から6か月以内に契約者からお申し出があったときは、「三大疾病一時金特約」を無効とします。
- 無効とした場合、すでに当社が受け取ったこの特約の保険料を契約者に払戻します。
- お申し出がないときは、この特約を継続しますが、その後は、急性心筋梗塞・脳卒中の保障となります。



* 告知義務違反・重大事由により解除される場合は、無効のお申し出を行うことはできません。

「三大疾病無制限型長期入院特約」について

1. 給付金のお支払について

〈疾病長期入院給付金〉

名称	支払事由	支払額	受取人
疾病長期入院給付金	主契約で支払われる1回の入院の支払限度日数を超えた病気による入院をしたとき	特約給付金額× (入院日数－主契約の1回の入院の支払限度日数)	被保険者

● 支払限度について

主契約の 1回の入院の 支払限度日数	三大疾病以外の原因による入院		三大疾病 による入院
	この特約の 1回の入院の 支払限度日数	通算支払限度	
60日	305日	主契約の疾病入院給付金とこの特約の疾病長期入院給付金の支払日数を合算して1,095日	無制限
120日	245日		

- 主契約に定める疾病入院給付金の通算支払限度には、この特約の疾病長期入院給付金の支払日数を算入します。

● 三大疾病による入院について

- 「この特約の1回の入院の支払限度日数」を超えて入院した場合でも、その入院が三大疾病の治療を直接の目的とするときは、その超えた入院については、「この特約の1回の入院の支払限度日数」の規定を適用せずに疾病長期入院給付金をお支払いします。
- 「通算支払限度」を超えて入院した場合でも、その入院が三大疾病の治療を直接の目的とするときは、その超えた入院については、「通算支払限度」の規定を適用せずに疾病長期入院給付金をお支払いします。

● 三大疾病のうち脳卒中の治療を直接の目的とする入院について

- ・脳卒中を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳卒中の再発に対する予防的措置等が行われているだけで、脳卒中の治療が行われていないため「脳卒中の治療を直接の目的とする入院」には該当しません。脳卒中を原因とする一般病床などにおける入院はお支払の対象となります。

〈災害長期入院給付金〉

名称	支払事由	支払額	受取人
災害長期入院給付金	主契約（※2）で支払われる1回の入院の支払限度日数を超えた不慮の事故によるケガで入院をしたとき	特約給付金額×（入院日数－主契約（※2）の1回の入院の支払限度日数）	被保険者

- ・主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合、災害長期入院給付金保障期間は満90歳に達した後、に到来する最初の主契約（※1）の年単位の契約応当日の前日までとなります。

※1 「医療保険〔2005〕（指定年齢後保険料半額特則付）への変更に関する特約」が付加されている場合、「主契約」は「変更前契約」のことをいいます。

● 支払限度について

主契約の1回の入院の支払限度日数	この特約の1回の入院の支払限度日数	通算支払限度
60日	305日	主契約（※2）の災害入院給付金の支払日数とこの特約の災害長期入院給付金の支払日数を合算して1,095日
120日	245日	

- ・主契約（※2）に定める災害入院給付金の通算支払限度には、この特約の災害長期入院給付金の支払日数を算入します。

※2 主契約が「疾病入院保険」の場合は、「主契約に付加されている災害入院特約」とします。

2. お支払に関する補足

- 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、「三大疾病無制限型長期入院特約」の支払事由に該当する入院中につきのいずれかの事由が発生し、その事由が生じた時を含んで継続している入院は、疾病長期入院給付金・災害長期入院給付金の支払が継続する期間に限り、この特約の保障期間中の入院とみなして取り扱います。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したとき（※三大疾病を原因とする入院をしているときに限ります） ②災害長期入院給付金の災害長期入院保障期間が満了したとき ③主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき
医療保険〔2005〕	①災害長期入院給付金の災害長期入院保障期間が満了したとき ②主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき

- 主契約または「災害入院特約」の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる日については、疾病長期入院給付金・災害長期入院給付金はお支払いしません。
- 疾病長期入院給付金と災害長期入院給付金の両方の支払事由に該当する場合には、いずれか一方の長期入院給付金をお支払いします。

3. 免責事由について

- ・ つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由

- (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 被保険者の薬物依存
- (8) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- (9) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

4. 特約の消滅について

- ・ 主契約が「疾病入院保険」の場合、「災害入院特約」が解約等の理由で消滅したときに、「三大疾病無制限型長期入院特約」は消滅します。

お支払の対象となる「三大疾病」について

- ・「三大疾病一時金特約」「三大疾病無制限型長期入院特約」の支払対象となる「三大疾病」とはつぎのとおりです。

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①がん (悪性新生物)	<ul style="list-style-type: none">・ 巻末の別表27に分類されている悪性新生物。・ 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性新生物は対象になりません。
②急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none">・ 巻末の別表59に定める急性心筋梗塞。・ 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞が対象となります。狭心症などは対象になりません。
③脳卒中	<ul style="list-style-type: none">・ 巻末の別表59に定める脳卒中。・ 脳卒中は、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものが対象となります。

「介護一時金特約」について

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
介護一時金	つぎのいずれかに該当したとき	特約給付金額	1回	被保険者
	①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき			
	②日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したとき			
	③認知症による要介護状態が90日以上継続したとき			

- 「公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態」について
 - ・支払事由の「公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。
- 「日常生活動作における要介護状態」について
 - ・支払事由の「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)および(2)のすべてに該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。
 - (1) つぎの①および②のうちいずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること
 - ①寝返り
 - ②歩行
 - (2) つぎの①から④のうちいずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること
 - ①衣服の着脱
 - ②入浴
 - ③食物の摂取
 - ④排泄

 詳しくは、巻末の別表70をご覧ください。

● 「認知症による要介護状態」について

- ・ 支払事由の「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症(※1)と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態(※2)をいいます。

※1 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する所定の認知症をいいます。

- (1) 脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

※2 つぎのいずれかに該当することをいいます。

- (1) 常時、時間の見当識障害があること
 - ・ 季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
- (2) 場所の見当識障害があること
 - ・ 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
- (3) 人物の見当識障害があること
 - ・ 日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと



詳しくは、巻末の別表71をご覧ください。

● 特約の消滅前に、「要介護状態」に該当したときの取扱

- 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、つぎの(1)または(2)に該当したときは、介護一時金をお支払します。

(1)「日常生活動作における要介護状態」に該当した日からその日を含めて180日を経過する前に、つぎのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその状態が180日以上継続したと医師により診断されたとき

(2)「認知症による要介護状態」に該当した日からその日を含めて90日を経過する前に、つぎのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその状態が90日以上継続したと医師により診断されたとき

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

2. 免責事由について

- つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由
(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱 (4) 被保険者の薬物依存

- * 戦争その他の変乱の危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

3. 特約の消滅について

- 介護一時金が支払われたときに、「介護一時金特約」は消滅します。

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
認知症介護一時金	認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	特約給付金額	1回	被保険者

● 「認知症による要介護状態」について

- ・支払事由の「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症(※1)と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態(※2)をいいます。

※1 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する所定の認知症をいいます。

- (1) 脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

※2 つぎのいずれかに該当することをいいます。

- (1) 常時、時間の見当識障害があること
 - ・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
- (2) 場所の見当識障害があること
 - ・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
- (3) 人物の見当識障害があること
 - ・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと



詳しくは、巻末の別表71をご覧ください。

● **特約の消滅前に、「認知症による要介護状態」に該当したときの取扱**

- ・主契約が「疾病入院保険」または「医療保険(2005)」の場合で、「認知症による要介護状態」に該当した日からその日を含めて90日を経過する前に、つぎのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその状態が90日以上継続したと医師により診断されたときは、認知症介護一時金をお支払いします。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
医療保険(2005)	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

2. 免責事由について

- ・つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由
(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱 (4) 被保険者の薬物依存

- * 戦争その他の変乱の危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

3. 特約の消滅について

- ・認知症介護一時金が支払われたときに、「認知症介護一時金特約」は消滅します。

「就労所得保障一時金特約」について

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
就労所得保障一時金	就労困難状態Aに該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回	被保険者

- ・精神障害、妊娠・出産等を原因とする場合はお支払の対象になりません。
- **就労困難状態Aについて**
- ・支払事由の「就労困難状態A」とは、別表72に定めるものをいい、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
在宅療養	①医師による治療(※1)が継続しており、かつ日本国内にある自宅等(障害者支援施設などを含みます。)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し(※2)、自宅等からの外出が困難な状態(※3)
	②別表61に定める特定障害状態に該当した状態
	③国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(※4、5)

※1 在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうおよび柔道整復等)は含みません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。例えば、再発防止や疾病予防を目的とする投薬のみを行っているケースは該当しません。

なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。例えば、散歩、買い物などの行為は、リハビリに該当しません。

- ※2 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。例えば、アルコール性肝疾患で禁酒の指示が出されているにも関わらず、飲酒している場合は、治療に専念していることにはなりません。
- ※3 「自宅等からの外出が困難な状態」とは、つぎの①および②を満たすものをいいます。
 - ①病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅等に制限されていること
 - ②上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的な原因に基づくこと
- ※4 国民年金の保険料未納等の特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、当社が認めたときは、障害等級1級または2級に認定された状態とみなします。
- ※5 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合（複数の障害があり、併合認定されている場合）で、「精神障害以外の障害または病状」が障害等級2級に満たない状態を除きます。



詳しくは、巻末の別表72をご覧ください。

● 特定障害状態について

- ・支払事由の「特定障害状態」とは、つぎの障害に該当する状態など、別表61に定めるものをいいます。

- ・両眼の視力の和が0.08以下などの眼の障害
- ・両耳の聴力レベルが90デシベル以上などの聴覚の障害
- ・そしゃく・嚥下の機能を欠くもの
- ・音声または言語機能の著しい障害
- ・上肢または下肢の機能に著しい障害を有するなどの肢体の障害
- ・心臓移植や永続的な人工透析療法を受けるなどの特定の障害
- ・上記以外の障害で、軽労働や座業（例えば、軽い家事や事務など）もできない状態や、常に介助を必要とし、自力では屋外への外出が不可能な状態



詳しくは、巻末の別表61をご覧ください。

● 特約の消滅前に、就労困難状態Aに該当したときの取扱

- ・「就労所得保障一時金特約」の保険期間満了前60日以内に就労困難状態Aに該当した場合、保険期間満了後にその就労困難状態Aが60日継続したと医師によって診断されたときは、就労所得保障一時金をお支払いします。
- ・主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、就労困難状態Aに該当した日からその日を含めて60日経過する前につぎのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその就労困難状態Aが60日継続したと医師により診断されたときは、就労所得保障一時金をお支払いします。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

● お支払いできない場合について

- ・つぎのような場合など、支払事由に該当しないときは、給付金をお支払いできません。
 - (1) 働けない状態であっても、別表72に定める就労困難状態Aに該当していないとき
 - (2) 医師の指示がないにも関わらず、自らの意思で自宅等にとどまっているとき(※)
 - (3) 医師による治療を受けている場合でも、外出できる状態のとき(※)
(病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除く)
- ※特定障害状態に該当している場合または障害等級1級・2級に認定されている場合を除きます。

2. 免責事由について

- ・ つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6) 被保険者の薬物依存
- (7) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- (8) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
- (9) 被保険者の精神障害
- (10) 被保険者の妊娠・出産等

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

3. 特約の消滅について

- ・ 就労所得保障一時金が支払われたときに、「就労所得保障一時金特約」は消滅します。

「精神疾患保障一時金特約」について

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
精神疾患保障一時金	精神疾患を原因として、就労困難状態Bに該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回	被保険者

● 「精神疾患」について

- ・ お支払の対象となる「精神疾患」とは、つぎの障害に該当する状態など、別表73に定めるものをいいます。

- ・ 症状性を含む器質性精神障害
- ・ 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
*ただし、薬物依存を除きます。
- ・ 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- ・ 気分[感情]障害
- ・ 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- ・ 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- ・ 成人の人格及び行動の障害



詳しくは、巻末の別表73をご覧ください。

● 就労困難状態Bについて

- ・ 支払事由の「就労困難状態B」とは、別表74に定めるものをいい、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 入院

- ・ 医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

(2) 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(※)

- ※障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、精神障害が障害等級2級に満たない状態を除きます。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態



詳しくは、巻末の別表74をご覧ください。

● 特約の消滅前に、就労困難状態Bに該当したときの取扱

- ・ 「精神疾患保障一時金特約」の保険期間満了前60日以内に就労困難状態Bに該当した場合、保険期間満了後にその就労困難状態Bが60日継続したと医師によって診断されたときは、精神疾患保障一時金をお支払いします。
- ・ 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、就労困難状態Bに該当した日からその日を含めて60日経過する前につぎのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその就労困難状態Bが60日継続したと医師により診断されたときは、精神疾患保障一時金をお支払いします。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

2. 免責事由について

- ・ つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の薬物依存
- (4) 戦争その他の変乱
- (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故

- * 戦争その他の変乱の危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

3. 特約の消滅について


- ・ 精神疾患保障一時金が支払われたときに、「精神疾患保障一時金特約」は消滅します。

「ケガの特約」について

- ・「ケガの特約」の正式名称は、「傷害特約〔医療保険〕」です。

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
特定損傷給付金	保険期間中に、不慮の事故による特定損傷の治療を180日以内に受けたとき	特定損傷給付金額	同一の不慮の事故によるお支払は、1回(特約を継続したすべての保険期間を通じ通算10回)	被保険者
災害通院給付金	保険期間中に、不慮の事故によるケガによって180日以内に通院をしたとき	通院1日あたり、災害通院給付金日額	同一の不慮の事故による通院について、30日(特約を継続したすべての保険期間を通じ通算180日)	

 不慮の事故については「対象となる不慮の事故について」の項をご覧ください。

● 「特定損傷」について

- ・支払事由の「特定損傷」とは、「骨折」、「関節脱臼」、「腱の断裂」を指します。ただし、骨粗しょう症などの疾患による病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼などはお支払の対象にはなりません。

 詳しくは、巻末の別表39をご覧ください。

● 「災害通院給付金」のお支払について

- ・主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金がお支払される日については、災害通院給付金はお支払いしません。

2. 免責事由について

- ・つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由

- (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの(災害通院給付金)
- (8) 巻末の別表35に定める所定の運動中の事故
- (9) 巻末の別表36に定める所定の乗用具などによる競技、競争、興行、試運転中の事故
- (10) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

3. 特約の消滅について

- ・つぎに該当した場合、「ケガの特約」は消滅します。
 - ①主契約の保険料払込期間中に、
 - (a)主契約の保険料払込の免除事由に該当したときまたは
 - (b)「三大疾病保険料払込免除特約」の免除事由に該当したとき
この場合、「ケガの特約」は、つぎに定める期日をもって消滅します。
〈月払契約の場合〉
免除事由が発生した直後の月単位の契約応当日の前日
〈半年払契約または年払契約の場合〉
免除事由が発生した直後の半年単位または年単位の契約
応当日の前日
 - ②特定損傷給付金および災害通院給付金の支払日数が、ともに通算支払限度に達したとき

4. 職業について

● 職業に誤りがあった場合

- ・ 申込書に記載された被保険者のご職業に誤りがあり、かつ、ご契約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも低いときには、所定の方法で、給付金額を改めます。（すでに給付金の支払事由が生じていたときには、所定の方法で、給付金の支払額を削減します。）

● 職業変更の通知

- ・ ご契約後、被保険者のご職業が下記の職業・職種分類A（職業・職種2級）または職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたときには、当社にご連絡ください。

職業・職種分類A (職業・職種2級)	職業・職種分類B
①無職(主婦、幼児、学生、年金生活者は除く)	①爆破作業、爆発物取扱者(花火取扱者を含む)
②林業(山林現場作業者のみ)	②競馬・競輪・競艇選手
③漁業(漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者)	③相撲力士、プロレスラー、プロボクサー
④炭坑作業従事者	④空手家
⑤土木建築業： 大工、左官、鳶職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事	⑤登山家
⑥高所作業(ビル窓拭き、高所溶接作業など)	⑥カーレーサー、オートレーサー
⑦産業廃棄物取扱者	⑦テストドライバー、テストパイロット
⑧潜水作業、サルベージ	⑧サーカス団員
⑨造船作業	⑨スタントマン
⑩外線電工・架線員	⑩猛獣取扱者
⑪トラック運転手	⑪その他これらに類する職業
⑫タクシー・ハイヤー運転手	
⑬自動二輪配達員	
⑭ヘリコプター搭乗員	
⑮港湾荷役作業、沖仲士	
⑯警備員、ガードマン	
⑰自衛隊航空機搭乗員	
⑱その他これらに類する職業	

- ・ご契約の際にお引受けできるのは、職業・職種分類A、Bに該当しない職業(職業・職種1級)です。
- ・ご契約後、職業・職種分類A(職業・職種2級)に該当する職業に変更された場合には、当社が承諾した場合に限り、保険期間満了の日の翌日に、特約は継続されます。ただし、継続後の特約の保険料は、職業・職種1級の場合よりも高くなります。
- ・ご契約後、職業・職種分類Bに該当する職業に変更された場合には、保険期間満了の日に特約は終了します。(特約の継続をお取扱いしません。)

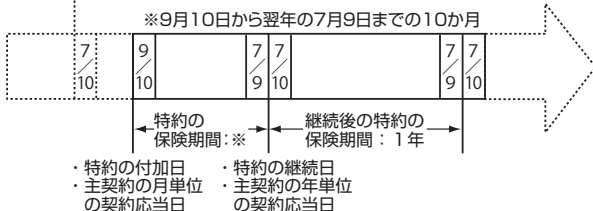
5. 特約の保険期間について

- ・特約の付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合の保険期間は、1年です。
- ・特約の付加日と主契約の年単位の契約応当日とが異なる場合の保険期間は、つぎのとおりです。

初年度	特約の付加日から主契約の年単位の契約応当日の前日まで
次年度以降	1年

(例)保険料の払込方法(回数)が月払で、主契約の年単位の契約応当日が7月10日、特約の付加日が9月10日の場合

・主契約の年単位の契約応当日



6. 特約の継続について

- ・特約の保険期間は1年です。

当社が承諾した場合（※）に限り、特約の保険期間満了の日の翌日に、特約は継続されます。

つぎのいずれかに該当する場合、特約の継続をお取扱いしません。

- (1) 継続後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が70歳をこえるとき
- (2) 主契約の保険料のお払込を免除しているとき（払込免除事由に該当しているとき）

※つぎのような場合には、ご契約後のご請求の状況などにより特約の継続をお取扱いしない場合がございます。

<特約の継続をお取扱いしない場合の例>

- ・当社にご契約いただいている他の被保険者と比較し、保険事故の発生頻度が高い場合
- ・受傷状況に照らして、ご通院の日数が多い場合

なお、これらは代表的な事例をあげたものです。認められる事実関係によってお取扱に違いが生じることがあります。

● 特約の継続をお取り扱いできない職業

- ・ ご契約(特約の継続)後、特約の保険期間満了までの間に、被保険者のご職業が下記の職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたときには、当社は特約の継続をお取り扱いしません。(特約の保険期間満了の日に特約は終了します。)

職業・職種分類B

- ① 爆破作業、爆発物取扱者(花火取扱者を含む)
- ② 競馬・競輪・競艇選手
- ③ 相撲力士、プロレスラー、プロボクサー
- ④ 空手家
- ⑤ 登山家
- ⑥ カーレーサー、オートレーサー
- ⑦ テストドライバー、テストパイロット
- ⑧ サーカス団員
- ⑨ スタントマン
- ⑩ 猛獣取扱者
- ⑪ その他これらに類する職業

- ・ 職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたことについて、当社にご連絡がなかった場合には、給付金の支払額を9割削減します。

● 特約の継続をお取扱いできる職業

- ・ 被保険者のご職業が、つぎの職業・職種1級および職業・職種分類A(職業・職種2級)に該当するときには、当社が承諾した場合に限り、特約の継続をお取扱いします。ただし、職業・職種分類A(職業・職種2級)で特約を継続する場合の特約の保険料は、職業・職種1級の場合よりも高くなります。

職業・職種1級	職業・職種分類A(職業・職種2級)
職業・職種分類A、Bに該当しない職業	①無職(主婦、幼児、学生、年金生活者は除く) ②林業(山林現場作業者のみ) ③漁業(漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者) ④炭坑作業従事者 ⑤土木建築業： 大工、左官、鳶職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事 ⑥高所作業(ビル窓拭き、高所溶接作業など) ⑦産業廃棄物取扱者 ⑧潜水作業、サルベージ ⑨造船作業 ⑩外線電工・架線員 ⑪トラック運転手 ⑫タクシー・ハイヤー運転手 ⑬自動二輪配達員 ⑭ヘリコプター搭乗員 ⑮港湾荷役作業、沖仲士 ⑯警備員、ガードマン ⑰自衛隊航空機搭乗員 ⑱その他これらに類する職業

● 特約の継続後の職業変更の通知

- ・ 特約の継続後、特約の保険期間満了までの間に、被保険者のご職業が変更されたとき(職業・職種分類が変更された場合に限ります。)には、当社にご連絡ください。

● 継続後の特約と保険料について

- ・ 継続後の特約には、継続日現在の特約条項が適用され、継続後の特約の保険料は継続日現在の被保険者の満年齢、ご職業、保険料率によって計算されます。
- ・ 継続前の特約の保険期間中に、被保険者のご職業が変更されたことについてご連絡がなかった場合で、継続後の特約の保険料を変更する必要があるときには、つぎのとおりお取扱いします。
 - (1) 継続後の特約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも低い場合には、所定の方法で、給付金額を改めます。(すでに給付金の支払事由が生じていたときには、所定の方法で、給付金の支払額を削減します。)
 - (2) 継続後の特約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも高い場合には、所定の方法で、実際の被保険者のご職業にもとづいて特約の保険料を改めます。
- ・ 継続前の特約の保険期間と継続後の特約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・ 給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、継続前の特約で既に支払われた給付金を通算します。

● 特約の継続を希望しない場合

- ・ 特約の継続を希望しない場合には、特約の保険期間満了の日の2か月前までにお申し出ください。

「終身特約」について

- ・「終身特約」の正式名称は、「終身特約〔低解約払戻金〕」です。
- ・「終身特約」は、保険料払込期間中の解約払戻金を低く設定することにより、割安な保険料を実現した特約です。

1. 保険金のお支払について

名称	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	死亡したとき	特約保険金額	死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき		被保険者



所定の高度障害状態については巻末の別表3をご覧ください。

- ・特約死亡保険金と特約高度障害保険金は重複してお支払いしません。

● お支払に関する補足

- ・主契約が「疾病入院保険」の場合、主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したことによりこの特約が消滅した時点で、回復の見込みがないことが明らかでないことのみが理由で高度障害保険金が支払われないときは、その後もその状態が継続し、かつその回復の見込みがないことが明らかになった際に、高度障害保険金をお支払いします。

2. 免責事由について

- ・つぎの免責事由に該当した場合には、保険金をお支払いできません。

名称	免責事由
特約死亡 保険金	(1) 責任開始期(日)から3年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者または死亡保険金の受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約高度 障害保険金	(1) 契約者または被保険者の故意 (2) 被保険者の自殺行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

- * 戦争その他の変乱による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金を全額または削減して支払います。

3. 特約の消滅について

- ・特約高度障害保険金が支払われたときに、「終身特約」は消滅します。

「リビング・ニーズ特約」について

- ・「終身特約」とあわせてお申込みください。

1. 「リビング・ニーズ特約」の特長について

- 1 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、「終身特約」の特約死亡保険金の全部または一部を、リビング・ニーズ保険金として被保険者の生存中に受け取ることができます。
- 2 リビング・ニーズ保険金は、闘病資金や充実した余命期間を過ごすための資金などとして活用することができます。
- 3 「リビング・ニーズ特約」の保険料のお払込は必要ありません。

2. 保険金のお支払について

〈リビング・ニーズ保険金〉

支払事由	支払額	受取人
被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額を基準として計算した金額(※)	被保険者

※リビング・ニーズ保険金のご請求の際に、被保険者は、「終身特約」の特約保険金額の範囲内で、指定保険金額を指定してください。

リビング・ニーズ保険金の支払額は、指定保険金額から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。

- ・指定保険金額について
 - * 100万円以上100万円単位で指定してください。ただし、特約死亡保険金額が100万円単位でない場合、指定保険金額は特約死亡保険金の全額となります。
 - * 被保険者お1人につき、当社のご契約を通算して3,000万円を限度とします。
- ・「余命6か月以内」であるかどうかについては、医師が記入した診断書などにもとづいて、当社が判断します。「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。
- ・リビング・ニーズ保険金のお支払は、1回となります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合には、「リビング・ニーズ特約」は消滅します。

●リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合

1. 特約死亡保険金の全部をお支払いした場合

- ・特約死亡保険金
- ・特約高度障害保険金

⇒リビング・ニーズ保険金のお支払
（「終身特約」は消滅します。）

▲
ご請求

- ・「終身特約」は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって消滅します。

2. 特約死亡保険金の一部をお支払いした場合

- ・特約死亡保険金
- ・特約高度障害保険金

⇒リビング・ニーズ保険金のお支払
（「終身特約」の特約保険金額は
減額されます。）

▲
ご請求

- ・「終身特約」の特約保険金額は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって指定保険金額分だけ減額されます。この場合、特約保険金額の減額分についての解約払戻金はお支払いしません。
- ・リビング・ニーズ保険金をお支払いした後も継続する「終身特約」の保険料については、引き続きお払込が必要です。

●指定代理請求人の制度について

- ・被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が、リビング・ニーズ保険金を請求できます。「指定代理請求特約」を付加した場合には、その規定を優先して適用します。



詳しくは、「指定代理請求特約」についての項をご覧ください。

主契約における「1回の入院」について

- ・「主契約によってそれらの入院が『1回の入院』とみなされるとき」とは、つぎのときをいいます。

(1)主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」、「医療保険〔2009〕」の場合

疾病入院給付金	主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、それらの入院の原因が同一かまたは医学上重要な関係があり、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき
災害入院給付金	主契約(※)の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、それらの入院の原因となった不慮の事故が同一であるとき

※主契約が「疾病入院保険」の場合は、「主契約に付加されている災害入院特約」とします。

(2)主契約が「医療保険〔無解約払戻金〕」の場合

疾病入院給付金	主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき(同一の病気であるか否かを問いません)
災害入院給付金	主契約の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき(同一の不慮の事故であるか否かを問いません)

保険料の払込免除について

● 高度障害状態または身体障害状態による保険料の払込免除について

- ・ 所定の高度障害状態(※)になった場合、または不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の身体障害状態になった場合は、中途付加した特約についてもその後の保険料のお払込を免除します。(「ケガの特約」は除く。)



- ・ 所定の高度障害状態については巻末の別表3を、所定の身体障害状態については巻末の別表4をご覧ください。
- ・ 不慮の事故については「対象となる不慮の事故について」の項をご覧ください。

※主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、「保険金不担保特則」が付加されていないときは、高度障害状態による保険料の払込免除はありません。

● 主契約に「三大疾病保険料払込免除特約」が付加されている場合の取扱について

- ・ 主契約に「三大疾病保険料払込免除特約」が付加されていて免除事由に該当した場合は、中途付加した特約についてもその後の保険料のお払込を免除します。(「ケガの特約」は除く。)
- ・ 「三大疾病保険料払込免除特約」が付加されたご契約に中途付加した特約の保険料は、所定の保険料率で計算され、「三大疾病保険料払込免除特約」を付加しない場合に比べて高くなります。

● 保険料が免除された場合の取扱について

- ・ 主契約の保険料のお払込が免除された場合、「ケガの特約」は消滅します。詳しくは、「ケガの特約」の「**3. 特約の消滅について**」の項をご覧ください。
- ・ 保険料払込の免除事由に該当した後に特約を更新する場合も、保険料のお払込を免除します。
- ・ 保険料のお払込を免除している場合には、減額などはお取扱いしません。

● 主契約が保険料払込免除になった場合で中途付加した特約が無効となる取扱について

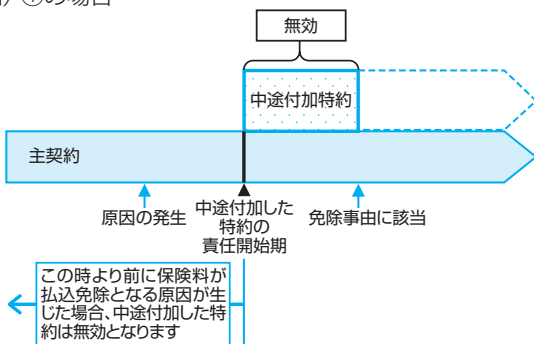
- ・ 主契約の保険料の払込が免除された場合で、つぎのいずれかに該当し、中途付加した特約の保険料の払込が免除されないときは、その特約は無効となります。

① 中途付加した特約の責任開始期前に保険料が払込免除となる原因が生じたこと

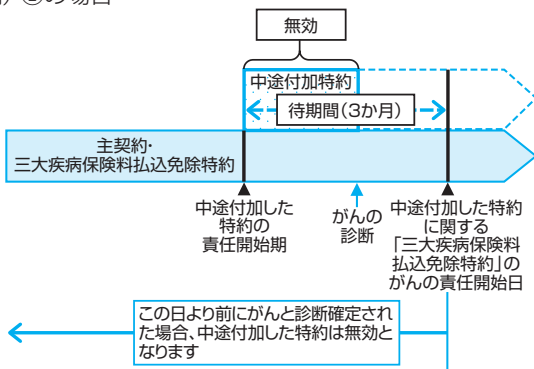
② がんの責任開始日の前日以前にがんと診断確定されたこと
 (「三大疾病保険料払込免除特約」が付加されている場合)

- ・ この場合、すでに払込まれたその特約の保険料を契約者に払戻します。

(例) ①の場合



(例) ②の場合



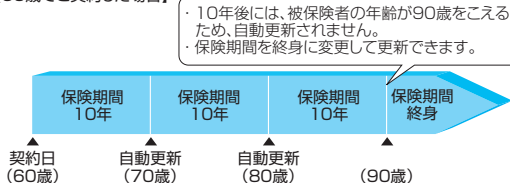
特約の更新について

● 「女性特定手術特約」「総合先進医療特約」「三大疾病無制限型長期入院特約」の更新について

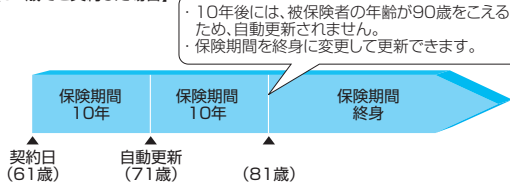
1. 保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。
この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一の年数とします。
ただし、下記①②のいずれかに該当する場合には、それぞれの保険期間で更新します。
 - ① 更新後の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合：
主契約の保険料払込期間満了の日までの期間
 - ② 主契約の保険料払込期間満了後に更新する場合：10年
2. 「女性特定手術特約」は、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が満80歳をこえる場合には、1. の更新はされません。この場合、80歳満期として更新します。
3. 「総合先進医療特約」「三大疾病無制限型長期入院特約」は、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が満90歳をこえる場合には、1. の更新はされません。この場合、保険期間を終身に変更して更新することができます。

(例)

【60歳でご契約した場合】



【61歳でご契約した場合】



● 更新後の特約について

- ・更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。
- ・同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は、通常、更新前より高くなります。
- ・更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・給付金の支払限度の規定を適用するときは、更新前の特約で既に支払われた給付金を通算します。
- ・主契約の保険料払込期間満了後に更新する特約の保険料の払込方法については、「主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料について」の項をご覧ください。

● 更新を希望しない場合

- ・更新を希望しない場合には、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出ください。

「ケガの特約」については、「ケガの特約」の **6. 特約の継続について** の項をご覧ください。

対象となる不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。(ただし、除外する事故(※)もあります。)

● 急激・偶発・外来の定義

急激	傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
偶発	傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意によるものは該当しません。)
外来	傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内的原因によるものは該当しません。)

● 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水(河川の氾濫による溺死、遊泳中の溺死) ・窒息 ・不慮の中毒(一酸化炭素中毒) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高山病 ・乗物酔い ・過度の運動による骨折や捻挫 ・熱中症(日射病・熱射病)

※ 除外する事故


疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したとき
疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とする医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	<ul style="list-style-type: none"> ①感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ②外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎など

お支払いできない場合について


● 支払事由に該当しない場合

- ・ つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき
 - (1) 責任開始期より前に発病した病気、責任開始期より前に生じた不慮の事故によるケガにより入院、通院、手術をしたとき
 - (2) 治療を目的としない入院、通院をしたとき(美容整形・人間ドック等)
 - (3) 介護を目的とする介護療養型医療施設に入院をしたとき
 - (4) 病院・診療所以外の施設(老人保健施設など)に入院をしたとき
 - (5) 治療を直接の目的としない手術を受けたとき(美容整形等※)
 - ※女性特定手術給付金における手術も同様です
 - (6) 薬剤の受取のみの通院をしたとき
 - (7) 医学的な観点から入院、通院の必要性が認められないとき
 - (8) 約款に定める入院や手術などの要件を満たさないとき

● 免責事由に該当した場合


 詳しくは、主契約・各特約についての項をご覧ください。

● 告知義務違反による解除の場合

 詳しくは、「告知が事実と相違する場合」の項をご覧ください。

● 保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合


● 重大事由による解除の場合

 重大事由については、**重大事由とは…**の項をご覧ください。

● 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・ この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

● 法令等に基づく対応の場合

 詳しくは、**法令等に基づく対応について**の項をご覧ください。

重大事由とは…

- ・ 重大事由とはつぎのことをいいます。
 - (1) 契約者、被保険者または給付金などの受取人が給付金などを詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
 - (2) 給付金などの請求に関して給付金などの受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
 - (3) 他の保険契約との重複によって、給付金額などの合計額が著しく過大であるとき
 - (4) 契約者、被保険者または保険金の受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
 - (5) 契約者、被保険者、保険金の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者であるとき(※3)
 - (6) 付加されている特約が重大事由により解除されたとき
 - (7) 上記のほか、当社の契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)から(6)と同等の重大な事由があるとき

上記に定める事由が生じた後に、給付金などの支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じていたときは、当社は給付金などのお支払または保険料のお払込の免除を行いません。(上記(4)の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)すでに給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込を求めることができます。

- (※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

(※3)

法令等に基づく対応について

- (1) 当社は、この保険契約における契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者である場合、重大事由に該当し、当社にご契約を解除することができます。この場合、当社は、上記の法令等に従いこの保険契約に関する情報を米国当局等に対し報告します。
- (2) (1)の場合、保険金・給付金等、解約払戻金の支払い、保険料等の返金はありません。また、前項の取扱いによって、契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人に損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負いません。

※ 経済制裁等の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局 (OFAC) のホームページをご参照ください。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

- ・給付金などをお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱いの違いが生じることがあります。

● 支払事由に該当しない場合

〈「就労所得保障一時金特約」就労所得保障一時金〉
 (巻末の別表72に定める就労困難状態A)

お支払いする場合 ○	解 説
「両眼の失明」により就労困難状態Aに該当し、運転手の仕事ができなくなった場合	働けない状態であっても、別表72に定める就労困難状態Aに該当していないときは、給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕	
「睡眠時無呼吸症候群」により、日常生活には支障がないが、運転手の仕事ができなくなった場合	

〈「ケガの特約」特定損傷給付金〉(巻末の別表39に定める特定損傷)

お支払いする場合 ○	解 説
被保険者が、不慮の事故により骨を骨折し、治療を受けた場合	お支払の対象となる特定損傷はあらかじめ定められています。軟骨は「骨」ではありませんので、巻末の別表39中の「骨折」にはあたらないことから、特定損傷給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕	
被保険者が、不慮の事故により軟骨を損傷し、治療を受けた場合	

お申込にあたって

生命保険募集人について

- ・生命保険募集人は、保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行うものです。「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。また、「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- ・当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・ご契約が成立した後にご契約の内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約の内容の変更などに対する当社の承諾が必要です。

〈当社の承諾が必要なご契約の内容の変更などのお手続の例〉

- * ご契約の復活
- * 特約の中途付加 など

クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について)

- ・お申込者またはご契約者(以下、「お申込者など」といいます。)は、ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。)のお払込の日のいずれか遅い日(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を当社が確認した日のいずれか遅い日)からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除(以下、「お申込の撤回など」といいます。)をすることができます。
- ・お申込の撤回などをした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。
- ・お申込の撤回などの書面を発信した時に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回などの効力は生じません。ただし、お申込の撤回などの書面を発信した時に、お申込者などが給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- ・つぎの場合には、お申込の撤回などのお取扱ができません。
 - * 当社が指定した医師の診査を受けた場合
 - * すでに契約したご契約の内容を変更する場合

● ご連絡方法

- ・お申込の撤回などは、必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社あてに発信してください。
- ・書面(ハガキ、便箋)には、お申込の撤回などの意思を明記し、お申込者などの氏名・氏名のフリガナ・住所をご記入ください。

告知と告知義務について

● ご契約者や被保険者の告知について

- ・ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことからについておたずねいたします。

● 告知義務について

- ・ご契約者や被保険者には、ご健康の状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めからご健康の状態の良くない方や危険度の高いご職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約に際しては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、がんにかかれたことの有無、現在のご健康の状態、身体の障害状態、ご職業など「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください(告知をしてください)。

なお、告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

- ・医師の診査を受けてお申しいただく場合には、当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせください(告知をしてください)。口頭により告知をしていただいた内容は、医師により記録されますので、ご確認のうえ自署欄に署名してください。
- ・効力を失ったご契約を復活する場合にも告知が必要です。

● 告知受領権について

- ・告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が持ちます。生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がなく、生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりませんので、ご注意ください。

● 傷病歴などがある方のお引受について

- ・当社では、他のご契約者との公平性を保つため、お客さまのご健康の状態などに応じたお引受を行っています。ご契約をお断りする場合もありますが、傷病歴などがある方を全てお断りするわけではありません。なお、お断りする場合には、お客さまあてに書面または募集代理店を通じてご通知します。
- ・当社では、ご契約を引受ける際の基準を緩和した医療保険を販売しています。ただし、ご健康の状態などによってはご契約をお断りすることがあります。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。
- ・特定の疾病または特定の身体部位について保障しないなどの条件をつけてご契約をお引受けする場合（※）があります。この場合、お客さまあてに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出ください。

※ つぎの特約は主契約の条件が準用されます。

「通院特約」、「総合先進医療特約」、「入院一時金特約」、「三大疾病無制限型長期入院特約」、「女性疾病入院特約」(異常分娩・異常妊娠(帝王切開を含む)に限る)

● ご契約の内容の確認について

- ・当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込の際やご契約成立後に、お申込の内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

告知が事実と相違する場合

● 「告知義務違反」によるご契約または特約の解除

- ・告知をしていただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

* 責任開始日から2年を経過していても、給付金・保険金などのお支払事由が責任開始日から2年以内に生じていた場合などには、ご契約または特約を解除することがあります。

* ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金・保

険金などのお支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が生じていても、原則としてお払込を免除することはできません。

- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社のご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社のご契約または特約を解除することができます。
- ・上記に記載したご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結の状況などにより、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患や、死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかった場合」など、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には、詐欺によるご契約の取消しの規定を適用して、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、「告知義務違反」による解除の対象となる責任開始日から2年を経過した後でもご契約が取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

特約を中途付加した場合の付加日および保険期間について

● 中途付加日

- ・特約を主契約に中途付加して締結する際に、ご契約者が指定した月の主契約の契約応当日を中途付加日といいます。

● 特約の保険期間

- ・特約の保険期間はつぎのとおりです。保険期間は特約の中途付加日より起算します。

女性疾病入院特約、通院特約、入院一時金特約、三大疾病一時金特約、介護一時金特約、認知症介護一時金特約、終身特約	終身
就労所得保障一時金特約、精神疾患保障一時金特約	60・65・70歳満期
総合先進医療特約、女性特定手術特約、三大疾病無制限型長期入院特約	10年

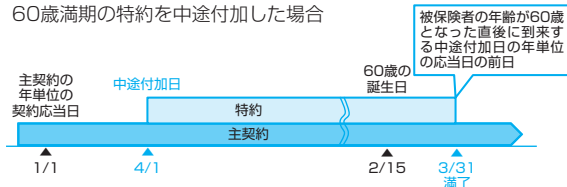
*「ケガの特約」については、「ケガの特約」の「**5. 特約の保険期間について**」の項をご覧ください。

● 保険期間が60・65・70歳満期の特約を中途付加した場合の取扱について

① 主契約の保険料払込期間が終身の場合

- ・特約の保険期間の満了の時期は、特約の中途付加日を基準として定まります。

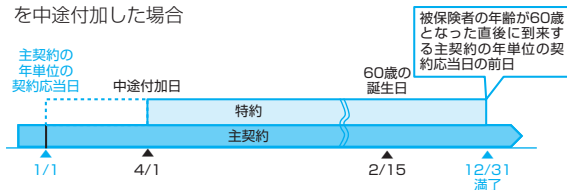
(例) 60歳満期の特約を中途付加した場合



② 主契約の保険料払込期間が払済タイプの場合

- ・特約の保険期間の満了の時期は、主契約の年単位の契約応当日を基準として定まります。

(例) 主契約の保険料払込期間が65歳までのご契約に60歳満期の特約を中途付加した場合



● 保険期間が10年満期の特約を中途付加した場合の取扱について

① 主契約の保険料払込期間が終身の場合

- ・ 特約の保険期間の満了の時期は、特約の中途付加日から10年後の時点となります。

(例) 月払の場合



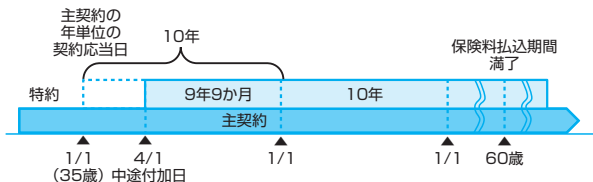
② 主契約の保険料払込期間が払済タイプの場合

- ・ 特約の保険期間の満了の時期は、次のいずれか早い方となります。

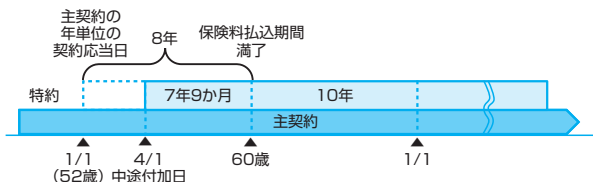
A	特約の中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日 (中途付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)から10年後の時点
B	主契約の保険料払込期間満了日

(例)

A：主契約の保険料払込期間が60歳までの契約に、35歳で特約中途付加した場合



B：主契約の保険料払込期間が60歳までの契約に、52歳で特約中途付加した場合



特約保険料の払込について

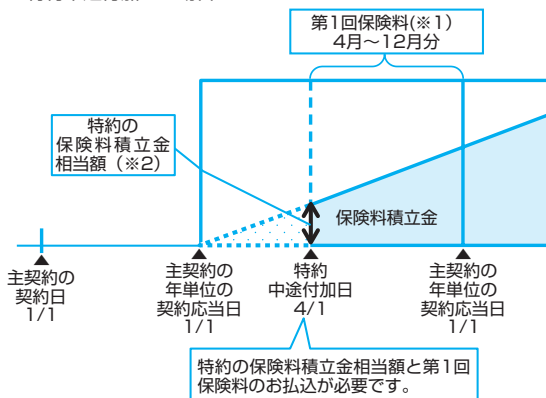
● 特約保険料の払込

- ・ 特約の第1回保険料(※1)は、会社が指定した日までに払い込んでください。
- ・ 主契約の保険料払込期間が払済タイプのご契約で、年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料(※1)に加えて、保険料積立金相当額の払込が必要です。(※2)

※1 主契約の保険料払込方法(回数)が年・半年払で、年・半年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料は付加月から直後に到来する主契約の年・半年単位の契約応当日の属する月の前月までの月数分相当の金額となります。

※2 中途付加する特約の保険料は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日における被保険者の満年齢によって計算します。そのため、特約中途付加日が年単位の契約応当日と異なる場合は、中途付加日時点で積み立てるべき保険料積立金が不足するため、保険料積立金相当額の払込が必要です。(主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日における被保険者の満年齢によって保険料を計算するため、保険料積立金相当額の払込は不要です。)

(例) 年払で払済タイプ的主契約に主契約の年単位の契約応当日以外に特約中途付加した場合



● 指定年齢後保険料半額特則付の主契約に中途付加した場合の特約保険料について

- ・ 所定の年齢以後の特約の保険料は半額になりません。

保障の開始について

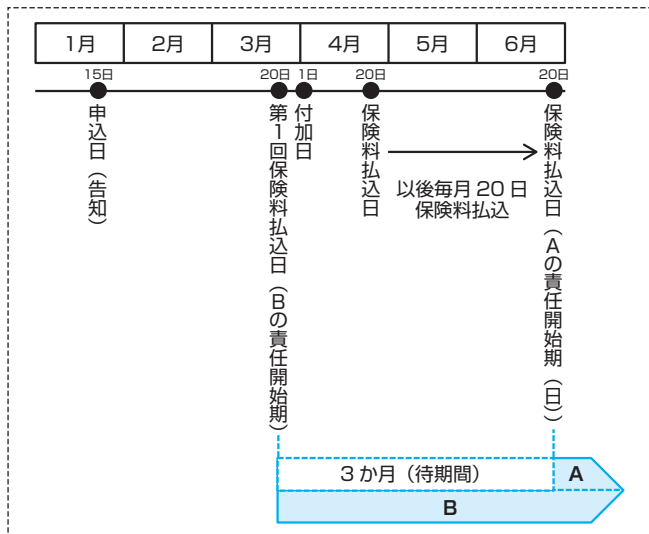
- ・当社が、ご契約上の保障を開始する時期(日)を、責任開始期(日)といいます。ご契約を当社がお引き受けすることを承諾した場合の責任開始期(日)は、つぎのとおりです。
- ・保障によって責任開始期(日)が異なります。

	特約	責任開始期(日)
A	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性特定手術特約」の乳房の保障 ・「三大疾病一時金特約」のがん(悪性新生物)の保障 	第1回保険料のお払込が完了した時と付加日のいずれか早い時から3か月経過した日の翌日
B	上記以外の保障	第1回保険料のお払込が完了した時と付加日のいずれか早い時

〈付加日と保障の開始の例(月払の場合)〉

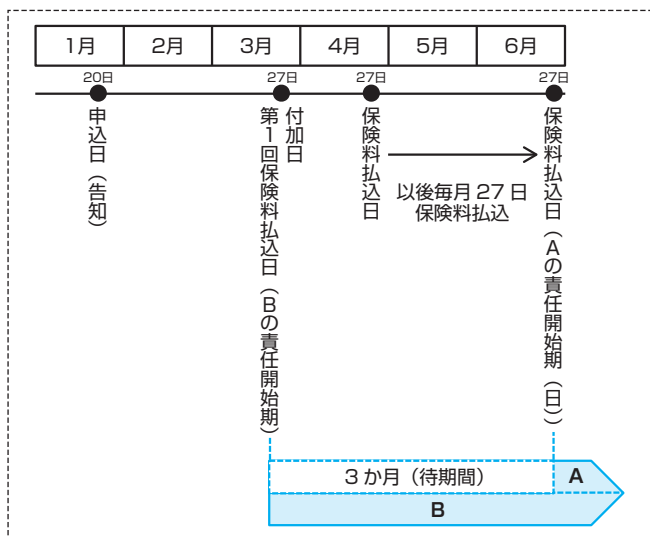
1. 勤務先などの団体や集団を通じて払込む方法

- ・契約応当日が毎月1日で、1月15日に特約の中途付加をお申込みいただいた場合
- ・付加日：主契約の月単位の契約応当日



2. 口座振替で払い込む方法

- ・ 契約応当日が毎月27日で、1月20日に特約の中途付加をお申込みいただいた場合
- ・ 付加日：主契約の月単位の契約応当日



* 保険料のお払込方法（経路）などによっては上記にあてはまらない場合がありますので、ご注意ください。

保険料のお払込について

主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料について

主契約の保険料払込期間満了後の特約の保険料の払込はつぎのように取扱います。

- ・保険料の払込方法(回数)
保険料の払込方法(回数)は年払とします。ただし、特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。
- ・保険料の払込方法(経路)
口座振替で払込む方法またはクレジットカードにより払込む方法のいずれかに限ります。
- ・特約保険料のお払込がない場合
特約保険料の払込期月内にお払込がない場合、一定の猶予期間があります。
お払込がないまま猶予期間を過ぎますと、特約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。(効力を失います)
- ・復活について
特約が失効した日からその日を含めて1年以内であれば、特約の復活を請求できます。(「ケガの特約」を除く。)
この場合、あらためて告知をしていただく必要があり、ご健康状態によっては、特約の復活はできません。

ご契約後について

解約払戻金について

- 「女性疾病入院特約」、「通院特約」、「総合先進医療特約」、「入院一時金特約」、「女性特定手術特約」、「三大疾病一時金特約」、「三大疾病無制限型長期入院特約」、「介護一時金特約」、「認知症介護一時金特約」、「就労所得保障一時金特約」、「精神疾患保障一時金特約」、「ケガの特約」の解約払戻金について
 - ・解約払戻金はありません。
- 「終身特約」の解約払戻金について
 - ・保険料払込期間中の解約払戻金は低く設定されています。所定の解約払戻金の70%の額となります。（既払込保険料の70%の額ではありません。）

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるようにする特約です。

お願い

この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「被保険者に代わって給付金などを請求できること」をお伝えください。

●代理請求の対象となる給付金など

- ・被保険者が受取人となる給付金など
- ・被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

●代理請求できる場合

- ・あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるのは、つぎの場合です。

- *被保険者が、事故や病気などにより、給付金などの請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- *被保険者が、がんなどの病名の告知や余命の告知を受けていない場合
- *その他、これらに準じる状態であると当社が認めた場合



ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

● 代理請求できる方

- ・あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の3親等内の親族
- (4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方
- (5) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方

なお、(4)および(5)については、給付金などの請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合に限り、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- ※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。



お手続に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

● 指定代理請求人が指定されていない場合など

- ・つぎに該当する場合で、被保険者が請求できない特別な事情があるときは、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。

*指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人の指定が撤回された場合、指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）

*指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合

*指定代理請求人に給付金などを請求できない特別な事情がある場合

- ・代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

*被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

*上記に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族

*代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

● 留意点

1. 特約の付加に際して

- ・「指定代理請求特約」を付加した場合には、「リビング・ニーズ特約」に指定代理請求人による請求の規定があるときでも、それを適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとして扱います。

2. 代理請求に際して

- ・故意に給付金などの支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた方または故意に給付金などの受取人を給付金などを請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ・給付金などの受取人が法人である場合は、代理請求は取扱いません。

3. 代理請求により給付金などを支払った後について

- ・給付金などを指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後に重複してその給付金などの請求を受けても、お支払いしません。

ご注意

代理請求によって給付金などを支払った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱いについて

● プライバシーポリシーについて

- ・当社は「個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページ[<https://www.aflac.co.jp/>]にてご確認ください。当社コールセンターまでお問い合わせください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号(マイナンバー)および特定個人情報(以下「特定個人情報等」といいます)を含みません。特定個人情報等については、「特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。

● お客様の個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報の利用目的はつぎのとおりです。主な商品やサービスの内容については、当社ホームページにてご確認ください。
 - (1) 各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払
 - (2) 当社、その関連会社・提携会社の取扱う各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
 - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
 - (4) アフラック及びその関連会社における経営管理・財務管理・リスク管理その他これに付随する業務の遂行
 - (5) 外国の法令に基づき、報告・調査・照会・訴訟手続その他これらに類する手続に応じること
 - (6) その他保険業に関連・付随する業務

● 個人データの提供

- ・当社は、特定の場合に個人データを第三者に提供します。詳細については、プライバシーポリシーの「個人データの提供」をご覧ください。

特定個人情報等の取扱いについて

● 特定個人情報等の利用目的・利用

- ・ 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

● 特定個人情報等の提供

- ・ 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」について

- ・当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、保険契約・共済契約・特約の中途付加(以下、「保険契約など」といいます。)のお引受の判断または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の登録事項を共同して利用しています。保険契約などのお申込があった場合には、当社は、(一社)生命保険協会に、保険契約などについて以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引受けできなかった場合には、その登録事項は消去されます。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込があった場合または給付金・保険金・共済金などのご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にするために利用されることがあります。なお、登録の期間、お引受およびお支払の判断の参考にする期間は、契約日、復活日、復旧日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受および給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にする以外には使用しません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

〈登録事項について〉

- ・ つぎの事項が登録されます。

- (1) ご契約者および被保険者の氏名・生年月日・性別・住所
(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額、災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類とその日額
- (4) 契約日、復活日、復旧日、増額日、特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態について相互に照会することがあります。

- ・ 当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、所定のお手続により、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。また、「個人情報保護に関する法律」に違反して登録事項が取扱われている場合は、所定のお手続により、登録事項の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問合わせください。
- ・ 「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

● 「支払査定時照会制度」について

- ・ 当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など(以下、「保険契約など」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下、「お支払などの判断」といいます。)の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考に利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

〈相互照会事項について〉

- ・ つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に係る事項は除きます。

- (1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

- ・ 相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続きにより、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合は、所定のお手続きにより、当該情報の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続きの詳細については、当社にお問合わせください。
- ・「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

約款・特約条項

女性疾病入院特約〔2013〕

(2019年1月21日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
女性疾病入院給付金	被保険者が女性特有の疾病により入院をしたときに、給付金を支払います。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<特約給付金額および支払限度日数>

- 保険契約者は、この特約の締結の際、女性疾病入院給付金日額を、会社所定の範囲内で指定してください。
- 1回の入院についての支払限度の日数（以下、「支払限度日数」といいます。）および通算支払限度は主契約の支払限度の型に応じて、つぎのとおりとします。なお、通算支払限度とは、特約給付金を支払う入院日数を通算した限度をいいます。

主契約の支払限度の型	女性疾病入院特約〔2013〕	
	1回の入院の支払限度日数	通算支払限度
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日

第5条<特約給付金の支払>

- 女性疾病入院給付金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす入院をしたとき ①責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した別表42に
------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

	定める女性特定疾病(以下、「女性特定疾病」といいます。)の治療を直接の目的とする入院 ②別表 21-2 に定める病院または診療所における別表 22-2 に定める入院
支払額	入院 1 回につき、「女性疾病入院給付金日額(入院中に女性疾病入院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の女性疾病入院給付金日額とします。)」×入院日数
受取人	被保険者

- 2 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を原因として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- 3 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 4 特約給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 5 被保険者が特約給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。ただし、特約給付金が支払われることになった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 6 被保険者が女性特定疾病を直接の原因とする入院を開始した時に異なる女性特定疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- 7 被保険者が女性特定疾病以外の事由によって入院をし、その入院中に女性特定疾病の治療を開始した場合には、その女性特定疾病の治療を開始したと会社が認めた日からその治療を終了した日までの入院については、第1項の規定を適用します。
- 8 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を原因として、第1項に定める特約給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保

険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条<用語の意義>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

- (1) 治療を直接の目的とする入院
「治療を直接の目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査、単なる疲労、通院不便などのための入院は該当しません。
- (2) 入院の日数が1日となる入院
入院の日数が1日となる入院については、入院日と退院日が同一の日である場合で、医科診療報酬点数表における入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

第7条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第8条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第9条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第11条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際して告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第14条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向けて女性疾病入院給付金日額（以下、「特約給付金額」といいます。）を減額することができます。

ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。

- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) この特約の通算支払限度に達したとき

第16条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第17条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第18条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（この特約の復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活日または特約の中途付加日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約（入院給付金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第19条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第21条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）で定めるものとします。
 - (2) この特約の第1回保険料（半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。）は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎのとおり取り扱います。
 - ① 月払契約の場合
 - (7) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と

同時に払い込んでください。

- (イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
- (ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかつたものとみなします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

- (7) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

- (イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかつたものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)のいずれか早い時(その時まで告知が行われていないときには、告知の時)を責任開始期とします。

- (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。

- (3) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、付加日から主契約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、保険契約者が会社所定の範囲内で指定するものとします。

- (4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

- ① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。

- ② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日(付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)における被保険者の満年齢により計算します。

- (5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

- (6) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の

保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。

- 4 第11条<告知義務および告知義務違反による解除>または第12条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。
- 5 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約の保険料を払い込む場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第2項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。
 - ② 保険料の払込方法（回数）は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第3号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
 - (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - (3) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、この特約の保険料と同時に払い込むものとします。
 - (4) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
 - (5) 会社は、前号の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。
 - (6) 主契約に三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、この特約を更新する特約とみなして、三大疾病保険料払込免除特約の<主契約に給付のある特約が付加されている場合の特則>を適用します。

第22条<指定年齢後保険料半額特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、保険料半額開始年齢を、会社所定の範囲内で指定してください。

- (2) 保険料全額払込期間は、責任開始期の属する日から被保険者の年齢が前号において指定された保険料半額開始年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日までとします。
- (3) 保険料全額払込期間経過後のこの特約の保険料は、保険料全額払込期間におけるこの特約の保険料の半額とします。
- (4) 第1号において指定された保険料半額開始年齢は、変更することができません。
- (5) 主約款の保険料の前納の規定を適用する場合、保険料全額払込期間中の保険料と保険料全額払込期間経過後の保険料をあわせて前納する取扱は行いません。
- (6) 本特約のみの解約はできません。

第23条<特別条件特則>

- 1 この特約の締結または復活の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、特定疾病・部位不担保法による特別条件特則を、この特約に付加して締結します。
- 2 主契約に特別条件特則が付加されている場合(別表24の7. 異常分娩・異常妊娠(帝王切開を含む。)に限ります。)は、この特約に特定疾病・部位不担保法による特別条件特則が付加されるものとします。この場合、不担保となる特定疾病は、主契約の特定疾病と同一とします。
- 3 本条の規定によりこの特約に特別条件特則を付加した場合には、主約款の特別条件特則の規定を準用します。

第24条<疾病入院保険に付加した場合の特則>

この特約を疾病入院保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料(保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相当額を保険契約者(保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人)に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第4条<特約給付金額および支払限度日数>第2項に定める特約給付金の支払限度は、主契約の支払限度の型が60日型であるものとみなして取り扱います。
- (3) 被保険者が特約給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中につきの①または②のいずれかの事由によりこの

特約が消滅したときは、この特約が消滅した時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして取り扱います。

- ① 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達したこと
- ② 主契約の高度障害保険金が支払われたこと
- (4) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第25条<医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

- 3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第4条<特約給付金額および支払限度日数>第2項に定める特約給付金の支払限度は、主契約の支払限度の型が60日型であるものとみなして取り扱います。
- (3) 被保険者が特約給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中に主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したときは、この特約が消滅した時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
- (4) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第26条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規

定を加えます。

- 3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

(2) 第4条<特約給付金額および支払限度日数>第2項に定める特約給付金の支払限度は、主契約の支払限度の型が60日型であるものとみなして取り扱います。

通院特約〔2013〕

(2019年1月21日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
疾病通院給付金	被保険者が疾病の治療を目的として通院をしたときに疾病通院給付金を支払います。
災害通院給付金	被保険者が傷害の治療を目的として通院をしたときに災害通院給付金を支払います。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<特約給付金額の指定>

保険契約者は、この特約の締結の際、特約給付金額を会社所定の範囲内で指定してください。

第5条<特約給付金の支払>

- 疾病通院給付金、災害通院給付金（以下、総称して「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。
 - 疾病通院給付金

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてに該当したとき ①つぎの(ア)および(イ)のすべてを満たす入院をしていること (ア)責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院 ただし、つぎの(a)から(c)のいずれかに該当する入院も、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(a) 責任開始期以後に生じた主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害を直接の原因とする入院</p> <p>(b) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院</p> <p>(c) 責任開始期以後に開始した別表 52 に定める異常分娩のための入院</p> <p>(i) 主契約の疾病入院給付金（以下、「疾病入院給付金」といいます。）が支払われる入院</p> <p>② つぎの(ア)から(イ)のすべてを満たす通院をしていること</p> <p>(ア) 上記①の入院の直接の原因となった疾病の治療を直接の目的とする通院</p> <p>(イ) つぎの(a)および(b)を合わせた期間（以下、「疾病通院期間」といいます。）に行われた通院</p> <p>(a) 上記①の入院の入院開始日の前日から遡って 60 日以内の期間</p> <p>(b) 上記①の入院の退院日の翌日から 120 日以内の期間</p> <p>(ウ) 別表 21-2 に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。以下同じ。）への通院</p> <p>(エ) 別表 23-2 に定める通院</p>
<p>支払額</p>	<p>通院 1 日あたり、特約給付金額（疾病通院期間中に特約給付金額の減額があった場合には、各日現在の特約給付金額とします。）</p>
<p>受取人</p>	<p>被保険者</p>
<p>支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）</p>	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の犯罪行為</p> <p>③ 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦ 被保険者の薬物依存</p> <p>⑧ 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわ</p>

	ゆる「むちうち症」) または腰痛で他覚症状のないもの ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争その他の変乱
--	--------------------------------------------------------

(2) 災害通院給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてに該当したとき ①つぎの(ア)および(イ)のすべてを満たす入院をしていること (ア)責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院 (イ)主契約の災害入院給付金(以下、「災害入院給付金」といいます。)が支払われる入院 ②つぎの(ア)から(イ)のすべてを満たす通院をしていること (ア)上記①の入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする通院 (イ)つぎの(a)および(b)を合わせた期間(以下、「災害通院期間」といいます。)に行われた通院 (a)上記①の入院の入院開始日の前日から遡って60日以内の期間 (b)上記①の入院の退院日の翌日から120日以内の期間 (ウ)別表21-2に定める病院または診療所への通院 (イ)別表23-2に定める通院
支払額	通院1日あたり、特約給付金額(災害通院期間中に特約給付金額の減額があった場合には、各日現在の特約給付金額とします。)
受取人	被保険者
免責事由	第1号に定める免責事由と同じ

- 2 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を原因として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして、前項の規定を適用します。
- 3 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 4 特約給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

- 5 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 6 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める疾病通院給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で疾病通院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、疾病通院給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条<特約給付金の支払に関する補則>

- 1 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、特約給付金は重複して支払いません。
 - (1) 同一の日に2回以上通院をしたとき
 - (2) 2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 2 被保険者が、前条第1項第1号の疾病通院給付金の支払事由の①に定める入院を2回以上した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされるときには、その入院における入院前後の通院については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 最初の入院の入院開始日の前日を前条第1項第1号②に定める入院前の疾病通院期間の起算日とします。
 - (2) 最終の入院(疾病入院給付金の支払日数が主契約において指定された1回の入院についての支払限度日数をこえる場合には、その支払限度日数をこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日の翌日を前条第1項第1号②に定める退院後の疾病通院期間の起算日とします。
 - (3) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院開始日前における通院については、疾病通院期間中の通院とみなします。
- 3 被保険者が、前条第1項第2号の災害通院給付金の支払事由の①に定める入院を2回以上した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされるときには、その入院における入院前後の通院については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 最初の入院の入院開始日の前日を前条第1項第2号②に定める入院前の災害通院期間の起算日とします。
 - (2) 最終の入院(災害入院給付金の支払日数が主契約において指定された1回の入院についての支払限度日数をこえる場合には、その支払限度日数をこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日の翌日を前条第1項第2号②に定める退院後の災害通院期間の起算日とします。

- (3) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院開始日前における通院については、災害通院期間中の通院とみなします。
- 4 被保険者が、前条第1項第1号の疾病通院給付金の支払事由の①に定める入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、それぞれの疾病について入院の必要があるときには、その併発した疾病の治療を目的とする通院を前条第1項第1号の疾病通院給付金の支払事由の②(ア)に定める通院に含めます。
- 5 被保険者が、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。)による入院を開始した時に主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。)による傷害を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害を併発した場合で、それぞれの傷害について入院の必要があるときには、その併発した傷害の治療を目的とする通院を、主たる不慮の事故による傷害の治療を目的とする通院とみなして取り扱います。
- 6 被保険者が、前条第1項第1号の疾病通院給付金の支払事由の①に定める入院を開始した時に不慮の事故による傷害を併発していた場合、またはその入院中に不慮の事故による傷害を併発した場合(当該傷害について入院の必要がある場合に限り)で、災害入院給付金が支払われないときには、当該傷害の治療を目的とする通院を、前条第1項第1号の疾病通院給付金の支払事由の②(ア)に定める通院に含めます。
- 7 被保険者が、前条第1項第2号の災害通院給付金の支払事由の①に定める入院を開始した時に疾病を併発していた場合、またはその入院中に疾病を併発した場合(当該疾病について入院の必要がある場合に限り)で、疾病入院給付金が支払われないときには、当該疾病の治療を目的とする通院を、前条第1項第2号の災害通院給付金の支払事由の②(ア)に定める通院に含めます。
- 8 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当する日に特約給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、前条第1項の規定にかかわらず、特約給付金は支払いません。
- (1) 疾病入院給付金が支払われる日
- (2) 災害入院給付金が支払われる日
- 9 被保険者が、災害通院給付金が支払われる日に疾病通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、前条第1項の規定にかかわらず、疾病通院給付金は支払いません。

第7条<用語の意義>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

- (1) 治療を直接の目的とする通院
「治療を直接の目的とする通院」には、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみなどによる通院は該当しません。
- (2) 薬物依存
「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、

F14. 2、F15. 2、F16. 2、F18. 2、F19. 2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第8条<特約給付金の支払限度>

- 1 疾病通院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 疾病通院期間中の支払日数(疾病通院給付金を支払う日数。以下、本項において同じ。)は、30日をもって限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して1,095日とします。
- 2 災害通院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 災害通院期間中の支払日数(災害通院給付金を支払う日数。以下、本項において同じ。)は、30日をもって限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して1,095日とします。

第9条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第10条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第11条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第12条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第13条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第14条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第15条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

第16条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約給付金額を減額すること

ができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。

- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第17条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) つぎのすべてに該当したとき
 - ① 疾病通院給付金の支払日数が、第8条<特約給付金の支払限度>第1項第2号に定める通算支払限度に達したとき
 - ② 災害通院給付金の支払日数が、第8条<特約給付金の支払限度>第2項第2号に定める通算支払限度に達したとき
 - (3) 疾病入院給付金の支払日数および災害入院給付金の支払日数が、いずれも主約款に定める通算支払限度に達したとき

第18条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第19条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第22条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）で定めるものとします。
 - (2) この特約の第1回保険料（半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。）は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎのとおり取り扱います。
 - ① 月払契約の場合

- (ア) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法(経路)にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
- (イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
- (ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- ② 半年払契約および年払契約の場合
- (ア) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。
- (イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)のいずれか早い時(その時までに告知が行われていないときには、告知の時)を責任開始期とします。
- (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
- (3) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、付加日から主契約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、保険契約者が会社所定の範囲内で指定するものとします。
- (4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。
- ① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。
- ② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日(付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)における被保険者の満年齢により計算します。
- (5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (6) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

- 3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。
- 4 第13条<告知義務および告知義務違反による解除>または第14条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。
- 5 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約の保険料を払い込む場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第2項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。
 - ② 保険料の払込方法（回数）は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第3号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
 - (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - (3) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、この特約の保険料と同時に払い込むものとします。
 - (4) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
 - (5) 会社は、前号の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。
 - (6) 主契約に三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、この特約を更新する特約とみなして、三大疾病保険料払込免除特約の<主契約に給付のある特約が付加されている場合の特則>を適用します。

第23条<指定年齢後保険料半額特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。

- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 保険契約者は、保険料半額開始年齢を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) 保険料全額払込期間は、責任開始期の属する日から被保険者の年齢が前号において指定された保険料半額開始年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (3) 保険料全額払込期間経過後のこの特約の保険料は、保険料全額払込期間におけるこの特約の保険料の半額とします。
 - (4) 第1号において指定された保険料半額開始年齢は、変更することができません。
 - (5) 主約款の保険料の前納の規定を適用する場合、保険料全額払込期間中の保険料と保険料全額払込期間経過後の保険料をあわせて前納する取扱は行いません。
 - (6) 本特則のみの解約はできません。

第24条<特別条件特則>

- 1 この特約の締結または復活の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、特定疾病・部位不担保法による特別条件特則を、この特約に付加して締結します。
- 2 主契約に特別条件特則が付加されている場合は、この特約に特定疾病・部位不担保法による特別条件特則が付加されるものとします。この場合、不担保となる特定疾病・部位は、主契約の特定疾病・部位と同一とします。
- 3 本条の規定によりこの特約に特別条件特則を付加した場合には、主約款の特別条件特則の規定を準用します。

第25条<疾病入院保険に付加した場合の特則>

この特約を疾病入院保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第5条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害通院給付金の支払事由中、「保険期間中」とあるのを「災害通院給

付金保障期間中」と、「主契約」とあるのを「主契約に付加されている災害入院特約」と読み替えます。

- (3) 前号に定める災害通院給付金保障期間は、責任開始期の属する日から主契約に付加されている災害入院特約の締結時に定めた災害入院特約の保険期間の満了日までとします。
- (4) 第6条<特約給付金の支払に関する補則>第3項中、「主約款の規定により1回の入院とみなされるとき」とあるのを「それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるとき」と、「主契約」とあるのを「主契約に付加されている災害入院特約」と、「1回の入院についての支払限度日数」とあるのを「同一の不慮の事故による入院についての支払限度日数」と読み替えます。
- (5) 被保険者が、主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅した時を含んで継続している疾病通院期間中に第5条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病通院給付金の支払事由の②(7)に定める通院をしたときは、その通院を、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (6) 被保険者が、つぎの①または②のいずれかの事由が生じた時を含んで継続している災害通院期間中に第5条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害通院給付金の支払事由の②(7)に定める通院をしたときは、その通院を、災害通院給付金保障期間中の通院とみなして取り扱います。
- ① 災害通院給付金保障期間が満了したとき
 - ② 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき
- (7) 第17条<特約の消滅>第1項第3号中、「主約款」とあるのを「主約款または主契約に付加されている災害入院特約」と読み替えます。
- (8) 第17条<特約の消滅>第1項第4号として、つぎの規定を加えます。

(4) 主契約に付加されている災害入院特約が消滅したとき。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は消滅しません。

- ① 災害入院給付金の支払日数が、災害入院特約の特約条項に定める通算支払限度に達したことにより、災害入院特約が消滅した場合
- ② 災害入院特約の保険期間の満了により、災害入院特約が消滅した場合

- (9) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第26条<医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料

の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

- 3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第5条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害通院給付金の支払事由中、「保険期間中」とあるのを「災害通院給付金保障期間中」と読み替えます。
- (3) 前号に定める災害通院給付金保障期間は、責任開始期の属する日から主契約の災害入院給付金保障期間の満了日までとします。
- (4) 第6条<特約給付金の支払に関する補則>第3項中、「主約款の規定により1回の入院とみなされるとき」とあるのを「それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるとき」と、「1回の入院についての支払限度日数」とあるのを「同一の不慮の事故による入院についての支払限度日数」と読み替えます。
- (5) 被保険者が、主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅した時を含んで継続している疾病通院期間中に第5条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病通院給付金の支払事由の②(ア)に定める通院をしたときは、その通院を、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (6) 被保険者が、つぎの①または②のいずれかの事由が生じた時を含んで継続している災害通院期間中に第5条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害通院給付金の支払事由の②(ア)に定める通院をしたときは、その通院を、災害通院給付金保障期間中の通院とみなして取り扱います。
- ① 災害通院給付金保障期間が満了したとき
- ② 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき
- (7) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第27条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第6条<特約給付金の支払に関する補則>第3項中、「主約款の規定により1回の入院とみなされるとき」とあるのを「それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるとき」と、「1回の入院についての支払限度日数」とあるのを「同一の不慮の事故による入院についての支払限度日数」と読み替えます。

総合先進医療特約〔2012〕

(2019年1月21日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
先進医療給付金	被保険者が疾病または傷害の治療を目的として先進医療を受けたときに給付金を支払います。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第4条<先進医療給付金の支払>

- 1 先進医療給付金の支払は、つぎのとおりとします。

先進医療給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす療養を受けたとき ①責任開始期（この特約の復活が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に生じたつぎの(ア)から(イ)のい
--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

特約

総合先進医療特約(2012)

	<p>ずれかを直接の原因とする療養。</p> <p>(7) 疾病(別表 52 に定める異常分娩(以下、「異常分娩」といいます。)を含みます。)</p> <p>(イ) 主約款に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害</p> <p>(ウ) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>② 別表 56 に定める先進医療による療養(以下、「先進医療」といいます。)</p> <p>③ 別表 30 に定める法律にもとづく保険医療機関で受けた療養(当該療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する保険医療機関で行われるものに限ります。)</p>
支払額	<p>先進医療にかかる技術料のうち被保険者が負担した費用と同額。</p> <p>なお、つぎの①～⑤の費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。</p> <p>① 別表 30 に定める法律にもとづき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む。)</p> <p>② 先進医療以外の評価療養のための費用</p> <p>③ 選定療養のための費用</p> <p>④ 食事療養のための費用</p> <p>⑤ 生活療養のための費用</p>
受取人	被保険者
支払事由に該当しても先進医療給付金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の犯罪行為</p> <p>③ 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦ 被保険者の薬物依存</p> <p>⑧ 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの</p> <p>⑨ 地震、噴火または津波</p> <p>⑩ 戦争その他の変乱</p>

- 2 この特約において「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- 3 先進医療給付金の通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円とします。
- 4 先進医療給付金を支払う場合で、すでに支払った先進医療

- 給付金の支払額との合計額が2,000万円をこえるときには、2,000万円からすでに支払った先進医療給付金の支払額を差し引いた額を支払います。
- 5 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって先進医療給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金を全額または削減して支払うことがあります。
 - 6 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を先進医療給付金の受取人とします。
 - 7 先進医療給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
 - 8 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を直接の原因として、第1項に定める先進医療給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で先進医療給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、先進医療給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

先進医療給付金（以下、特約給付金といいます。）の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第6条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第7条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第8条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。また、主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承

諾したときは、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第9条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第10条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第11条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第12条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 特約給付金の支払額が、第4条<先進医療給付金の支払>第3項に定める通算支払限度に達したとき

第13条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第14条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条<特約の更新>

- 1 あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとし、
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間中は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合には、この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間満了の日まで短縮してこの特約を更新します。
 - (2) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場

- 合には、更新後のこの特約の保険期間は10年とします。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
 - 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。
 - 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしてします。
 - 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしてします。
 - 9 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、前3項および第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第3項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 更新するこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法(経路および回数)はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法(経路)は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。
 - ② 保険料の払込方法(回数)は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第4号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
 - (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - (3) 更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしてします。
 - (4) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、その特約の保険料と同時に払い込むものとしてします。
 - 10 第4条<先進医療給付金の支払>、第6条<特約の保険料

の払込免除>および第9条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。また、更新後のこの特約について、第4条第3項および第4項の通算支払限度に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間において支払われた特約給付金の支払額を含みます。

- 11 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 12 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 13 第2項第2号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結することがあります。この場合、第10項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第16条<定期から終身への変更>

- 1 この特約が前条第2項第1号の規定に該当したときには、この特約の満了の日の2か月前までに保険契約者が会社に申し出ることにより、前条第3項の規定にかかわらず、保険期間および保険料払込期間を終身に変更して更新することができます。
- 2 前項の請求を行うときは、保険契約者は必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により、保険期間を定期から終身へ変更した場合には、前条の規定を準用します。

第17条<法令等の改正に伴う特約給付金の支払事由の変更>

- 1 会社は、健康保険法またはその他関連する法令等(以下、「法令等」といいます。)が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、特約給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することができます。
- 2 本条の規定により特約給付金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日(以下、「支払事由変更日」といいます。)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 3 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までにつきの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 特約給付金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第18条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第20条<中途付加する場合の特則>

1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を充当する期間の初日(以下、「付加日」といいます。)を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日(契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。)で定めるものとします。

(2) この特約の第1回保険料(半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。)は、保険料の払込方法(回数)に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法(経路)にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとみなします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)のいずれか早い時(その時までには告知が行われていないときには、告知の時)を責任開始期とします。

(2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定(保険

料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。

(3) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。

② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日(付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)における被保険者の満年齢により計算します。

(4) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

(5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者(特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人)に支払います。

4 第9条<告知義務および告知義務違反による解除>または第10条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。

第21条<特別条件特則>

1 この特約の締結または復活の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、特定疾病・部位不担保法による特別条件特則を、この特約に付加して締結します。

2 主契約に特別条件特則が付加されている場合は、この特約に特定疾病・部位不担保法による特別条件特則が付加されるものとします。この場合、不担保となる特定疾病・部位は、主契約の特定疾病・部位と同一とします。

3 本条の規定によりこの特約に特別条件特則を付加した場合には、主約款の特別条件特則の規定を準用します。

第22条<総合先進医療特約を総合先進医療特約〔2012〕に変更する場合の特則>

1 総合先進医療特約(以下、本条において「変更前特約」といいます。)は、つぎのいずれかに該当する場合を除き、被保険者選択を受けることなく、総合先進医療特約〔2012〕(以下、本条において「変更後特約」といいます。)に変更することができます。

(1) 変更日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき

(2) 主契約の保険料払込期間が満了しているとき

- (3) 変更前特約の保険料の払込が免除されているとき
 - (4) 変更前特約の保険料が前納されているとき
 - (5) その他会社の定める要件を満たさないとき
- 2 本条の規定によって変更が行われた場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 変更後特約の付加に際しては、第20条<中途付加する場合の特則>の規定を適用します。
 - (2) 変更後特約の付加日を変更日とし、前号および第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、この日を責任開始期とします。
 - (3) 変更前特約は、変更後特約の責任開始と同時に解約されるものとし、この場合、変更前特約の解約払戻金はありません。
 - (4) 変更後特約の第4条<先進医療給付金の支払>および第9条<告知義務および告知義務違反による解除>の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - (5) 第4条第3項および第4項の通算支払限度に関する規定を適用するときは、変更前特約で支払われた特約給付金の支払額も含まれます。
- 3 変更後特約の特約給付金の支払は、第4条に定めるほか、つぎのとおりとします。
- (1) 被保険者が、変更日より前に医師の診療を受けていた疾病または傷害を直接の原因として、変更後特約の支払事由に該当する先進医療（以下、「先進医療」といいます。）を受けた場合、変更日からその日を含めて1年以内に当該先進医療を受けたときは変更前特約の先進医療給付金の支払の規定を適用するものとし、これより後に当該先進医療を受けたときは変更後特約の規定を適用します。
 - (2) 被保険者が、変更日からその日を含めて1年を経過した日を挟んで複数回にわたる一つの先進医療を受けた場合で、その療養の直接の原因となった疾病または傷害について、変更日より前に医師の診療を受けていたときには、変更前特約の先進医療給付金の支払の規定を適用します。
 - (3) 被保険者が、変更日を挟んで複数回にわたる一つの先進医療を受けた場合には、会社は特約給付金を重複して支払いません。この場合、変更前特約の支払事由にのみ該当したものとします。

第23条<疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合、主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人であるときで、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

入院一時金特約

(2019年1月21日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
入院一時金	被保険者が入院をしたときに、入院一時金を支払います。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<特約給付金額>

保険契約者は、この特約の締結の際、特約給付金額を、会社所定の範囲内で指定してください。

第5条<特約給付金の支払>

- 1 入院一時金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす入院をしたとき ①責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下同じ。）以後に生じた疾病または傷害の治療を直接の目的とする入院 ②主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院
支払額	入院1回につき、特約給付金額
受取人	被保険者
支払事由に該当しても特約給付金を支払	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または

<p>わない場合(以下、「免責事由」といいます。)</p>	<p>重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争その他の変乱</p>
-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 2 被保険者が特約給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定により1回の入院とみなされるときは、それらの入院を1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
- 3 主契約の疾病入院給付金と災害入院給付金の支払事由が重複する場合には、その入院の開始日から退院日までを1回の入院として、特約給付金を1回のみ支払います。
- 4 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を原因として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- 5 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 6 特約給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 7 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 8 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める特約給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診

療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第7条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第10条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際して告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第11条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第12条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第13条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向けて特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第14条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金が通算支払限度に達したとき

第15条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第16条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第19条<中途付加する場合の特則>

1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）で定めるものとします。

(2) この特約の第1回保険料（半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。）は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(ア) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとみなします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(ア) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時（その時まで告知が行われていないときには、告知の時）を責任開始期とします。
 - (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
 - (3) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、付加日から主契約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、保険契約者が会社所定の範囲内で指定するものとします。
 - (4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。
 - ① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。
 - ② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
 - (5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
 - (6) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。
- 3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。
- 4 第10条<告知義務および告知義務違反による解除>または第11条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。
- 5 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約の保険料を払い込む場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第2項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
- (1) この特約の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。

- ① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限りです。
- ② 保険料の払込方法（回数）は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第3号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
- (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- (3) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、この特約の保険料と同時に払い込むものとします。
- (4) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
- (5) 会社は、前号の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。
- (6) 主契約に三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、この特約を更新する特約とみなして、三大疾病保険料払込免除特約の〈主契約に給付のある特約が付加されている場合の特則〉を適用します。

第20条〈指定年齢後保険料半額特則〉

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、保険料半額開始年齢を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) 保険料全額払込期間は、責任開始期の属する日から被保険者の年齢が前号において指定された保険料半額開始年齢に達した後に来る最初の年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (3) 保険料全額払込期間経過後のこの特約の保険料は、保険料全額払込期間におけるこの特約の保険料の半額とします。
 - (4) 第1号において指定された保険料半額開始年齢は、変更することができません。
 - (5) 主約款の保険料の前納の規定を適用する場合、保険料全額払込期間中の保険料と保険料全額払込期間経過後の保険料をあわせて前納する取扱は行いません。
 - (6) 本特則のみの解約はできません。

第21条<特別条件特則>

- 1 この特約の締結または復活の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、特定疾病・部位不担保法による特別条件特則を、この特約に付加して締結します。
- 2 主契約に特別条件特則が付加されている場合は、この特約に特定疾病・部位不担保法による特別条件特則が付加されるものとします。この場合、不担保となる特定疾病・部位は、主契約の特定疾病・部位と同一とします。
- 3 本条の規定によりこの特約に特別条件特則を付加した場合には、主約款の特別条件特則の規定を準用します。

第22条<疾病入院保険に付加した場合の特則>

この特約を疾病入院保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第5条<特約給付金の支払>第1項の入院一時金の支払事由中、「災害入院給付金」とあるのを「主契約に付加されている災害入院特約の災害入院給付金（以下、「災害入院給付金」といいます。）」と読み替えます。
- (3) 災害入院給付金が支払われる入院による特約給付金の保障期間は、責任開始期の属する日から主契約に付加されている災害入院特約の締結時に定めた災害入院特約の保険期間の満了日までとします。
- (4) 第5条<特約給付金の支払>第2項中、「1回の入院とみなされるとき」とあるのを「1回の入院とみなされるときまたはそれぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるとき（その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。）」と読み替えます。
- (5) 第14条<特約の消滅>第1項第3号として、つぎの規定を加えます。

(3) 主契約に付加されている災害入院特約が消滅したとき。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は消滅しません。

- ① 災害入院給付金の支払日数が、災害入院特約の特約条項に定める通算支払限度に達したことにより、災害入院特約が消滅した場合
- ② 災害入院特約の保険期間の満了により、災害入院特約が消滅した場合

(6) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第23条<医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

- 3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

(2) 主契約の災害入院給付金が支払われる入院による特約給付金の保障期間は、責任開始期の属する日から主契約の災害入院給付金保障期間の満了日までとします。

(3) 第5条<特約給付金の支払>第2項中、「1回の入院とみなされるとき」とあるのを「1回の入院とみなされるときまたはそれぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるとき（その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。）」と読み替えます。

(4) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第24条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規

定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

(2) 第5条<特約給付金の支払>第2項中、「1回の入院とみなされるとき」とあるのを「1回の入院とみなされるときまたはそれぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるとき（その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。）」と読み替えます。

女性特定手術特約

(2019年1月21日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
女性特定手術給付金	被保険者が、所定の手術を受けたときに給付金を支払います。
乳房再建給付金	被保険者が、所定の乳房再建術を受けたときに給付金を支払います。

特約

女性特定手術特約

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<乳房再建給付金額の指定>

保険契約者は、この特約の締結の際、乳房再建給付金額を会社所定の範囲内で指定してください。

第5条<特約給付金の支払>

- 1 女性特定手術給付金、乳房再建給付金（以下、総称して「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。
(1) 女性特定手術給付金

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につき①または②のいずれかに該当したとき ①責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日（以下、「乳房の責任開始日」（※）といいます。）以後に生じた疾病または傷害の治療を直接の目的として、つぎのすべてを満たす手術を受けたとき (ア)乳房観血切除術
------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	(イ)別表21-2に定める病院または診療所における手術 ②責任開始期(この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に生じた疾病または傷害の治療を直接の目的として、つぎのすべてを満たす手術を受けたとき (ア)子宮全摘出術または卵巣全摘出術 (イ)別表21-2に定める病院または診療所における手術
支払額	20万円
受取人	被保険者

(2) 乳房再建給付金

支払事由	この特約の被保険者が、乳房の責任開始日以後のこの特約の保険期間中につきのすべてを満たす手術を受けたとき ①女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき ②別表21-2に定める病院または診療所における手術
支払額	乳房再建給付金額
受取人	被保険者

(※) 乳房の責任開始日以後にこの特約の復活が行われた場合は、第11条に定める最後の復活日を復活の際の乳房の責任開始日とします。

- 2 乳房再建給付金については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第7条<特約給付金の支払限度>第1項第1号①の規定により女性特定手術給付金が重複して支払われない場合でも、両側の乳房について、女性特定手術給付金が支払われたものとみなして、第1項第2号の規定を適用します。
 - (2) 第7条<特約給付金の支払限度>第1項第1号③の規定により女性特定手術給付金が重複して支払われない場合でも、乳房観血切除術を受けた乳房については、女性特定手術給付金が支払われたものとみなして、第1項第2号の規定を適用します。
- 3 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 4 特約給付金の受取人は前項を除き、この特約の被保険者以外の者に変更することはできません。
- 5 被保険者が、責任開始期前に生じた疾病または傷害を原因として手術を受けた場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その

手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

6 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める特約給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条<用語の意義>

この特約で使用している用語の意義は下記のとおりです。

- (1) 乳房観血切除術
「乳房観血切除術」とは、乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切開し、疾病または傷害を原因とする病変部の乳腺組織を摘出する手術をいいます。(乳腺腫瘍摘出術を含み、傷の処置(創傷処理、デブリードマン)および皮膚の切開術は含みません。)ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。
- (2) 子宮全摘出術
「子宮全摘出術」とは、子宮の全部を摘出する観血手術をいいます。
- (3) 卵巣全摘出術
「卵巣全摘出術」とは、片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する観血手術をいいます。
- (4) 乳房再建術
「乳房再建術」とは、乳房観血切除術により喪失された乳房の形態を筋皮弁(皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。)または再建用の人工物を用いて正常に近い乳房の形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。単なる薬物・組織の穿刺注入の場合は、除きます。

第7条<特約給付金の支払限度>

特約給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) この特約の保険期間を通じ、乳房観血切除術は一乳房につき1回のみ、子宮全摘出術は1回のみ、卵巣全摘出術については一卵巣につき1回のみを支払限度とします。ただし、この特約の被保険者が時期を同じくして手術を受けた場合には、つぎのとおりとします。
 - ① この特約の被保険者が、時期を同じくして両側の乳房観血切除術を受けた場合には、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、会社は、女性特定手術

給付金を重複して支払いません。なお、この場合、片側または両側の乳房に関して再び乳房観血切除術を受けたとしても、女性特定手術給付金を支払いません。

- ② この特約の被保険者が、時期を同じくして両側の卵巣全摘出術を受けた場合には、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、会社は、女性特定手術給付金を重複して支払いません。
 - ③ この特約の被保険者が、時期を同じくして乳房観血切除術、子宮全摘出術または卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を受けた場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、会社は、いずれか1種類の手術についてのみ女性特定手術給付金を支払います。なお、この場合、このときに手術を受けた乳房と同一の乳房について再び乳房観血切除術を受けたとしても女性特定手術給付金を支払いません。
- (2) この特約の保険期間を通じ、乳房再建給付金の支払限度は、一乳房につき1回のみとします。ただし、この特約の被保険者が、時期を同じくして両側の乳房再建術を受けた場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、会社は、乳房再建給付金を重複して支払いません。なお、この場合、片側または両側の乳房に関して、再び乳房再建術を受けたとしても乳房再建給付金を支払いません。
- (3) 女性特定手術給付金の支払事由と乳房再建給付金の支払事由に該当する手術を同時に受けた場合には、会社は、女性特定手術給付金と乳房再建給付金をそれぞれ支払います。

第8条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第9条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第10条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第11条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。また、主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の未払込保険料を受け取った時か、この特約の復活の際の被保険者に関する告知の時のいずれか

遅い時から、会社は、この特約上の責任を負います。この場合、その時の属する日をこの特約の復活日とします。

- 3 前項の規定にかかわらず、この特約の復活日が乳房の責任開始日の前日以前の場合には、会社は、乳房観血切除術による女性特定手術給付金および乳房再建給付金の支払については、乳房の責任開始日からこの特約上の責任を負います。

第12条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約給付金額の減額>

特約給付金は、減額することはできません。

第16条<特約の消滅>

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 特約給付金が、第7条<特約給付金の支払限度>第1号および第2号に定める支払限度に達したとき
 - (3) この特約の支払対象となる部位（乳房、子宮および卵巣）のすべてを喪失し、かつ、今後第5条<特約給付金の支払>に定める支払事由に該当する可能性がなくなったとき
- 2 前項第3号に該当する場合、保険契約者は会社にその旨を通知してください。

第17条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第18条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条<特約の更新>

- 1 あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとし、

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき
更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
 - (2) 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき
 - ① 主契約の保険料払込期間中は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合には、この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間満了の日まで短縮してこの特約を更新します。
 - ② 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、更新後のこの特約の保険期間は10年とします。ただし、前項第1号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。
- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 9 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、前3項および第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第3項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 更新するこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限

ります。

- ② 保険料の払込方法（回数）は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第4号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
 - (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - (3) 更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
 - (4) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、この特約の保険料と同時に払い込むものとします。
- 10 第5条<特約給付金の支払>、第7条<特約給付金の支払限度>、第9条<特約の保険料の払込免除>および第12条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。また、更新後のこの特約について、第7条の通算支払限度に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間で支払われた特約給付金の支払回数を含みます。
 - 11 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
 - 12 更新後の特約給付金額は、更新前の特約給付金額と同額とします。
 - 13 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
 - 14 第2項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号の規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結することがあります。この場合、第10項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第20条<管轄裁判所>

特約給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第22条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意お

よび会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）で定めるものとします。

(2) この特約の第1回保険料（半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。）は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとみなします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時（その時までには告知が行われていないときには、告知の時）を責任開始期とします。

(2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変

更はありません。

(3) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。

② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。

(4) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

(5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんと診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。

4 第12条<告知義務および告知義務違反による解除>または第13条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。

第23条<疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

(2) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人であるときで、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第24条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

- 4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

三大疾病一時金特約

(2019年1月21日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
三大疾病一時金	被保険者が、三大疾病（がん、急性心筋梗塞または脳卒中）により所定の状態に該当した場合に三大疾病一時金を支払います。

特約

三大疾病一時金特約

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<がんの定義および診断確定>

- 1 この特約において「がん」とは、別表27に定める悪性新生物をいいます。
- 2 がんの診断確定は、日本の医師の資格を持つ者（日本の医師の資格を持つ者と同等と会社が認めた日本国外の医師を含みます。以下、「医師」といいます。）によって、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によりなされたものでなければなりません。ただし、病理組織学的所見が得られない場合には、その他の所見による診断確定も認めることがあります。

第5条<特約給付金額の指定>

保険契約者は、この特約の締結の際、特約給付金額を会社所定の範囲内で指定してください。

第6条<特約給付金の支払>

- 1 三大疾病一時金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払」）	被保険者が、この特約の保険期間中につき ①または②のいずれかに該当したとき ①第1回の特約給付金
----------------------	--------------------------------------------------------

払事由」といいます。)

つぎのいずれかに該当したとき

(ア) 責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日（以下、「がんの責任開始日」（※1）といいます。）以後に、初めてがんと診断確定されたとき

(イ) 責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した別表 59 に定める急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的としたつぎのすべてを満たす手術を受けたとき

(a) 別表 21-2 に定める病院または診療所における手術

(b) 別表 30 に定める公的医療保険制度（以下、「公的医療保険制度」といいます。）における別表 53 に定める医科診療報酬点数表（以下、「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度において保険給付が行われたか否かを問いません。以下同じ。）

(ウ) 責任開始期以後に発病した別表 59 に定める急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的としたつぎのすべてを満たす入院をしたとき（※2）

(a) 別表 21-2 に定める病院または診療所における別表 22-2 に定める入院

(b) 入院日数が継続して 20 日以上入院

②第2回以後の特約給付金

直前の特約給付金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて2年を経過した日の翌日（以下、「支払基準日」といいます。）以後に、つぎのいずれかに該当したとき

(ア) がんの責任開始日以後につぎのいずれかに該当したとき

(a) 初めてがんと診断確定された場合
がんと診断確定されたとき

(b) 上記(a)以外の場合

つぎのすべてに該当したとき

(i) がんと診断確定されていること

(ii) がんの治療を直接の目的とする入院をしていること

(iii) 別表 21-2 に定める病院または診療所における別表 22-2 に定める入院をしていること

(イ) 責任開始期以後に発病した別表 59 に定める急性心筋梗塞または脳卒中の治療を

	直接の目的としたつぎのすべてを満たす手術を受けたとき (a) 別表 21-2 に定める病院または診療所における手術 (b) 別表 30 に定める公的医療保険制度における別表 53 に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (ウ) 責任開始期以後に発病した別表 59 に定める急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的としたつぎのすべてを満たす入院をしたとき (a) 別表 21-2 に定める病院または診療所における別表 22-2 に定める入院 (b) 入院日数が継続して 20 日以上入院
支払額	特約給付金額
受取人	被保険者

(※1) がんの責任開始日以後にこの特約の復活が行われた場合は、第 10 条に定める最後の復活日を復活の際のがんの責任開始日とします。

(※2) 脳卒中を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳卒中の再発に対する予防的措置等が行われているだけで、脳卒中の治療が行われていないため「脳卒中の治療を直接の目的とする入院」には該当しません。

- 2 被保険者が、責任開始期前に発病した急性心筋梗塞または脳卒中を原因として入院した場合または手術を受けた場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年を経過した後入院を開始したときまたは手術を受けたときは、その入院または手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして、前項の規定を適用します。
- 3 第 1 項の支払事由の診療行為には、別表 56 に定める先進医療による療養で、別表 30 に定める法律にもとづく保険医療機関で受けた療養（当該療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する保険医療機関で行われるものに限り、）のうち、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるもの（ただし、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。）を含みます。
- 4 被保険者が、支払基準日に急性心筋梗塞または脳卒中により継続して入院している場合、第 1 項の支払事由の「②第 2 回以後の特約給付金」(ウ) (b) の「入院日数が継続して 20 日以上入院」には、支払基準日前から継続している入院を含みます。
- 5 被保険者が、三大疾病以外の疾病を直接の原因とする入院を開始した時に、三大疾病を併発していた場合、またはその入院中に三大疾病を併発した場合には、三大疾病の治療の開始日から終了日までの入院について、三大疾病の治療を直接

- の原因とする入院とみなして、第1項の規定を適用します。
- 6 被保険者が、急性心筋梗塞または脳卒中により入院し、その入院日数が20日に満たない場合でも、前回の入院の退院日からその日を含めて7日以内に同一の急性心筋梗塞または脳卒中により転入院または再入院をし、かつ、転入院または再入院を証する書類があるときは、継続した1回の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
- 7 被保険者が、急性心筋梗塞または脳卒中により入院を開始し、継続して20日を経過するまでに急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因として死亡した場合には、その死亡日に入院日数が継続して20日に達したものとみなして、第1項の規定を適用します。
- 8 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 9 特約給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 10 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した急性心筋梗塞または脳卒中を原因として、第1項に定める特約給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第7条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第8条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第9条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の未払込保険料を受け取った時か、

この特約の復活の際の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約上の責任を負います。この場合、その時の属する日をこの特約の復活日とします。

- 3 前項の規定にかかわらず、この特約の復活日ががんの責任開始日の前日以前の場合には、会社は、がんによる特約給付金の支払については、がんの責任開始日からこの特約上の責任を負います。

第11条〈がんの責任開始日の前日以前にがんと診断確定されたことによる無効〉

- 1 被保険者が、がんの責任開始日の前日以前にがんと診断確定された場合には、この特約のがんによる特約給付金の支払はないものとします。
- 2 前項の場合で、がんの診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出があったときには、この特約を無効（復活の場合は、復活の取扱を無効）とし、会社は、すでに払い込まれた保険料（復活の場合は、復活の際に払い込まれた金額および復活以後に払い込まれた保険料）を保険契約者に払い戻します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第12条〈告知義務および告知義務違反による解除〉もしくは第13条〈重大事由による解除〉の規定によりこの特約が解除される場合または第22条〈中途付加する場合の特則〉第3項の規定によりこの特約が無効となる場合には、本条の規定は適用しません。

第12条〈告知義務および告知義務違反による解除〉

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条〈重大事由による解除〉

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条〈特約の解約〉

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条〈特約給付金額の減額〉

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第16条〈特約の消滅〉

主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第17条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第18条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条<法令等の改正に伴う特約給付金の支払事由の変更>

- 1 会社は、健康保険法またはその他関連する法令等（以下、「法令等」といいます。）が改正された場合で、特に必要と認めるときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、特約給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 本条の規定により特約給付金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日（以下、「支払事由変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 3 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までにつきの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 特約給付金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第20条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第22条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）で定めるものとします。
 - (2) この特約の第1回保険料（半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。）は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎのとおり取り扱います。
 - ① 月払契約の場合

- (ア) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
- (イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
- (ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとみなします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- ② 半年払契約および年払契約の場合
- (ア) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。
- (イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時（その時までに告知が行われていないときには、告知の時）を責任開始期とします。
- (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
- (3) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、付加日から主契約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、保険契約者が会社所定の範囲内で指定するものとします。
- (4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。
- ① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。
- ② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- (5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (6) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

- 3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。
- 4 第12条<告知義務および告知義務違反による解除>または第13条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。
- 5 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約の保険料を払い込む場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第2項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。
 - ② 保険料の払込方法（回数）は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第3号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
 - (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - (3) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、この特約の保険料と同時に払い込むものとします。
 - (4) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
 - (5) 会社は、前号の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。
 - (6) 主契約に三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、この特約を更新する特約とみなして、三大疾病保険料払込免除特約の<主契約に給付のある特約が付加されている場合の特則>を適用します。

第23条<指定年齢後保険料半額特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。

- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 保険契約者は、保険料半額開始年齢を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) 保険料全額払込期間は、責任開始期の属する日から被保険者の年齢が前号において指定された保険料半額開始年齢に到達する年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (3) 保険料全額払込期間経過後のこの特約の保険料は、保険料全額払込期間におけるこの特約の保険料の半額とします。
 - (4) 第1号において指定された保険料半額開始年齢は、変更することができません。
 - (5) 主約款の保険料の前納の規定を適用する場合、保険料全額払込期間中の保険料と保険料全額払込期間経過後の保険料をあわせて前納する取扱は行いません。
 - (6) 本特則のみの解約はできません。

第24条<疾病入院保険に付加した場合の特則>

この特約を疾病入院保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 被保険者が、急性心筋梗塞または脳卒中により入院を開始し、継続して20日を経過するまでに、つぎの①または②のいずれかの事由によりこの特約が消滅したときで、この特約の消滅後も引き続きその入院が継続し、入院日数が継続して20日に達したときには、この特約が消滅した日に入院日数が継続して20日に達したものとみなして、第6条<特約給付金の支払>第1項の規定を適用します。
 - ① 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと
 - ② 主契約の高度障害保険金が支払われたこと
- (3) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第25条<医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 被保険者が、急性心筋梗塞または脳卒中により入院を開始し、継続して20日を経過するまでに、主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したときで、この特約の消滅後も引き続きその入院が継続し、入院日数が継続して20日に達したときには、この特約が消滅した日に入院日数が継続して20日に達したものとみなして、第6条<特約給付金の支払>第1項の規定を適用します。

- (3) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第26条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第27条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記のとおりです。

(1) 治療を直接の目的とする入院

「治療を直接の目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査、単なる疲労、通院不便などのための入院は該当しません。

(2) がんの治療を直接の目的とする入院

「がんの治療を直接の目的とする入院」には、厚生労働大臣の定める施設基準（平成26年3月5日厚生労働省告示第58号）に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟（緩和ケア病棟と同等の施設を含みます。）における入院を含みます。

三大疾病無制限型長期入院特約

(2019年1月21日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
疾病長期入院給付金	主契約の疾病入院給付金の支払限度日数をこえる場合に、疾病長期入院給付金を支払います。なお、三大疾病（がん、急性心筋梗塞または脳卒中）による入院の場合は、支払限度を無制限とします。
災害長期入院給付金	主契約の災害入院給付金の支払限度日数をこえる場合に、災害長期入院給付金を支払います。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<三大疾病の定義>

この特約において「三大疾病」とは、別表27に定める悪性新生物または別表59に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中をいいます。

第5条<特約給付金額>

この特約の特約給付金額は、主契約の入院給付金日額と同額とします。

第6条<特約給付金の支払限度>

- 1 疾病長期入院給付金、災害長期入院給付金（以下、総称して「特約給付金」といいます。）の支払限度は、主契約の入院給付金の支払限度の型に応じて、つぎのとおりとします。

主契約の支払限度の型	給付金	1回の入院の支払限度日数	通算支払限度
60日型	疾病長期入院給付金	305日	主契約の疾病入院給付金の支払日数と疾病長期入院給付金の支払日数を合算して1,095日
120日型		245日	
60日型	災害長期入院給付金	305日	主契約の災害入院給付金の支払日数と災害長期入院給付金の支払日数を合算して1,095日
120日型		245日	

- 2 前項の「1回の入院の支払限度日数」を超えて入院した場合でも、その超過した入院が三大疾病の治療を直接の目的とするときは、超過した入院について「1回の入院の支払限度日数」の規定を適用しません。
- 3 第1項の「通算支払限度」を超えて入院した場合でも、その超過した入院が三大疾病の治療を直接の目的とするときは、超過した入院について「通算支払限度」の規定を適用しません。
- 4 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める疾病入院給付金または災害入院給付金の通算支払限度の適用にあたっては、疾病長期入院給付金または災害長期入院給付金の支払日数を算入します。
- 5 被保険者が、三大疾病以外の疾病を直接の原因とする入院を開始した時に、三大疾病を併発していた場合、またはその入院中に三大疾病を併発した場合には、三大疾病の治療の開始日から終了日までの入院について、三大疾病の治療を直接の目的とする入院とみなして、前4項の規定を適用します。
- 6 この特約で使用している「三大疾病の治療を直接の目的とする入院」についての補則は、つぎのとおりとします。
 - (1) 「がん（別表27に定める悪性新生物）の治療を直接の目的とする入院」には、厚生労働大臣の定める施設基準（平成26年3月5日厚生労働省告示第58号）に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟（緩和ケア病棟と同等の施設を含みます。）における入院を含みます。
 - (2) 脳卒中を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳卒中の再発に対する予防的措置等が行われているだけで、脳卒中の治療が行われていないため「脳卒中の治療を直接の目的とする入院」には該当しません。

第7条<特約給付金の支払>

- 1 特約給付金の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 疾病長期入院給付金

特約給付金を支払う場	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす入院をしたとき
------------	------------------------------------

<p>合（以下、「支払事由」といいます。）</p>	<p>①責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院ただし、つぎの(ア)から(ウ)のいずれかに該当する入院も、疾病を直接の原因とする入院とみなします。</p> <p>(ア) 責任開始期以後に生じた主約款に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害を直接の原因とする入院</p> <p>(イ) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後開始した入院</p> <p>(ウ) 責任開始期以後に開始した別表 52 に定める異常分娩のための入院</p> <p>②治療を目的とする入院</p> <p>③別表 21-2 に定める病院または診療所における別表 22-2 に定める入院</p> <p>④入院日数が主契約の疾病入院給付金の 1 回の入院の支払限度日数をこえる入院</p>
<p>支払額</p>	<p>入院 1 回につき、「特約給付金額（入院中に特約給付金額の減額があった場合には、各日現在の特約給付金額とします。以下同じ。）」×「入院日数－主契約の疾病入院給付金の 1 回の入院の支払限度日数」</p>
<p>受取人</p>	<p>被保険者</p>
<p>支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）</p>	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為</p> <p>③被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦被保険者の薬物依存</p> <p>⑧原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの</p> <p>⑨地震、噴火または津波</p> <p>⑩戦争その他の変乱</p>

(2) 災害長期入院給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす入院をしたとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院 ②不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院 ③上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ④別表21-2に定める病院または診療所における別表22-2に定める入院 ⑤入院日数が主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院
支払額	入院1回につき、「特約給付金額」×「入院日数－主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数」
受取人	被保険者
免責事由	第1号に定める免責事由と同じ

- 2 前条第1項に定める通算支払限度に到達した日の翌日以後に、三大疾病の治療を直接の目的として前項第1号の支払事由の①から③に該当する入院をした場合には、前項第1号の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。この場合、前項第1号の支払額は、つぎのとおりとします。

支払額	「特約給付金額」×「通算支払限度に到達した日の翌日以後の入院日数」
-----	-----------------------------------

- 3 主約款の規定により1回の入院とみなされる入院で、疾病長期入院給付金または災害長期入院給付金の支払事由に該当する場合には、その入院日数を通算して、前条第1項の「1回の入院の支払限度日数」を適用します。
- 4 疾病長期入院給付金と災害長期入院給付金の支払事由が重複する場合には、会社は、疾病長期入院給付金と災害長期入院給付金を重複して支払いません。この場合、その入院開始の直接の原因に応じて、疾病長期入院給付金または災害長期入院給付金を支払います。
- 5 災害長期入院給付金と主契約の疾病入院給付金の支払事由が重複し、主契約の疾病入院給付金が支払われる期間については、会社は、災害長期入院給付金を支払いません。
- 6 疾病長期入院給付金と主契約の災害入院給付金の支払事由が重複し、主契約の災害入院給付金が支払われる期間については、会社は、疾病長期入院給付金を支払いません。
- 7 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を原因として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして、

第1項の規定を適用します。

- 8 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める疾病長期入院給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で疾病長期入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、疾病長期入院給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 9 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 10 特約給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 11 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。

第8条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第10条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第11条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、また、主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類(別表1)を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第12条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約給付金額の減額>

- 1 この特約の特約給付金額のみの減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われたときは、この特約の特約給付金額は主契約の入院給付金日額と同額に減額されます。

第16条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約が解約その他の事由により消滅した場合、第6条<特約給付金の支払限度>第4項の規定により、主約款に定める疾病入院給付金または災害入院給付金の通算支払限度に算入した特約給付金の支払日数について変更は生じません。

第17条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第18条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条<特約の更新>

- 1 あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとし、
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間中は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる

場合には、この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間満了の日まで短縮してこの特約を更新します。

- (2) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、更新後のこの特約の保険期間は10年とします。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。
- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 9 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、前3項および第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第3項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 更新するこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法(経路および回数)はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法(経路)は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。
 - ② 保険料の払込方法(回数)は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第4号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
 - (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - (3) 更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
 - (4) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、この特約の保険料と同時に払

い込むものとしします。

- 10 第7条<特約給付金の支払>、第9条<特約の保険料の払込免除>および第12条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。また、更新後のこの特約について、第6条<特約給付金の支払限度>に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間において支払われた特約給付金の支払日数を含みます。
- 11 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 12 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 13 第2項第2号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結することがあります。この場合、第10項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第20条<定期から終身への変更>

- 1 この特約が前条第2項第1号の規定に該当したときには、この特約の満了の日の2か月前までに保険契約者が会社に申し出ることにより、前条第3項の規定にかかわらず、保険期間および保険料払込期間を終身に変更して更新することができます。
- 2 前項の請求を行うときは、保険契約者は必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により、保険期間を定期から終身へ変更した場合には、前条の規定を準用します。

第21条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第23条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとしします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を充当する期間の初日(以下、「付加日」といいます。)を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日(契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特

約条項を通じて同じ。)で定めるものとします。

- (2) この特約の第1回保険料(半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。)は、保険料の払込方法(回数)に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法(経路)にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(4) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(5) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(4) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)のいずれか早い時(その時までには告知が行われていないときには、告知の時)を責任開始期とします。

(2) 第1号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。

(3) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。

② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日(付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)における被保険者の満年齢により計算します。

(4) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

- (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。
- 3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。
- 4 第12条<告知義務および告知義務違反による解除>または第13条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。

第24条<特別条件特則>

- 1 この特約の締結または復活の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、特定疾病・部位不担保法による特別条件特則を、この特約に付加して締結します。
- 2 主契約に特別条件特則が付加されている場合は、この特約に特定疾病・部位不担保法による特別条件特則が付加されるものとします。この場合、不担保となる特定疾病・部位は、主契約の特定疾病・部位と同一とします。
- 3 本条の規定によりこの特約に特別条件特則を付加した場合には、主約款の特別条件特則の規定を準用します。

第25条<疾病入院保険に付加した場合の特則>

この特約を疾病入院保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) <この特約の趣旨>災害長期入院給付金の給付の内容中、「主契約の災害入院給付金」とあるのを「災害入院特約の災害入院給付金」と読み替えます。
- (3) 第6条<特約給付金の支払限度>第1項に定める特約給付金の支払限度は、主契約の支払限度の型が60日型であるものとみなして取り扱います。この場合、第1項中、「主契約の災害入院給付金」とあるのを、「主契約に付加されてい

る災害入院特約の災害入院給付金（以下、「災害入院給付金」といいます。）と読み替えます。

- (4) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払事由中、「④入院日数が主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「④1回の入院の入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
- (5) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払額中、「入院日数—主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数」とあるのを「入院日数—60日」と読み替えます。
- (6) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由中、「保険期間中」とあるのを「災害長期入院給付金保障期間中」と、「⑤入院日数が主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「⑤同一の不慮の事故による入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
- (7) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払額を、つぎのとおり読み替えます。

同一の不慮の事故による入院1回につき、「特約給付金額」 ×「入院日数—60日」

- (8) 第6号に定める災害長期入院給付金保障期間は、責任開始期の属する日から主契約に付加されている災害入院特約の締結時に定めた災害入院特約の保険期間の満了日までとします。
- (9) 第7条<特約給付金の支払>第3項中、「1回の入院とみなされる入院」とあるのを「1回の入院とみなされる入院または同一の不慮の事故による入院（その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。）」と読み替えます。
- (10) 被保険者が、疾病を直接の原因とする入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- (11) 被保険者が、2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害長期入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害長期入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金の支払額は、第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に特約給付金額を乗

じて得た金額とします。

- (12) 第7条<特約給付金の支払>第5項中、「災害長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。
- (13) 第7条<特約給付金の支払>第6項中、「疾病長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と、「主契約の災害入院給付金」を「主契約に付加されている災害入院特約の災害入院給付金」と読み替えます。
- (14) 被保険者が、第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払事由①から③を満たす入院をし、その入院中につきの①または②のいずれかの事由によりこの特約が消滅したときは、この特約が消滅した時を含んで継続している入院は、疾病長期入院給付金の支払が継続する期間（主約款の規定により疾病入院給付金の支払が継続する期間を含みます。）に限り、有効中の入院とみなして取り扱います。
- ① 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達したこと
- ② 主契約の高度障害保険金が支払われたこと
- (15) 被保険者が、第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由①から③を満たす入院をし、その入院中につきの①または②のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している入院は、災害長期入院給付金の支払が継続する期間（主契約に付加されている災害入院特約の災害入院給付金の支払が継続する期間を含みます。）に限り、有効中の入院とみなして取り扱います。
- ① 災害長期入院給付金保障期間が満了したとき
- ② 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき
- (16) 第16条<特約の消滅>第2項を第3項とし、第2項として、つぎの規定を加えます。

2 主契約に付加されている災害入院特約が消滅したとき。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は消滅しません。

- (1) 災害入院給付金の支払日数が、災害入院特約の特約条項に定める通算支払限度に達したことにより、災害入院特約が消滅した場合
- (2) 災害入院特約の保険期間の満了により、災害入院特約が消滅した場合

- (17) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第26条<医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の

払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

- 4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第6条<特約給付金の支払限度>第1項に定める特約給付金の支払限度は、主契約の支払限度の型が60日型であるものとみなして取り扱います。
- (3) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払事由中、「④入院日数が主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「④1回の入院の入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
- (4) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払額中、「入院日数—主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数」とあるのを「入院日数—60日」と読み替えます。
- (5) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由中、「保険期間中」とあるのを「災害長期入院給付金保障期間中」と、「⑤入院日数が主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「⑤同一の不慮の事故による入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
- (6) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払額を、つぎのとおり読み替えます。

同一の不慮の事故による入院1回につき、「特約給付金額」×「入院日数—60日」

- (7) 第5号に定める災害長期入院給付金保障期間は、責任開始期の属する日から主契約の災害入院給付金保障期間の満了日までとします。
- (8) 第7条<特約給付金の支払>第3項中、「1回の入院とみなされる入院」とあるのを「1回の入院とみなされる入院または同一の不慮の事故による入院（その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。）」と読み替えます。
- (9) 被保険者が、疾病を直接の原因とする入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となつ

- た疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- (10) 被保険者が、2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害長期入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害長期入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金の支払額は、第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に特約給付金額を乗じて得た金額とします。
- (11) 第7条<特約給付金の支払>第5項中、「災害長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。
- (12) 第7条<特約給付金の支払>第6項中、「疾病長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。
- (13) 被保険者が、第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払事由①から③を満たす入院をし、その入院中に主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したときは、この特約が消滅した時を含んで継続している入院は、疾病長期入院給付金の支払が継続する期間（主約款の規定により疾病入院給付金の支払が継続する期間を含みます。）に限り、有効中の入院とみなして取り扱います。
- (14) 被保険者が、第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由①から③を満たす入院をし、その入院中につきの①または②のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している入院は、災害長期入院給付金の支払が継続する期間（主約款の規定により災害入院給付金の支払が継続する期間を含みます。）に限り、有効中の入院とみなして取り扱います。
- ① 災害長期入院給付金保障期間が満了したとき
- ② 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき
- (15) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第27条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅

した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第6条<特約給付金の支払限度>第1項に定める特約給付金の支払限度は、主契約の支払限度の型が60日型であるものとみなして取り扱います。
- (3) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払事由中、「④入院日数が主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「④1回の入院の入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
- (4) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払額中、「入院日数－主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数」とあるのを「入院日数－60日」と読み替えます。
- (5) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由中、「⑤入院日数が主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「⑤同一の不慮の事故による入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
- (6) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払額を、つぎのとおり読み替えます。

同一の不慮の事故による入院1回につき、「特約給付金額」×「入院日数－60日」

- (7) 第7条<特約給付金の支払>第3項中、「1回の入院とみなされる入院」とあるのを「1回の入院とみなされる入院または同一の不慮の事故による入院（その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。）」と読み替えます。
- (8) 被保険者が、疾病を直接の原因とする入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- (9) 被保険者が、2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害長期入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害長期入院給付金は支払いません。ただし、その

入院中に主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金の支払額は、第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に特約給付金額を乗じて得た金額とします。

- (10) 第7条<特約給付金の支払>第5項中、「災害長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。
- (11) 第7条<特約給付金の支払>第6項中、「疾病長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。

第28条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記のとおりです。

- (1) 治療を目的とする入院
「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査、単なる疲労、通院不便などのための入院は該当しません。
- (2) 薬物依存
「薬物依存」とは、平成17年10月7日総務省告示第1147号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

介護一時金特約

(2019年1月21日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
介護一時金	被保険者が、所定の要介護状態に該当した場合に介護一時金を支払います。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<特約給付金額>

保険契約者は、この特約の締結の際、特約給付金額を、会社所定の範囲内で指定してください。

第5条<特約給付金の支払>

- 1 介護一時金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中に責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を直接の原因として、つぎの①から③のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②別表70に定める日常生活動作における要介護状態（以下、「日常生活動作における要介護状態」といいます。）に該当し、その該当した日からその日を含めて日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したと医師（日本の医師の資格を持つ者をいいます。以下同じ。）によって診断確定されたとき
------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	③別表 71 に定める認知症による要介護状態（以下、「認知症による要介護状態」といいます。）に該当し、その該当した日からその日を含めて認知症による要介護状態が 90 日以上継続したと医師によって診断確定されたとき
支払額	特約給付金額
受取人	被保険者
支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③戦争その他の変乱 ④被保険者の薬物依存

- 2 特約給付金の支払は、保険期間を通じ 1 回のみとします。
- 3 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第 1 項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 4 特約給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 5 被保険者が、戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 6 第 1 項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第 1 項に定める特約給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第 6 条＜用語の意義＞

この特約で使用している用語の意義は下記のとおりです。

- (1) 公的介護保険制度
「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）に基づく介護保険制度をいいます。

(2) 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

(3) 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第7条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第8条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第9条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第11条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際して告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第14条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給

付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。

- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 特約給付金が支払われた場合には、特約給付金の支払事由に該当したときにさかのぼって、この特約は消滅します。

第16条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第17条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第18条<法令等の改正に伴う特約給付金の支払事由の変更>

- 1 会社は、介護保険法またはその他関連する法令等（以下、「法令等」といいます。）が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、特約給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 本条の規定により特約給付金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日（以下、「支払事由変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 3 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までにつきの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 特約給付金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第19条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第21条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日の

ない月については、その月の末日を契約応当日とします。
本特約条項を通じて同じ。)で定めるものとします。

- (2) この特約の第1回保険料(半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。)は、保険料の払込方法(回数)に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(ア) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法(経路)にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとみなします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(ア) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)のいずれか早い時(その時までに告知が行われていないときには、告知の時)を責任開始期とします。

(2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。

(3) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、付加日から主契約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、保険契約者が会社所定の範囲内で指定するものとします。

(4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

- ① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。
- ② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- (5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定められた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (6) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。
- 3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。
- 4 第11条<告知義務および告知義務違反による解除>または第12条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。
- 5 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約の保険料を払い込む場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第2項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。
 - ② 保険料の払込方法（回数）は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第3号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
 - (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - (3) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、この特約の保険料と同時に払い込むものとします。
 - (4) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
 - (5) 会社は、前号の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復

活を取り扱います。

- (6) 主契約に三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、この特約を更新する特約とみなして、三大疾病保険料払込免除特約の〈主契約に給付のある特約が付加されている場合の特則〉を適用します。

第22条〈指定年齢後保険料半額特則〉

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 保険契約者は、保険料半額開始年齢を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) 保険料全額払込期間は、責任開始期の属する日から被保険者の年齢が前号において指定された保険料半額開始年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (3) 保険料全額払込期間経過後のこの特約の保険料は、保険料全額払込期間におけるこの特約の保険料の半額とします。
 - (4) 第1号において指定された保険料半額開始年齢は、変更することができません。
 - (5) 主約款の保険料の前納の規定を適用する場合、保険料全額払込期間中の保険料と保険料全額払込期間経過後の保険料をあわせて前納する取扱は行いません。
 - (6) 本特則のみの解約はできません。

第23条〈疾病入院保険に付加した場合の特則〉

この特約を疾病入院保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条〈特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込〉中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 日常生活動作における要介護状態に該当した日からその日を含めて180日を経過する前に、つぎの①または②のいずれかの事由によりこの特約が消滅した場合で、この特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、かつ、180日以上日

常生活動作における要介護状態が継続したことが医師により診断確定されたときには、この特約が消滅した日に180日を経過したものとみなして取り扱います。

- ① 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと
- ② 主契約の高度障害保険金が支払われたこと
- (3) 認知症による要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を経過する前に、つぎの①または②のいずれかの事由によりこの特約が消滅した場合で、この特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、かつ、90日以上認知症による要介護状態が継続したことが医師により診断確定されたときには、この特約が消滅した日に90日を経過したものとみなして取り扱います。
 - ① 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと
 - ② 主契約の高度障害保険金が支払われたこと
- (4) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第24条<医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 常生活動作における要介護状態に該当した日からその日を含めて180日を経過する前に、主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅した場合で、この特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、かつ、180日以上常生活動作における要介護状態が継続したことが医師により診断確定されたときには、この特約が消滅した日に180日を経過したものとみなして取り扱います。
- (3) 認知症による要介護状態に該当した日からその日を含め

て90日を経過する前に、主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅した場合で、この特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、かつ、90日以上認知症による要介護状態が継続したことが医師により診断確定されたときには、この特約が消滅した日に90日を経過したものとみなして取り扱います。

- (4) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第25条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

- 3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

認知症介護一時金特約

(2019年1月21日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
認知症介護一時金	被保険者が、器質性認知症による所定の要介護状態に該当した場合に認知症介護一時金を支払います。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<特約給付金額>

保険契約者は、この特約の締結の際、特約給付金額を、会社所定の範囲内で指定してください。

第5条<特約給付金の支払>

- 1 認知症介護一時金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中に責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を直接の原因として、別表71に定める認知症による要介護状態（以下、「認知症による要介護状態」といいます。）に該当し、その該当した日からその日を含めて認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師（日本の医師の資格を持つ者をいいます。以下同じ。）によって診断確定されたとき
支払額	特約給付金額
受取人	被保険者

特約

認知症介護一時金特約

<p>支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）</p>	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③戦争その他の変乱 ④被保険者の薬物依存</p>
-------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 2 特約給付金の支払は、保険期間を通じ1回のみとします。
- 3 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 4 特約給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 5 被保険者が、戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 6 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める特約給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条<用語の意義>

この特約で使用している「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第7条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第8条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第9条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第11条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際して告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第14条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向けて特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 特約給付金が支払われた場合には、特約給付金の支払事由に該当したときにさかのぼって、この特約は消滅します。

第16条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第17条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第18条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されな

いものを除き、主約款の規定を準用します。

第20条<中途付加する場合の特則>

1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）で定めるものとします。

(2) この特約の第1回保険料（半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。）は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(ア) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとみなします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(ア) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時（その時までには告知が行われていないときには、告知の時）を責任開始期とします。

(2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日

とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。

(3) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、付加日から主契約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、保険契約者が会社所定の範囲内で指定するものとします。

(4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。

② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。

(5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

(6) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。

4 第11条<告知義務および告知義務違反による解除>または第12条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。

5 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約の保険料を払い込む場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第2項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(1) この特約の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。

① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。

② 保険料の払込方法（回数）は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第3号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。

(2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。

(3) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込

むべき他の特約があるときは、この特約の保険料と同時に払い込むものとします。

- (4) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類(別表1)を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
- (5) 会社は、前号の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。
- (6) 主契約に三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、この特約を更新する特約とみなして、三大疾病保険料払込免除特約の〈主契約に給付のある特約が付加されている場合の特則〉を適用します。

第21条〈指定年齢後保険料半額特則〉

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、保険料半額開始年齢を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) 保険料全額払込期間は、責任開始期の属する日から被保険者の年齢が前号において指定された保険料半額開始年齢に達した後に来る最初の年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (3) 保険料全額払込期間経過後のこの特約の保険料は、保険料全額払込期間におけるこの特約の保険料の半額とします。
 - (4) 第1号において指定された保険料半額開始年齢は、変更することができません。
 - (5) 主約款の保険料の前納の規定を適用する場合、保険料全額払込期間中の保険料と保険料全額払込期間経過後の保険料をあわせて前納する取扱は行いません。
 - (6) 本特則のみの解約はできません。

第22条〈疾病入院保険に付加した場合の特則〉

この特約を疾病入院保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条〈特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込〉中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料(保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相

当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 認知症による要介護状態に該当した日からその日を含めて 90 日を経過する前に、つぎの①または②のいずれかの事由によりこの特約が消滅した場合で、この特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、かつ、90 日以上認知症による要介護状態が継続したことが医師により診断確定されたときには、この特約が消滅した日に 90 日を経過したものとみなして取り扱います。

① 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと

② 主契約の高度障害保険金が支払われたこと

- (3) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が 2 人以上である場合を除きます。

第 23 条<医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第 3 条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第 2 項の次に第 3 項および第 4 項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1 か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 認知症による要介護状態に該当した日からその日を含めて 90 日を経過する前に、主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅した場合で、この特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、かつ、90 日以上認知症による要介護状態が継続したことが医師により診断確定されたときには、この特約が消滅した日に 90 日を経過したものとみなして取り扱います。

- (3) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相

続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第24条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

- 3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

就労所得保障一時金特約

(2019年1月21日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
就労所得保障一時金	被保険者が、所定の就労困難状態 A に該当し、その状態が 60 日継続した場合に就労所得保障一時金を支払います。

第 1 条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第 2 条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第 3 条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の保険期間を会社所定の範囲内で指定してください。
- 2 本条において指定された保険期間は、変更することができません。
- 3 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 4 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第 4 条<特約給付金額の指定>

保険契約者は、この特約の締結の際、特約給付金額を会社所定の範囲内で指定してください。

第 5 条<特約給付金の支払>

- 1 就労所得保障一時金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因として、就労困難状態 A（別表 72）に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて 60 日継続したと医師によって診断されたとき
支払額	特約給付金額
受取人	被保険者

特約

就労所得保障一時金特約

支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）

被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ④ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑥ 被保険者の薬物依存
- ⑦ 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
- ⑧ 地震、噴火または津波
- ⑨ 戦争その他の変乱
- ⑩ 被保険者の精神障害
- ⑪ 被保険者の妊娠・出産等

- 2 特約給付金の支払は、保険期間を通じ1回のみとします。
- 3 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、就労困難状態 A に該当しているにもかかわらず、その就労困難状態 A が 60 日継続していないために特約給付金が支払われない場合で、保険期間満了後も引き続きその就労困難状態 A が継続し、かつ、60 日継続したと医師によって診断されたときには、この特約の保険期間満了の日の特約給付金の支払事由に該当したものとみなして特約給付金を支払います。
- 4 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 5 特約給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 6 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 7 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める特約給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診

療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約給付金を支払いません。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条<用語の意義>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

(1) 精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99までに規定される内容によるものとし、診断書上の病名にかかわらず、分類番号F00からF99までに規定される病態に対して医師の診療が行われている場合を含みます。ただし、病態に対して複数の分類番号が使用される傷病名で、その分類番号のいずれかが分類番号F00からF99以外に分類される場合および(3)「薬物依存」を除きます。

(2) 妊娠・出産等

「妊娠・出産等」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号O00からO99までに規定される内容によるものとし、病態に対して複数の分類番号が使用される傷病名で、その分類番号のいずれかが分類番号O00からO99以外に分類される場合を除きます。

(3) 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第7条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定を準用します。

第8条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第9条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の未払込保険料を受け取った時か、この特約の復活の際の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約上の責任を負います。この場合、その時の属する日をこの特約の復活日とします。

第11条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第14条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向けて特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 特約給付金が支払われた場合には、特約給付金の支払事由に該当したときにさかのぼって、この特約は消滅します。

第16条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第17条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第18条<法令等の改正に伴う特約給付金の支払事由の変更>

- 1 会社は、国民年金法またはその他関連する法令等（以下、「法令等」といいます。）が改正された場合で、特に必要と認めるときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、特約給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 本条の規定により特約給付金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日（以下、「支払事由変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 3 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までにつきの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 特約給付金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、

保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第19条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第21条<中途付加する場合の特則>

1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を充当する期間の初日(以下、「付加日」といいます。)を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日(契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。)で定めるものとします。

(2) この特約の第1回保険料(半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。)は、保険料の払込方法(回数)に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(ア) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法(経路)にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとみなします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(ア) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日(保険料口座振替特約または保

険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)のいずれか早い時(その時まで告知が行われていないときには、告知の時)を責任開始期とします。

- (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
 - (3) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間および保険料払込期間は、保険契約者が会社所定の範囲内で指定するものとします。
 - (4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。
 - ① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。
 - ② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日(付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)における被保険者の満年齢により計算します。
 - (5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
 - (6) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。
- 3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者(特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人)に支払います。
- 4 第11条<告知義務および告知義務違反による解除>または第12条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。

第22条<疾病入院保険に付加した場合の特則>

この特約を疾病入院保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第4項の次に第5項および第6項としてつぎの規定を加えます。

- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料(保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)について

は、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 就労困難状態 A に該当した日からその日を含めて 60 日を経過する前に、つぎの①または②のいずれかの事由によりこの特約が消滅した場合で、この特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、かつ、60 日以上就労困難状態 A が継続したことが医師により診断されたときには、この特約が消滅した日に 60 日を経過したものとみなして取り扱います。
- ① 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと
- ② 主契約の高度障害保険金が支払われたこと
- (3) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が 2 人以上である場合を除きます。

第 23 条<医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第 3 条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第 4 項の次に第 5 項および第 6 項としてつぎの規定を加えます。

5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 就労困難状態 A に該当した日からその日を含めて 60 日を経過する前に、主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅した場合で、この特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、かつ、60 日以上就労困難状態 A が継続したことが医師により診断されたときには、この特約が消滅した日に 60 日を経過したものとみなして取り扱います。

- (3) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第24条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第4項の次に第5項および第6項としてつぎの規定を加えます。

- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

精神疾患保障一時金特約

(2019年1月21日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
精神疾患保障一時金	被保険者が、所定の精神疾患により就労困難状態Bに該当し、その状態が60日継続した場合に精神疾患保障一時金を支払います。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の保険期間を会社所定の範囲内で指定してください。
- 2 本条において指定された保険期間は、変更することができません。
- 3 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 4 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<特約給付金額の指定>

保険契約者は、この特約の締結の際、特約給付金額を会社所定の範囲内で指定してください。

第5条<特約給付金の支払>

- 1 精神疾患保障一時金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下同じ。）以後の所定の精神疾患（別表73）を原因として、就労困難状態B（別表74）に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき
------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支払額	特約給付金額
受取人	被保険者
支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の薬物依存 ④戦争その他の変乱 ⑤被保険者の精神障害を原因とする事故

- 2 特約給付金の支払は、保険期間を通じ1回のみとします。
- 3 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、就労困難状態 B に該当しているにもかかわらず、その就労困難状態 B が 60 日継続していないために特約給付金が支払われない場合で、保険期間満了後も引き続きその就労困難状態 B が継続し、かつ、60 日継続したと医師によって診断されたときには、この特約の保険期間満了の日に特約給付金の支払事由に該当したものとみなして特約給付金を支払います。
- 4 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 5 特約給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 6 被保険者が、戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 7 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める特約給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条＜用語の意義＞

この特約で使用している「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号

F11. 2、F12. 2、F13. 2、F14. 2、F15. 2、F16. 2、F18. 2、F19. 2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第7条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第8条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第9条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の未払込保険料を受け取った時か、この特約の復活の際の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約上の責任を負います。この場合、その時の属する日をこの特約の復活日とします。

第11条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第14条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 特約給付金が支払われた場合には、特約給付金の支払事由に該当したときにさかのぼって、この特約は消滅します。

第16条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第17条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第18条<法令等の改正に伴う特約給付金の支払事由の変更>

- 1 会社は、国民年金法もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律またはその他関連する法令等（以下、「法令等」といいます。）が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、特約給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 本条の規定により特約給付金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日（以下、「支払事由変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 3 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までにつぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 特約給付金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第19条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第21条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）で定めるものとします。
 - (2) この特約の第1回保険料（半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。）は、保険料の払込方法（回数）に応じてつ

ぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(i) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(v) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとみなします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(i) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時（その時までに告知が行われていないときには、告知の時）を責任開始期とします。

(2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。

(3) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間および保険料払込期間は、保険契約者が会社所定の範囲内で指定するものとします。

(4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。

② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。

(5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社

の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

- (6) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。
- 3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。
- 4 第11条＜告知義務および告知義務違反による解除＞または第12条＜重大事由による解除＞の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。

第22条＜疾病入院保険に付加した場合の特則＞

この特約を疾病入院保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞中、第4項の次に第5項および第6項としてつぎの規定を加えます。

5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 就労困難状態Bに該当した日からその日を含めて60日を経過する前に、つぎの①または②のいずれかの事由によりこの特約が消滅した場合で、この特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、かつ、60日以上就労困難状態Bが継続したことが医師により診断されたときには、この特約が消滅した日に60日を経過したものとみなして取り扱います。

① 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと

② 主契約の高度障害保険金が支払われたこと

- (3) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第23条＜医療保険〔2005〕に付加した場合の特則＞

この特約を医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第4項の次に第5項および第6項としてつぎの規定を加えます。

- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 就労困難状態Bに該当した日からその日を含めて60日を経過する前に、主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅した場合で、この特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、かつ、60日以上就労困難状態Bが継続したことが医師により診断されたときには、この特約が消滅した日に60日を経過したものとみなして取り扱います。
- (3) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第24条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第4項の次に第5項および第6項としてつぎの規定を加えます。

- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

傷害特約〔医療保険〕

(2019年1月21日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に特定損傷給付金を、不慮の事故による傷害により所定の通院をした場合に災害通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、年払契約を除き、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向けて解約されたものとして扱われます。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第4条<特約給付金額の指定>

保険契約者は、この特約の締結の際、特定損傷給付金額、災害通院給付金日額（以下、総称して「特約給付金額」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。

第5条<特約給付金の支払>

1 特定損傷給付金、災害通院給付金（以下、総称して「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 特定損傷給付金

<p>特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）</p>	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす治療を受けたとき</p> <p>①責任開始期以後に発生した主約款に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による別表 39 に定める特定損傷（以下、「特定損傷」といいます。）に対して受けた治療</p> <p>②上記①の不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた治療</p> <p>③別表 21-2 に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における治療</p>
<p>支払額</p>	<p>特定損傷給付金額</p>
<p>受取人</p>	<p>被保険者</p>
<p>支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）</p>	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為</p> <p>③被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦被保険者が別表 35 に定める運動等を行っている間に生じた事故</p> <p>⑧被保険者が別表 36 に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故</p> <p>⑨地震、噴火または津波</p> <p>⑩戦争その他の変乱</p>

(2) 災害通院給付金

<p>支払事由</p>	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす通院をしたとき</p> <p>①責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする通院。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度にな</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>おったとき以降の通院を除きます。</p> <p>②上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内の期間(以下、「通院期間」といいます。)に行われた通院</p> <p>③別表21-2に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)への通院</p> <p>④別表23-2に定める通院</p>
支払額	通院1日あたり、災害通院給付金日額(通院期間中に災害通院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の災害通院給付金日額とします。)
受取人	被保険者
免責事由	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為</p> <p>③被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの</p> <p>⑧被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故</p> <p>⑨被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)を行っている間に生じた事故</p> <p>⑩地震、噴火または津波</p> <p>⑪戦争その他の変乱</p>

- 2 この特約において「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。
- 3 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 4 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その

程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。

- 5 特約給付金の受取人は第3項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第6条＜災害通院給付金の支払に関する補則＞

- 1 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、災害通院給付金は重複して支払いません。
- (1) 同一の日に2回以上通院をしたとき
 - (2) 2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 2 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当する日に災害通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、前条第1項の規定にかかわらず、災害通院給付金は支払いません。
- (1) 主契約の疾病入院給付金が支払われる日
 - (2) 主契約（主契約が疾病入院保険の場合は、この特約とあわせて付加されている災害入院特約）の災害入院給付金が支払われる日
- 3 被保険者が、この特約の保険期間が満了した時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その通院を、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

第7条＜特約給付金の支払限度＞

- 1 特定損傷給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
- (1) 特定損傷給付金の支払は、同一の不慮の事故による特定損傷につき1回を限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、10回とします。
- 2 災害通院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
- (1) 同一の不慮の事故による通院についての支払日数（災害通院給付金を支払う日数。以下、本項において同じ。）は、30日をもって限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して180日とします。

第8条＜特約給付金の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条＜被保険者の職業の変更等＞

被保険者が、保険契約申込書に記載された職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したとき（職業に就いていない被保険者が新たな職業に就いたとき、および保険契約申込書に記載された職業に就いていた被保険者がその職業を辞めたときを含みます。）には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、その旨を会社に通知してください。

第11条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結に際しての告知義務、告知義務違反による解

除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第14条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向けて特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特定損傷給付金額、災害通院給付金日額の全部または一部が会社の定める限度をこえたときには、特定損傷給付金額、災害通院給付金日額の全部または一部を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約の保険料の払込が免除されたとき。この場合、つぎに定める期日をもって、この特約は消滅します。
 - ① 月払契約の場合
主契約の保険料の払込の免除事由が発生した直後の月単位契約応当日の前日
 - ② 半年払契約または年払契約の場合
主契約の保険料の払込の免除事由が発生した直後の半年単位または年単位の契約応当日の前日
- (3) つぎのすべてに該当したとき
 - ① 特定損傷給付金の支払日数が、第7条<特約給付金の支払限度>第1項第2号に定める通算支払限度に達したとき
 - ② 災害通院給付金の支払日数が、第7条<特約給付金の支払限度>第2項第2号に定める通算支払限度に達したとき

第16条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第17条<職業の誤りの処理>

保険契約申込書に記載された被保険者の職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）に誤りがあり、この特約の保険料率を変更する必要があるときには、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料

よりも低い場合

会社の定めた方法で、第4条<特約給付金額の指定>において指定された特約給付金額を改めます。また、すでに特約給付金の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金の支払額を削減します。

- (2) この特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合

会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。

第18条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条<特約を継続する場合の取扱>

- 1 この特約の保険期間が満了し、あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、会社が承諾した場合に限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に継続されるものとし、この日を継続日とします。
- 2 会社がこの特約の継続を承諾した場合には、継続通知書の発行をもって承諾通知に代えます。また、旧保険証券と継続通知書をもって新保険証券に代えます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、この特約の継続を取り扱いません。
 - (1) 継続後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) この特約の保険期間満了までの間に被保険者の職業が、会社の定める職業に変更されたとき
 - (3) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知したとき
 - (4) この特約の保険期間満了の日の翌日に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 4 継続後のこの特約の保険期間は、継続前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。
- 5 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して継続することがあります。
- 6 継続後のこの特約の保険料は、継続日における被保険者の年齢および職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）によって計算します。
- 7 継続前のこの特約の保険期間（継続が2回以上行われた場合は、すべての継続前のこの特約の保険期間とします。）中に、保険契約者および被保険者のいずれもが第10条<被保険者の職業の変更等>の規定に定める通知を怠っていたときで、被保険者の職業の変更（職業に就いていない被保険者が新たな職業に就いたとき、および被保険者が保険契約申込書に記載された職業または会社に通知した職業を辞めたときを含みます。）により継続後のこの特約の保険料率を変更する必要があるときには、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 継続後のこの特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも低い場合
会社の定めた方法で、第4条<特約給付金額の指定>にお

いて指定された特約給付金額を改めます。また、すでに特約給付金の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金の支払額を削減します。

- (2) 継続後のこの特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合
会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。
- 8 継続するこの特約の第1回保険料は、継続日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 9 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の継続はなかったものとし、この特約は継続前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしします。
- 10 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を継続する場合には、前2項および第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第3項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 継続するこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。
 - ② 保険料の払込方法（回数）は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第4号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
 - (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - (3) 前号の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の継続はなかったものとし、この特約は継続前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしします。
 - (4) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、その特約の保険料と同時に払い込むものとしします。
- 11 第5条<特約給付金の支払>、第6条<災害通院給付金の支払に関する補則>、第7条<特約給付金の支払限度>および第11条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、継続後のこの特約の保険期間は、継続前のこの特約から継続したものとして取り扱います。
- 12 継続後のこの特約には、継続日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 13 継続後の特約給付金額は、特約給付金額が会社の定める範囲で変更される場合を除き、継続前の特約給付金額と同額と

します。

- 14 第3項第4号の規定によりこの特約が継続されず、かつ、第3項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、会社が承諾した場合に限り、本条の継続の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を継続時に締結することがあります。この場合、第11項の規定を準用し、継続時に締結する他の特約の保険期間は、継続前のこの特約から継続したものとして取り扱います。

第20条〈管轄裁判所〉

特約給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条〈主約款の準用〉

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第22条〈中途付加する場合の特則〉

- 1 第1条〈特約の締結および責任開始期〉第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）で定めるものとします。

(2) この特約の第1回保険料（半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。）は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(1) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(1) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとし

ます。

- (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時（その時まで告知が行われていないときは、告知の時）を責任開始期とします。
- (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
- (3) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第23条<主契約に長期入院給付特約〔2009〕等が付加されている場合の取扱>

主契約に長期入院給付特約〔2009〕、長期入院給付特約〔2009E〕、長期入院給付特約〔A〕または長期入院給付特約〔B〕（以下、総称して「長期入院給付特約〔2009〕」等といいます。）が付加されている場合には、第6条<災害通院給付金の支払に関する補則>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

- 2 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当する日に災害通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、前条第1項の規定にかかわらず、災害通院給付金は支払いません。
- (1) 主契約の疾病入院給付金が支払われる日
 - (2) 主契約（主契約が疾病入院保険の場合は、この特約とあわせて付加されている災害入院特約）の災害入院給付金が支払われる日
 - (3) 長期入院給付特約〔2009〕等の疾病長期入院給付金が支払われる日
 - (4) 長期入院給付特約〔2009〕等の災害長期入院給付金が支払われる日

第24条<疾病入院保険、医療保険〔2005〕に付加する場合の取扱>

- 1 この特約を疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合には、主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- 2 第6条<災害通院給付金の支払に関する補則>第3項を、つぎのとおり読み替えます。

- 3 被保険者が、つぎの各号のいずれかの事由が生じ

た時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その通院を、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき

終身特約〔低解約払戻金〕

(2019年1月21日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
特約死亡保険金	被保険者が死亡したときに特約死亡保険金を支払います。
特約高度障害保険金	被保険者が高度障害状態に該当したときに特約高度障害保険金を支払います。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- この特約の責任開始期(以下、「責任開始期」といいます。)は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者(以下、「被保険者」といいます。)は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険料払込期間および保険料の払込>

- この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。
- この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<特約保険金の支払>

- 特約死亡保険金、特約高度障害保険金(以下、総称して「特約保険金」といいます。)の支払は、つぎのとおりとします。
 - 特約死亡保険金

特約保険金を支払う場合(以下、「支払事由」といいます。)	被保険者が、死亡したとき
支払額	特約保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ②責任開始期(この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺

	③戦争その他の変乱
--	-----------

(2) 特約高度障害保険金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、別表3に定める高度障害状態(以下、「高度障害状態」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	特約保険金額
受取人	主契約の疾病入院給付金の受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の自殺行為 ③被保険者の犯罪行為 ④戦争その他の変乱

特約

終身特約(低解約払戻金)

- 2 被保険者が、戦争その他の変乱によって特約保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約保険金を全額または削減して支払うことがあります。
- 3 特約高度障害保険金の受取人は主契約の疾病入院給付金の受取人以外の者に変更することはできません。
- 4 特約高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡した場合は、特約高度障害保険金は支払わず、特約死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- 5 特約高度障害保険金を支払った場合は、この特約は、その高度障害状態に該当した時にさかのぼって消滅します。
- 6 免責事由に該当して、特約死亡保険金を支払わない場合には、会社は、この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 7 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、この特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の保険料積立金を保険契約者に支払います。
- 8 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を原因として、特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っ

ていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

- (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条<特約保険金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約保険金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第6条<死亡保険金受取人の代表者>

- 1 死亡保険金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第7条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第9条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。
- 3 第1項の規定にかかわらず、保険契約者が解約払戻金を請求した後は、この特約を復活することはできません。

第10条<会社への通知による死亡保険金受取人の変更>

- 1 保険契約者は、この特約を付加する際に、死亡保険金受取人を指定してください。
- 2 保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により死亡保険金受取人を変更することができます。
- 3 前2項の場合、同じ主契約にすでにこの特約を付加しているときは、この特約の死亡保険金受取人はすでに指定されている死亡保険金受取人と同一とします。
- 4 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人

に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- 5 第2項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券またはそれに代わる書面に表示します。

第11条＜遺言による死亡保険金受取人の変更＞

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券またはそれに代わる書面に表示します。

第12条＜死亡保険金受取人の死亡＞

- 1 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 2 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第13条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第14条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第15条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第16条＜特約保険金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

- 3 本条の規定により特約保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第17条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 前項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、特約保険金の支払事由に該当した場合を除きます。

第18条<特約の払戻金>

- 1 保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。
- 2 解約払戻金は、つぎのとおり計算します。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約については、その経過年月数（経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算した金額に、低解約払戻金割合を乗じて計算します。
 - (2) 低解約払戻金割合は、70%とします。
 - (3) 保険料払込期間満了後の保険契約については、その経過年月数により計算します。
- 3 払戻金の支払時期および支払場所については、主約款の給付金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。また、払戻金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合は消滅します。

第19条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（この特約の復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活日または特約の中途付加日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第23条＜中途付加する場合の特則＞の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合には、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金のある特約および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加日から5年間（中途付加日において被保険者が満15歳未満の場合は、中途付加日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21条＜管轄裁判所＞

特約保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第23条＜中途付加する場合の特則＞

1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当

額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）で定めるものとします。

- (2) この特約の第1回保険料（半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。）は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(ア) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(ア) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時から前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時（その時までには告知が行われていないときには、告知の時）を責任開始期とします。

(2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。

(3) 第3条<特約の保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は、保険契約者が会社所定の範囲内で指定するものとします。

(4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。

② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約

- の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日) における被保険者の満年齢により計算します。
- (5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (6) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。
- 3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。
- 4 第13条<告知義務および告知義務違反による解除>または第14条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。
- 5 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約の保険料を払い込む場合には、第3条<特約の保険料払込期間および保険料の払込>第2項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
- (1) この特約の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。
- ① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。
- ② 保険料の払込方法（回数）は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第3号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
- (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- (3) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、この特約の保険料と同時に払い込むものとします。
- (4) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
- (5) 会社は、前号の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。
- (6) 主契約に三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、この特約を更新する特約とみなして、三大疾病保険料払込免除特約の<主契約に給付のある特約が付加されている場合の特則>を適用します。

第24条<指定年齢後保険料半額特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出

- て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 保険契約者は、保険料半額開始年齢を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) 保険料全額払込期間は、責任開始期の属する日から被保険者の年齢が前号において指定された保険料半額開始年齢に達した後、に到来する最初の年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (3) 保険料全額払込期間経過後のこの特約の保険料は、保険料全額払込期間におけるこの特約の保険料の半額とします。
 - (4) 第1号において指定された保険料半額開始年齢は、変更することができません。
 - (5) 主約款の保険料の前納の規定を適用する場合、保険料全額払込期間中の保険料と保険料全額払込期間経過後の保険料をあわせて前納する取扱は行いません。
 - (6) 本特則のみの解約はできません。

第25条＜保険金の請求の際の必要書類に関する特則＞

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の高度障害保険金もしくは死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、高度障害保険金または死亡保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

第26条＜疾病入院保険に付加した場合の特則＞

この特約を疾病入院保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条＜特約の保険料払込期間および保険料の払込＞中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

- 3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第4条<特約保険金の支払>中、「死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡保険金受取人（保険金不担保特則が付加され、かつ、指定のない場合は、被保険者の死亡時の法定相続人）」と読み替えます。
- (3) 保険金不担保特則が付加されていないときは、第4条<特約保険金の支払>中、「主契約の疾病入院給付金の受取人」とあるのを「主契約の高度障害保険金の受取人」と読み替えます。
- (4) 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したことによりこの特約が消滅した日において、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために高度障害保険金が支払われないときで、この特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約が消滅した日に高度障害状態に該当したものとみなして高度障害保険金を支払います。

第27条<医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第4条<特約保険金の支払>中、「死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡保険金受取人（保険金不担保特則が付加され、かつ、指定のない場合は、被保険者の死亡時の法定相続人）」と読み替えます。
- (3) 保険金不担保特則が付加されていないときは、第4条<特約保険金の支払>中、「主契約の疾病入院給付金の受取人」とあるのを「主契約の高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

第28条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険料払込期間および保険料の払込>中、第2項の次に第3項および第4項としてつぎの規定を加えます。

3 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料

の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相当額を保険契約者(保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人)に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

4 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

(2) 第10条<会社への通知による死亡保険金受取人の変更>第3項をつぎのとおり読み替えます。

3 前2項の場合、同じ主契約にすでにこの特約または終身特約を付加しているときは、この特約の死亡保険金受取人はすでに指定されている死亡保険金受取人と同一とします。

リビング・ニーズ特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、リビング・ニーズ保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の保険料の払込＞

この特約は保険料の払込を要しません。

第3条＜リビング・ニーズ保険金の支払＞

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。また、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了（主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合にも、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとし、その特約の消滅に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。
- 4 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとし、この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 5 会社は、主契約の保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後リビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 6 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 7 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主契約の保険金の請求を受

けた場合には、リビング・ニース保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニース保険金は支払いません。

- 8 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。）の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を生リビング・ニース保険金の受取人とします。
- 9 主約款の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の規定による貸付金があるときは、会社は、その支払うべき金額からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。
- 10 リビング・ニース保険金の受取人は第8項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第4条<リビング・ニース保険金を支払わない場合>

- 1 被保険者が、つぎのいずれかによりリビング・ニース保険金の支払事由に該当した場合には、会社は、リビング・ニース保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または第5条<リビング・ニース保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項に定める指定代理請求人の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 戦争その他の変乱
- 2 被保険者が、戦争その他の変乱によってリビング・ニース保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、主契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、リビング・ニース保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第5条<リビング・ニース保険金の請求、支払時期および支払場所>

- 1 リビング・ニース保険金を請求する場合には、被保険者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者がリビング・ニース保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（第8条<指定代理請求人の変更>の規定により変更した者を含みます。以下、「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、リビング・ニース保険金の受取人の代理人としてリビング・ニース保険金の請求をすることができます。ただし、リビング・ニース保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 前項の規定により会社がリビング・ニース保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してリビング・ニース保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 リビング・ニース保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- 5 主約款および特約条項の規定により、リビング・ニース保険金を支払うことによって消滅する部分の未経過期間に対応した保険料相当額を支払う場合は、リビング・ニース保険金の請求日から6か月経過し

た日に当該部分が消滅したものとして計算します。

第6条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第8条<指定代理請求人の変更>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第9条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第10条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第11条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第12条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) リビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第13条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第14条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条<特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとし、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第16条<管轄裁判所>

リビング・ニーズ保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第18条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、会社がこの特約の付加を承諾した時を責任開始期とします。
 - (2) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第19条<主契約に定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約、家族生活保障特約が付加されている場合の特則>

主契約に定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約および家族生活保障特約の全部または一部が付加されている場合には、つぎのとおりとします。ただし、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約または家族生活保障特約の保険期間の満了(定期特約および家族生活保障特約については、特約条項の更新に関する規定により更新される場合を除きます。)前1年以内である場合には、当該特約については、この特約は適用しません。

- (1) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第2項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約および家族生活保障特約の特約死亡保険金額(逡減定期特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約死亡保険金額、家族生活保障特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価)を加えた額とします。
- (2) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第2項に定める指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約、定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約および家族生活保障特約の死亡保険金額(特約死亡保険金額および特約家族生活保障年金の現価を含みます。なお、逡減定期特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約死亡保険金額、家族生活保障特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価とします。以下、本号において同じ。)のそれぞれの割合

をもとに、会社の定める方法で、主契約およびこれらの特約の死亡保険金額から指定されたものとしします。

- (3) この特則によるリビング・ニーズ保険金の支払については、第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第3項から第9項までの規定および第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>第2項の規定を準用します。ただし、主契約に遡減定期特約、遡増定期特約または家族生活保障特約が付加されている場合には、第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第4項における指定保険金額分の減額は、主契約については指定保険金額が、遡減定期特約および遡増定期特約については指定保険金額に対応する特約基準保険金額が、家族生活保障特約については指定保険金額に対応する特約基準年金額が減額されたものとしします。

第20条<主契約に災害死亡割増特約または傷害特約が付加されている場合の特則>

(記載省略)

第21条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>

(記載省略)

第22条<主契約が終身保険〔無選択型〕の場合の特則>

(記載省略)

第23条<主契約が三大疾病保障終身保険の場合の特則>

(記載省略)

第24条<主契約が三大疾病保障付終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則>

(記載省略)

第25条<主契約が終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則>

(記載省略)

第26条<主契約が新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕の場合の特則>

(記載省略)

第27条<主契約が疾病入院保険、医療保険〔2005〕、医療保険〔2009〕、医療保険〔無解約払戻金〕の場合の特則>

- この特約を疾病入院保険、医療保険〔2005〕、医療保険〔2009〕または医療保険〔無解約払戻金〕に付加する場合には、定期特約、終身特約、終身特約〔低解約払戻金〕および家族生活保障特約の全部または一部（本特約を通じて「死亡特約」といいます。）が付加されていることを要します。
- この特約を疾病入院保険、医療保険〔2005〕、医療保険〔2009〕または医療保険〔無解約払戻金〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>を、つぎのとおり読み替えます。

第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、

- リビング・ニース保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 リビング・ニース保険金の支払額は、リビング・ニース保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）におけるつぎの各号の金額を合計した金額（以下、本条において「死亡特約の特約保険金額」といいます。）のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニース保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
 - (1) 定期特約の特約保険金額
 - (2) 終身特約の特約保険金額
 - (3) 終身特約〔低解約払戻金〕の特約保険金額
 - (4) 家族生活保障特約の特約家族生活保障年金の現価（リビング・ニース保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価とします。）
 - 3 前項に定める指定保険金額は、リビング・ニース保険金の請求日における定期特約、終身特約、終身特約〔低解約払戻金〕および家族生活保障特約の特約保険金額（特約家族生活保障年金の現価を含みます。なお、家族生活保障特約については、リビング・ニース保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価とします。以下、本項において同じ。）のそれぞれの割合をもとに、会社の定める方法で、これらの特約の特約保険金額から指定されたものとします。
 - 4 死亡特約の特約保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニース保険金が支払われた場合には、死亡特約は、リビング・ニース保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
 - 5 死亡特約の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニース保険金が支払われた場合には、死亡特約は、指定保険金額分だけリビング・ニース保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、死亡特約に家族生活保障特約が含まれているときには、当該特約については、指定保険金額に対応する特約基準年金額が減額されたものとします。
 - 6 前項の場合、死亡特約の特約条項における特約保険金額の減額または特約基準年金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
 - 7 会社は、死亡特約の特約保険金（特約年金を含みます。以下、本条において同じ。）を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニース保険金の支払事由が発生したことによりその後リビング・ニース保険金の請求を受けても、これを支払いません。
 - 8 リビング・ニース保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニース保険金を支払いません。
 - 9 リビング・ニース保険金を支払う前に、死亡特約の特約保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニース保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニース保険金は支払いません。
 - 10 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合（主契約が医療保険〔2009〕または医療保険〔無

解約払戻金〕のときは、保険契約者が終身特約または終身特約〔低解約払戻金〕の死亡保険金受取人の場合)には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。

11 リビング・ニーズ保険金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

- (2) 第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>第2項中、「主契約」とあるのを「死亡特約」と読み替えます。
- (3) 第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第4項中、「主約款」とあるのを「主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)」と読み替えます。
- (4) 第12条<特約の消滅>に定めるほか、つぎのいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ① 死亡特約がすべて消滅したとき
 - ② 死亡特約のうち、家族生活保障特約の特約年金が支払われたとき
- (5) 第19条<主契約に定期特約、逓減定期特約、逓増定期特約、家族生活保障特約が付加されている場合の特則>の規定は適用しません。
- (6) 死亡特約に定期特約または家族生活保障特約が含まれている場合で、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期特約または家族生活保障特約の保険期間の満了(当該特約の特約条項の更新に関する規定により更新される場合を除きます。)前1年以内であるときには、当該特約については、この特約は適用しません。

第28条<主契約が引受基準緩和型医療保険の場合の特則>
(記載省略)

第29条<主契約が家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕の場合の特則>
(記載省略)

第30条<主契約が引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕、引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕の場合の特則>
(記載省略)

指定代理請求特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条＜特約の対象となる給付金等＞

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条＜指定代理請求人の指定＞

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合

- (3) その他前2号に準じる状態(給付金等の受取人が死亡した場合を除きます。)であると会社が認めた場合
- 2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内であることを要します。
 - 3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合(第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表1)を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者
 - 4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 - 5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。
 - 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- 3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条<告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知>

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求

人に解除の通知をします。

第7条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第8条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>の規定を適用します。

第9条<主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用>

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条<主契約ががん保険の場合の取扱>

（記載省略）

第12条<主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱>

（記載省略）

第13条<主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱>

（記載省略）

第14条<主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱>

（記載省略）

保険料口座振替特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の途中において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期を過ぎた保険料を会社または会社

の指定した場所に払い込んでください。

第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。
ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条<指定口座または提携金融機関等の変更>

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条<特約の消滅>

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (2) 保険契約が消滅または失効したとき
- (3) 保険料の前納が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条<特約の適用>第2項に該当しなくなったとき

第8条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条<契約日等の特則>

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
 - ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
- ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
- ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。
- (4) 第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

保険料クレジットカード支払特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」といいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めの日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがいが、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条<指定カードまたはカード会社の変更>

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
 - ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
- ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

別表1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

<女性疾病入院特約 [2013]>

項目	必要書類
女性疾病入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による入院した病院又は診療所の入院証明書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書

<通院特約 [2013]>

項目	必要書類
特約給付金 ・ 疾病通院給付金 ・ 災害通院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書

＜総合先進医療特約 [2012] ＞

項 目	必 要 書 類
先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による療養を受けた保険医療機関の療養についての証明書 ・ 先進医療にかかる技術料の支出を証する書類 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書
定期から終身への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

＜入院一時金特約＞

項 目	必 要 書 類
入院一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書

<女性特定手術特約>

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・女性特定手術給付金 ・乳房再建給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約の消滅	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券 ・医師の診断書（第16条第1項第3号の規定によりこの特約が消滅する場合）
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・被保険者についての会社所定の告知書

<三大疾病一時金特約>

項 目	必 要 書 類
三大疾病一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 ・会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の証明書 ・病理組織検査報告書 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・被保険者についての会社所定の告知書

＜三大疾病無制限型長期入院特約＞

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・ 疾病長期入院給付金 ・ 災害長期入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書
定期から終身への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

＜介護一時金特約＞

項 目	必 要 書 類
介護一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 要介護認定の結果について記載された介護保険被保険者証 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書

<認知症介護一時金特約>

項目	必要書類
認知症介護一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・被保険者についての会社所定の告知書

<就労所得保障一時金特約>

項目	必要書類
就労所得保障一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者が国民年金法にもとづき障害基礎年金の支給要件に該当したと認定されている旨を証する書類 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

<精神疾患保障一時金特約>

項 目	必 要 書 類
精神疾患保障一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者が国民年金法にもとづき障害基礎年金の支給要件に該当したと認定されている旨を証する書類 ・ 被保険者の精神障害者保健福祉手帳の写し ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

<傷害特約〔医療保険〕>

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・ 特定損傷給付金 ・ 災害通院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書（災害通院給付金の場合） ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
職業の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険証券

＜終身特約〔低解約払戻金〕＞

項 目	必 要 書 類
特約死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・ 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約保険金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書
死亡保険金受取人の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の相続人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 遺言書の写し

<リビング・ニーズ特約>

項 目	必 要 書 類
リビング・ニーズ 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
リビング・ニーズ 保険金の指定代理 請求	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・保険証券
特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
指定代理請求人の 変更	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

＜指定代理請求特約＞

項 目	必 要 書 類
指定代理請求による給付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・ 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・ 被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・ 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・ 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による給付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・ 代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・ 被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・ 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・ 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 ・ 指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
指定代理請求人の変更等 ・ 指定代理請求人の変更 ・ 指定代理請求人の撤回 ・ 特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

<備考>

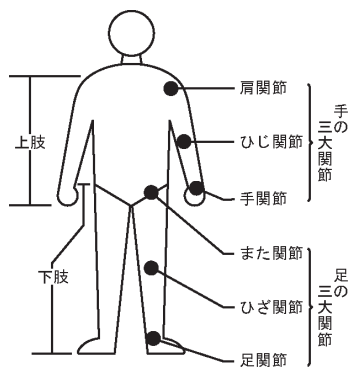
〔別表3 対象となる高度障害状態〕について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表4 対象となる身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

<備考>

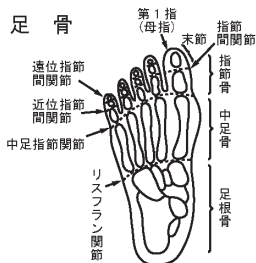
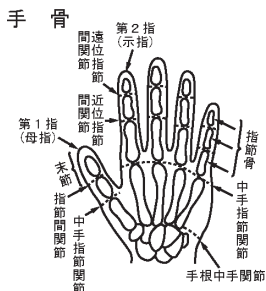
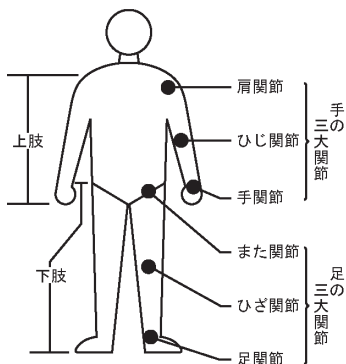
【別表4 対象となる身体障害状態】について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう置換した場合をいいます。
4. 手指の障害
 - (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
6. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、

または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表21-2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する入院施設を有する有床診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）ただし、介護保険法に定める医療施設（介護療養型医療施設など）を除きます。
2. 上記1の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表22-2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表23-2 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、別表21-2に定める病院または診療所および患者を収容する施設を有しない診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。（往診を含みます。）

別表24 特定疾病一覧

特定疾病
1. 糖尿病
2. 高血圧性疾患
3. 慢性リウマチ性心疾患
4. 虚血性心疾患
5. 先天性甲状腺機能低下症
6. 古典的フェニルケトン尿症
7. 異常分娩・異常妊娠（帝王切開を含む。）
8. 外傷に伴う合併症および後遺症

別表25 特定部位一覧

身体部位

1. 食道
2. 胃および十二指腸（当該部位の手術に伴い空腸の手術を受けた場合には空腸を含む。）
3. 小腸（十二指腸を含む。）
4. 盲腸（虫垂突起を含む。）
5. 大腸（直腸、盲腸を含む。）
6. 直腸および肛門
7. 肝臓、胆嚢および胆管
8. 膵臓
9. 腹膜
10. 肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術に伴い胸郭の手術を受けた場合には胸郭を含む。）
11. 鼻（副鼻腔を含む。）
12. 咽頭（扁桃を含む。）および喉頭（声帯を含む。）
13. 口腔、歯、舌、歯肉、顎下腺、耳下腺および舌下腺
14. 耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳および聴神経を含む。）および乳様突起
15. 眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
16. 腎臓および尿管
17. 膀胱および尿道
18. 前立腺
19. 乳房（乳腺を含む。）
20. 子宮（妊娠もしくは分娩の異常が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
21. 卵巣、卵管および子宮付属器
22. 睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
23. 甲状腺
24. 頸部（頸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。）
25. 胸部（胸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。）
26. 腰部（腰椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。）
27. 仙骨部および尾骨部（当該神経を含む。）
28. 左肩関節部および左鎖骨
29. 右肩関節部および右鎖骨
30. 左股関節部
31. 右股関節部
32. 左上肢（左肩関節部を除く。）
33. 右上肢（右肩関節部を除く。）
34. 左下肢（左股関節部を除く。）

身体部位

35. 右下肢（右股関節部を除く。）
36. 鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
37. 趾骨および中足骨
38. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
39. 上顎骨、下顎骨および顎関節
40. 股関節
41. 膝関節
42. 脊柱（脊椎、椎間板および当該神経を含む。）
43. 縦隔
44. 膣・外陰部
45. 肋骨、胸骨およびその他の胸郭
46. 骨盤骨
47. 頭蓋骨
48. 陰嚢部（陰嚢水腫が生じた場合に限る。）
49. 副腎
50. 副甲状腺（上皮小体）
51. 上肢
52. 下肢

別表27 悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 | CD-10 (2013年版) 準拠 (以下、「| CD-10」)」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇の悪性新生物<腫瘍>	C00
舌根<基底>部の悪性新生物<腫瘍>	C01
舌のその他および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C02
歯肉の悪性新生物<腫瘍>	C03
口(腔)底の悪性新生物<腫瘍>	C04
口蓋の悪性新生物<腫瘍>	C05
その他および部位不明の口腔の悪性新生物<腫瘍>	C06
耳下腺の悪性新生物<腫瘍>	C07
その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物<腫瘍>	C08
扁桃の悪性新生物<腫瘍>	C09
中咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C10
鼻<上>咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C11
梨状陥凹<洞>の悪性新生物<腫瘍>	C12
下咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C13
その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C14
食道の悪性新生物<腫瘍>	C15
胃の悪性新生物<腫瘍>	C16
小腸の悪性新生物<腫瘍>	C17
結腸の悪性新生物<腫瘍>	C18
直腸S状結腸移行部の悪性新生物<腫瘍>	C19
直腸の悪性新生物<腫瘍>	C20
肛門および肛門管の悪性新生物<腫瘍>	C21
肝および肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	C22
胆のう<嚢>の悪性新生物<腫瘍>	C23

分類項目	基本分類 コード
その他および部位不明の胆道の悪性新生物<腫瘍>	C24
膵の悪性新生物<腫瘍>	C25
その他および部位不明確の消化器の悪性新生物<腫瘍>	C26
鼻腔および中耳の悪性新生物<腫瘍>	C30
副鼻腔の悪性新生物<腫瘍>	C31
喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C32
気管の悪性新生物<腫瘍>	C33
気管支および肺の悪性新生物<腫瘍>	C34
胸腺の悪性新生物<腫瘍>	C37
心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物<腫瘍>	C38
その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C39
(四) 肢の骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40
その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>	C44
中皮腫	C45
カポジ<Kaposi>肉腫	C46
末梢神経および自律神経系の悪性新生物<腫瘍>	C47
後腹膜および腹膜の悪性新生物<腫瘍>	C48
その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
外陰(部)の悪性新生物<腫瘍>	C51
腔の悪性新生物<腫瘍>	C52
子宮頸部の悪性新生物<腫瘍>	C53
子宮体部の悪性新生物<腫瘍>	C54
子宮の悪性新生物<腫瘍>、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物<腫瘍>	C56
その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C57
胎盤の悪性新生物<腫瘍>	C58

分類項目	基本分類 コード
陰茎の悪性新生物<腫瘍>	C60
前立腺の悪性新生物<腫瘍>	C61
精巣<睾丸>の悪性新生物<腫瘍>	C62
その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C63
腎盂を除く腎の悪性新生物<腫瘍>	C64
腎盂の悪性新生物<腫瘍>	C65
尿管の悪性新生物<腫瘍>	C66
膀胱の悪性新生物<腫瘍>	C67
その他および部位不明の尿路の悪性新生物<腫瘍>	C68
眼および付属器の悪性新生物<腫瘍>	C69
髄膜の悪性新生物<腫瘍>	C70
脳の悪性新生物<腫瘍>	C71
脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C72
甲状腺の悪性新生物<腫瘍>	C73
副腎の悪性新生物<腫瘍>	C74
その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物<腫瘍>	C75
その他および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76
リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C77
呼吸器および消化器の続発性悪性新生物<腫瘍>	C78
その他の部位および部位不明の続発性悪性新生物<腫瘍>	C79
悪性新生物<腫瘍>、部位が明示されていないもの	C80
ホジキン<Hodgkin>リンパ腫	C81
ろ<濾>胞性リンパ腫	C82
非ろ<濾>胞性リンパ腫	C83
成熟T/NK細胞リンパ腫	C84
非ホジキン<non - Hodgkin>リンパ腫のその他および詳細不明の型	C85
T/NK細胞リンパ腫のその他の明示された型	C86
悪性免疫増殖性疾患	C88

分類項目	基本分類コード
多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物<腫瘍>	C90
リンパ性白血病	C91
骨髄性白血病	C92
単球性白血病	C93
細胞型の明示されたその他の白血病	C94
細胞型不明の白血病	C95
リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および 詳細不明の悪性新生物<腫瘍>	C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97

(注)分類項目中の代替可能な用語は山括弧<>で表示されます。例えば、「新生物<腫瘍>」とは、「新生物」の代替可能な用語が「腫瘍」であることを表しており、「悪性新生物」と「悪性腫瘍」は同義となります。

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3 . . . 悪性、原発部位
／6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

上記1には該当しないものの、2に該当する場合には、この保険契約において対象となる悪性新生物とします。例えば、「ICD-10」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1には該当しないものの、2に該当するため、この保険契約において対象となる悪性新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真性赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

分類項目	基本分類 コード
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

(注) 「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

別表30 公的医療保険制度

つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表35 免責事由に該当する運動等

つぎのいずれかに該当する運動等をいいます。

1. 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
2. リュージュ
3. ボブスレー
4. スカイダイビング
5. ハンググライダー搭乗
6. 超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗
7. ジャイロプレーン搭乗
8. その他これらに類する危険な運動

別表36 免責事由に該当する乗用具等

つぎのいずれかに該当する乗用具等をいいます。

1. 自動車（オートバイを含みます。）
2. 原動機付自転車
3. モーターボート（水上オートバイを含みます。）
4. ゴーカート
5. スノーモービル
6. その他これらに類する乗用具

別表39 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

1. 骨折
2. 関節脱臼
3. 腱の断裂

<備考>

〔別表39 特定損傷〕について

1. 骨折
「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折（特発性骨折を含みます。）を除きます。
2. 関節脱臼
「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復的脱臼を除きます。
3. 腱の断裂
「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表42 対象となる女性特定疾病

対象となる女性特定疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ・乳房の悪性新生物<腫瘍> ・外陰（部）の悪性新生物<腫瘍> ・膣の悪性新生物<腫瘍> ・子宮頸部の悪性新生物<腫瘍> ・子宮体部の悪性新生物<腫瘍> ・子宮の悪性新生物<腫瘍>、部位不明 ・卵巣の悪性新生物<腫瘍> ・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> ・胎盤の悪性新生物<腫瘍> ・その他の部位の続発性悪性新生物<腫瘍>（C79）中、卵巣の続発性悪性新生物<腫瘍> 	<ul style="list-style-type: none"> C50 C51 C52 C53 C54 C55 C56 C57 C58 C79.6
上皮内新生物	<ul style="list-style-type: none"> ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌（D07）中、子宮内膜の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌（D07）中、外陰部の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌（D07）中、膣の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌（D07）中、その他および部位不明の女性生殖器の上皮内癌 	<ul style="list-style-type: none"> D05 D06 D07.0 D07.1 D07.2 D07.3
良性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ・乳房の良性新生物<腫瘍> ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物<腫瘍> ・卵巣の良性新生物<腫瘍> ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物<腫瘍> 	<ul style="list-style-type: none"> D24 D25 D26 D27 D28

	<ul style="list-style-type: none"> ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物<腫瘍> ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物<腫瘍> (D 48) 中、乳房の新生物<腫瘍> 	D 39 D 48. 6
卵巣機能障害	・卵巣機能障害	E 28
関節リウマチ	<ul style="list-style-type: none"> ・血清反応陽性関節リウマチ ・その他の関節リウマチ 	M 05 M 06
乳房および女性生殖器の疾患と障害	<ul style="list-style-type: none"> ・乳房の障害 ・女性骨盤臓器の炎症性疾患 ・女性生殖器の非炎症性障害 	N 60～N 64 N 70～N 77 N 80～N 98
妊娠、分娩および産じょく<褥>の合併症	<ul style="list-style-type: none"> ・流産に終わった妊娠 ・妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿および高血圧性障害 ・主として妊娠に関連するその他の母体障害 ・胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 ・分娩の合併症 ・単胎自然分娩 (O 80) を除く分娩 ・主として産じょく<褥>に関連する合併症 ・その他の産科的病態、他に分類されないもの 	O 00～O 08 O 10～O 16 O 20～O 29 O 30～O 48 O 60～O 75 O 81～O 84 O 85～O 92 O 94～O 99

(注1) 「乳房の悪性新生物<腫瘍>」、「乳房の上皮内癌」、「乳房の良性新生物<腫瘍>」、「乳房の障害」には、乳房の皮膚における新生物<腫瘍>や障害は含まれません。

(注2) 「卵巣機能障害」には、卵巣機能障害によらない生理不順・更年期障害などは含まれません。

(注3) 「関節リウマチ」には、若年性関節炎 (M 08/若年性関節リウマチなど) は含まれません。

(注4) 乳房、外陰、膣、子宮頸部、子宮体部、卵巣、女性生殖器、胎盤に生じた悪性新生物のうち、上記の基本分類コードに該当しないものについても、会社が認めた場合に限り、対象となる女性特定疾病に含めることがあります。

(注5) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が認めた場合に限り、上記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる女性特定疾病に含めることがあります。

別表52 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、基本分類コードO80.1およびO81からO84までに規定される内容によるものとし、たとえば、骨盤位分娩（いわゆる逆子（さかご））、鉗子分娩、吸引分娩、帝王切開、多胎分娩（いわゆる双子など）をいいます。

別表53 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表56 先進医療

先進医療とは、別表30に定める法律にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養をいいます。ただし、厚生労働省告示に定める先進医療に該当するものに限ります。また、療養を受けた日現在別表30の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養、評価療養のうち先進医療以外の療養、選定療養、食事療養、生活療養など、先進医療以外の療養は含みません。

別表59 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則としてつぎの3項目を満たす疾病 ①典型的な胸部痛の病歴 ②新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ③心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表61 特定障害状態

対象となる特定障害状態とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

	状 態
1. 眼の障害	両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態
2. 聴覚の障害	両耳の聴力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態
3. そしゃく・嚥下機能の障害	そしゃく・嚥下の機能を欠くもの
4. 音声または言語機能の障害	音声または言語機能に著しい障害を有するもの
5. 肢体の障害	(1) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの (2) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの (3) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの (4) 1上肢のすべての指を欠くもの (5) 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの (6) 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの (7) 両下肢のすべての指を欠くもの (8) 1下肢の機能に著しい障害を有するもの (9) 1下肢を足関節以上で欠くもの (10) 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの (11) 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
6. その他の特定の障害	(1) 心臓移植を受けたもの (2) 人工心臓を装着したもの (3) CRT（心臓再同期医療機器）またはCRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの (4) 永続的な人工透析療法施行中のもの (5) 人工肛門を永久的に造設し、かつ、新膀胱を永久的に造設したものまたは尿路変更術を施したもの (6) 人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排

	尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの
7. 上記1～6以外の障害	(1) 歩行や身の回りのことはある程度できるが、介助が必要なこともあり、軽労働や座業（例えば軽い家事、事務など）もできない状態 (2) 常に介助を必要とし、自力では屋外への外出が不可能であり、終日就床を強いられる状態

（備考）

1. 眼の障害

- (1) 「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 - ② 両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
 - ③ 両眼の視野がそれぞれI/4の視標で中心10度以内におさまるもので、かつ、I/2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの（左右別々に8方向の視野の角度を求め、いずれか大きい方の合計が56度以下のものをいう。）。なお、ゴールドマン視野計のI/4の視標での測定が不能の場合は、求心性視野狭窄の症状を有しているもの
- (2) 眼瞼下垂による視力障害または視野障害は「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」には該当しません。
- (3) 視力の測定値は、万国式試視力表またはそれと同一原理によって作成された試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定したものをを用います。
- (4) 視野の測定は、ゴールドマン視野計および自動視野計またはこれらに準ずるものをを用いて行います。ゴールドマン視野計による場合、中心視野の測定にはI/2の視標を用い、周辺視野の測定にはI/4の視標を用います。

2. 聴覚の障害

- (1) 「両耳の聴力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、両耳の平均純音聴力レベル値＝ $(a+2b+c) / 4$ が90デシベル以上のもの、または80デシベル以上で、かつ最良語音明瞭度（語音明瞭度が最も高い値）が30%以下のものをいいます。
語音明瞭度＝ $\frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語音数}} \times 100(\%)$
- (2) 聴力の測定は、オージオメータ（JIS規格またはこれに準ずる標準オージオメータ）で行います。
- (3) 最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57s式語表」あるいは「67s式語表」とします。

3. そしゃく・嚥下機能の障害

「そしゃく・嚥下の機能を欠くもの」とは、流動食以外は摂取できないもの、経口的に食物を摂取することができないもの、および、経口的に食物を摂取することが極めて困難なもの（食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、または、一日の大半を食事に費やさなければならない程度のもの）をいいます。

(注) 歯の障害による場合は、補綴等の治療を行った結果によるものとします。

4. 音声または言語機能の障害

「音声または言語機能に著しい障害を有するもの」とは、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。

(1) 発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することのどちらかまたは両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しないもの

(2) 口唇音（ま行音、ぱ行音、ば行音等）、歯音・歯茎音（さ行、た行、ら行等）、歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）、軟口蓋音（か行音、が行音等）の4種の語音のうち3種以上が発音不能または極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの

(3) 喉頭全摘出手術を受け、発音に関わる機能を喪失したもの

(注) 歯の障害による場合は、補綴等の治療を行った結果によるものとします。

5. 肢体の障害

(1) 「両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの」とは、必ず両上肢のおや指を基節骨の基部から欠き、それに加えて、両上肢のひとさし指または中指を基節骨の基部から欠き、有効長が0のものをいいます。

(2) 「両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、1指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいいます。

(3) 「1上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1上肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。

① 不良肢位で強直しているもの

② 関節の最大他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ筋力が半減しているもの

③ 筋力が著減または消失しているもの

(4) 「1上肢のすべての指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、有効長が0のものをいいます。

(5) 「1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、瘢痕による指の埋没または不良肢位拘縮等により、

指があってもそれが無いのとほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。

- (6) 「両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両上肢の3大関節中それぞれ1関節の最大他動可動域が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ筋力が半減しているもので、日常生活における動作の多くが「一人で全くできない場合」または日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいいます。

*日常生活における動作

- | |
|----------------------------|
| ア さじで食事をする |
| イ 顔を洗う（顔に手のひらをつける） |
| ウ 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる） |
| エ 用便の処置をする（尻のところに手をやる） |
| オ 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ） |
| カ 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる） |

- (7) 「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くものをいいます。

- (8) 「1下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1下肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。ただし、膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように、単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その下肢を歩行時に使用することができない場合を含みます。

- ① 不良肢位で強直しているもの
- ② 関節の最大他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ筋力が半減しているもの
- ③ 筋力が著減または消失しているもの

- (9) 「1下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいいます。

- (10) 「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両下肢の3大関節中それぞれ1関節の最大他動可動域が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ筋力が半減しているもので、日常生活における動作の多くが「一人で全くできない場合」または日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいいます。

*日常生活における動作

- | |
|----------|
| ア 片足で立つ |
| イ 歩く（屋内） |
| ウ 歩く（屋外） |
| エ 立ち上がる |
| オ 階段を上る |
| カ 階段を下りる |

- (11) 「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助器具の助けをかりる必要がある程度の障害をいいます。

6. その他の特定の障害

- (1) 「永続的な人工透析療法」には、一時的な人工透析療法は含みません。また、「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜透析法により血液浄化を行う療法をいいます。
- (2) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。
- (3) 「新膀胱」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、膀胱の蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (4) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。

別表70 日常生活動作における要介護状態

「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)および(2)のすべてに該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) つぎの①および②のうちいずれか1項目以上について、下表の「要介護状態の状態像」に定める「全介助を要する状態」であること
- ① 寝返り
 - ② 歩行
- (2) つぎの①から④のうちいずれか2項目以上について、下表の「要介護状態の状態像」に定める「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること
- ① 衣服の着脱
 - ② 入浴
 - ③ 食物の摂取
 - ④ 排泄

＜要介護状態の状態像＞

項目	内容	一部介助を要する状態	全介助を要する状態
1. 寝返り	身体にふとん等をかけない状態で、横たわったまま左右のどちらかに向きを変えらること	ベッドの柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまらなければできない状態	ベッドの柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまっても介助なしではできない状態
2. 歩行	立った状態から歩幅や速度は問わず5m以上歩くこと	義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければできない状態	義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても介助なしではできない状態

3. 衣服の着脱	(1) ボタンのかけはずし (2) 上衣の着脱 (3) ズボン・パンツ等の着脱 (4) 靴下の着脱	左記(1)から(4)のいずれかについて、一部は自分でやっているが、部分的に介助を要する状態	左記(1)から(4)のいずれかについて、自分ではまったくできずすべての介助を要する状態
4. 入浴	一般家庭用浴槽の出入り(浴槽の縁をまたぐこと)	介護者が支える、手を貸すなどの部分的な介助がなければ一人ではできない状態	介護者が抱えなければできない状態、介護者がリフト等の機器を用いなければできない状態
5. 食物の摂取	通常の食事を摂ること(食物を口に運ぶ行為を指し、調理、配膳、片付けは含まない)	食事の際に、小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等、食べやすくするために何らかの介助が必要な状態	介助なしに自分ではまったく食事をしない、またはできない状態
6. 排泄	排泄および排泄後の始末	排泄後の拭き取りができないか、できても不十分なために介護者が拭き取るなどの直接的な介助を要する状態	排泄後の拭き取り始末を含め、排泄に関してすべての介助を要する状態

別表71 認知症による要介護状態

「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

(備考)

1. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症」とは、つぎの①および②のすべてに該当する「器質性認知症」であることをいいます。

- ① 脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること

(2) 上記(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変または損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 器質性認知症

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック<Pick>病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02.1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F05) 中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

(注) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といえます。意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などをしめす状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当することをいいます。

- (1) 常時、時間の見当識障害があること。ただし、時間の見当識障害の判定基準は、季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができるかによるものとします。
- (2) 場所の見当識障害があること。ただし、場所の見当識障害の判定基準は、今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができるかによるものとします。
- (3) 人物の見当識障害があること。ただし、人物の見当識障害の判定基準は、日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができるかによるものとします。

別表72 就労困難状態 A

対象となる就労困難状態 A とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 在宅療養

「在宅療養」とは、つぎの(1)から(3)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 医師による治療(注1)が継続しており、かつ日本国内にある自宅等(障害者支援施設などを含みます。)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し(注2)、自宅等からの外出が困難な状態(注3)。

(注1) 在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為は含みません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。

(注2) 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。

(注3) 「自宅等からの外出が困難な状態」とは、つぎのすべてに該当するものをいいます。

① 病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅等に制限されていること

② 上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的な原因に基づくこと

(2) 別表61に定める特定障害状態に該当した状態。

(3) 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(注4、5)。

(注4) 国民年金の保険料未納等の特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、会社が認めるときは、障害等級1級または2級に認定された状態とみなします。

(注5) 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合で、精神障害以外の障害または病状が障害等級2級に満たない状態を除きます。

別表73 対象となる精神疾患

対象となる精神疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F00-F09 F10-F19 (ただし、F11.2、 F12.2、F13.2、 F14.2、F15.2、 F16.2、F18.2、 F19.2を除きます。)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
詳細不明の精神障害	F99

別表74 就労困難状態 B

対象となる就労困難状態 B とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(注)

(注) 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合で、精神障害が障害等級2級に満たない状態を除きます。

3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態

「終身特約〔低解約払戻金〕」 解約払戻金額例表

(2017年3月2日改定)

保険料払込期間：終身

(男性)

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

経過年数	契約年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
1	5,228	7,139	9,517	12,384	16,519	20,969
2	15,091	19,352	24,739	31,434	41,437	53,403
3	25,025	31,633	39,979	50,433	66,212	85,316
5	45,133	56,392	70,500	88,292	115,129	147,420
10	96,790	119,194	146,774	182,145	231,809	290,394
15	147,609	180,129	219,335	270,670	334,855	404,894
20	199,556	241,057	290,851	353,830	426,348	494,582
25	252,092	301,302	360,875	430,150	503,054	559,766
30	304,623	360,680	426,654	497,914	563,137	603,481
35	356,565	418,819	487,023	554,724	606,805	
40	407,759	473,434	540,624	599,223	636,090	
45	457,885	523,557	585,561	631,566		
50	504,973	568,060	620,760	653,255		

(女性)

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

経過年数	契約年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
1	4,585	6,007	7,876	10,301	14,429	20,409
2	13,563	16,764	21,013	26,594	36,089	50,203
3	22,595	27,577	34,196	42,919	57,747	79,740
5	40,811	49,353	60,680	75,715	100,995	137,878
10	87,253	104,592	127,345	159,000	208,252	275,778
15	132,567	158,491	191,825	239,990	308,744	392,859
20	178,850	212,971	257,513	320,102	402,250	488,894
25	226,052	267,847	323,817	397,842	484,612	561,100
30	273,764	323,753	389,402	470,177	552,169	610,223
35	321,822	380,181	453,045	533,892	602,963	
40	370,782	435,999	512,264	586,153	637,519	
45	420,200	490,163	564,425	625,447		
50	469,082	540,562	607,209	652,180		

*上記の解約払戻金額は、契約応当日前日の解約払戻金額を表示しています。

保険料払込期間：60歳払済

(男性)

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

経過年数	契約年齢			
	20歳	30歳	40歳	50歳
1	8,772	13,167	24,330	55,366
2	23,009	32,834	55,576	117,963
3	37,351	52,626	86,930	180,928
5	66,370	92,576	149,981	308,151
10	140,876	194,438	309,772	636,285
15	215,002	295,545	469,890	925,116
20	291,257	399,101	636,285	940,195
25	369,384	505,595	925,116	953,966
30	449,304	616,601	940,195	966,136
35	531,330	901,689	953,966	976,299
40	616,601	921,256	966,136	984,232
45	901,689	939,214	976,299	989,982
50	921,256	955,159	984,232	993,830

(女性)

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

経過年数	契約年齢			
	20歳	30歳	40歳	50歳
1	8,555	12,641	23,636	54,217
2	22,434	31,606	54,051	115,511
3	36,401	50,684	84,601	177,165
5	64,589	89,169	146,102	301,672
10	136,577	187,298	302,231	621,067
15	207,910	285,053	458,932	904,724
20	281,255	385,549	621,067	921,911
25	356,715	489,190	904,724	938,489
30	434,221	597,036	921,911	953,832
35	514,053	875,320	938,489	967,279
40	597,036	897,489	953,832	978,263
45	875,320	919,002	967,279	986,492
50	897,489	939,019	978,263	992,075

*上記の解約払戻金額は、契約応当日前日の解約払戻金額を表示しています。

保険料払込期間：65歳払済

(男性)

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

経過年数	契約年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
1	7,694	11,192	17,821	34,962	120,823
2	20,597	28,410	42,334	77,146	249,909
3	33,594	45,735	66,945	119,487	380,573
5	59,894	80,693	116,464	204,750	647,581
10	127,429	169,723	242,005	422,643	940,195
15	194,445	257,634	366,784	647,581	953,966
20	263,285	347,188	495,608	940,195	966,136
25	333,607	438,492	631,182	953,966	976,299
30	405,172	532,539	921,256	966,136	984,232
35	478,022	631,182	939,214	976,299	989,982
40	552,899	921,256	955,159	984,232	993,830
45	631,182	939,214	968,527	989,982	
50	921,256	955,159	978,997	993,830	

(女性)

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

経過年数	契約年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
1	7,487	10,690	17,055	34,228	119,196
2	20,044	27,232	40,615	75,518	246,061
3	32,680	43,870	64,303	117,012	373,968
5	58,177	77,425	112,051	200,696	633,307
10	123,273	162,896	233,541	414,798	921,911
15	187,587	247,712	355,093	633,307	938,489
20	253,634	334,631	481,213	921,911	953,832
25	321,472	423,884	612,724	938,489	967,279
30	390,941	516,405	897,489	953,832	978,263
35	462,204	612,724	919,002	967,279	986,492
40	536,010	897,489	939,019	978,263	992,075
45	612,724	919,002	956,650	986,492	
50	897,489	939,019	971,112	992,075	

*上記の解約払戻金額は、契約応当日前日の解約払戻金額を表示しています。

●MEMO

●MEMO

●MEMO

●つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・転居により、住所が変わったとき
- ・町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター ●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
0120-5555-95 土曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が込み合う場合がございます。)

※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

○指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。

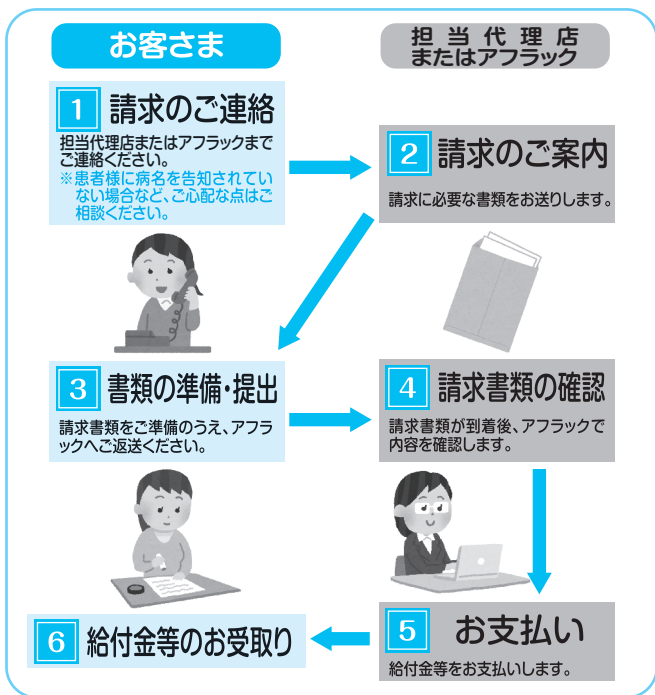
○（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス；<http://www.seiho.or.jp/>）

○なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

給付金等ご請求手続きの流れ

給付金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、給付金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。



アフラック保険金コンタクトセンターで承っています

0120-555-877 通話料無料 携帯OK

●受付時間 9:00～17:00 ●月曜日～金曜日（祝日を除く）

※月曜日は電話が込み合う場合がございます。

アフラックホームページから、いつでも簡単・スピーディに
給付金・保険金請求のお手続きができます。

●こちらからアクセス



●キーワードで検索

アフラック 給付金

2019年1月作成

募集代理店



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

当社保険に関するお問合せ・各種手続き

コールセンター 0120-5555-95